

通しをつけたおわけでございます。もちろんそれは所得の上昇を繰り込んでそういうことになるだろうということをございます。それを今回千五百万円に引き上げることによりまして、改正前の千万円の昨年の三万件という線を維持するだらうというふうに御説明を申し上げたわけでござります。

は個人の所得税率との関係ということと、一つには中小の同族会社といいますのは、やはり自分がもつけましたその利得の中から、みずからが留保して拡張を図っていくことに頼らざるを得ませんので、そういう配慮でもつて控除制度を設けておるわけでございます。

それから、ちょっと古くて恐縮でございますけれども、四十八年度の実績で申しますと、留保金課税を受けました会社の数は約八万三千件でござります。その八万三千件のうちで、実績としまして定率控除と定額控除が一体どういうふうに影響しておるのかというのを、わかつていないのでござりますけれども、推計をいたしまして四十八年度におきます定額控除、これもやはり三百五十五万円から五百五十万円に引き上げたわけでございます。

けれども、そのときは五百円で引き上げました後で五万件課税を受けるであろうというふうに算定をいたしておりましたので、この八万三千件のうちの五万件が定額控除の関係で課税を受けるということに推計をいたしておりますわけでござります。

○中橋政府委員 同族会社の留保金課税制度といいますのは、そもそもは個人企業とのバランスを配慮したものでございます。これは昨日もお答えしましたように、それを徹底いたしますれば、留保金課税制度というのは、もつと今日の姿と違つたものもあり得るわけでございますけれども、今日のように定率・定額という控除制度を設けましたのは、そういうバランスをとりながらも、またその中でいわゆる中小の同族法人についての配慮を加えておるわけでございます。それは、一つに

は個人の所得税率との関係ということと、一つに中小の同族会社といいますのは、やはり自分がもつけましたその利得の中から、みずからが留保ませんので、そういう配慮でもつて控除制度を設けておるわけでございます。

その控除制度を設けます場合に、先ほど申しましたように定率と定額というのをかみ合わせて、中小の同族会社にこの留保金課税ができるだけ酷にならないよう、先ほど申しました二つの目的にも沿うようにということで配慮いたしておりますわけでございます。

○村山(喜)委員まだわからないのですが、この場合には所得金額のベースで課税にならない限度額は幾らになりますか。

○中橋政府委員五十年度の改正案によりますところの留保金課税のいわゆる課税最低限というのには、一千七百万円程度でございます。

○村山(喜)委員最低はそういうふうになりますね。そつすると、いわゆる実際の控除額となる場合の所得の限度はどれだけになりますか。

○中橋政府委員定率控除と定額控除の分岐点といたことでございますから、現行一千八百五十七万円というのが四千一百八十六万円になる計算になります。

○村山(喜)委員そういたしますと、この年度改正の効果というのは一千七百四万円から四千二百八十六万円の間に働くことになるわけですね。

そういたしますと、それとの関係において非同族会社や個人企業とのバランスがどういうふうにとれているかということについての資料が私たちの方にはないわけです。バランスがとれおりませんとあなた方は言われるけれども、同じような形態の同族会社、しかもこちらは非同族会社、そしてこちらの方は青色の事業の個人企業者あるいは法人、そういうのを比較したらこういうふうな状態になりますという比較表でも参考資料としてもらえば、なるほどそうかというような

は個人の所得税率との関係ということと、一つに
は中小の同族会社といいますのは、やはり自分が
もうけましたその利得の中から、みずからが留保
して拡張を図っていくことに頼らざるを得
ませんので、そういう配慮でもって控除制度を設
けておるわけでございます。

その控除制度を設けます場合に、先ほど申しま
したように定率と定額というのをかみ合わせて、
中小の同族会社にこの留保金課税ができるだけ酷
にならないよう、先ほど申しました二つの目的
にも沿うようについて配慮いたしておるわ
けでございます。

○村山(喜)委員 まだわからないのですが、この
場合には所得金額のベースで課税にならない限度
額は幾らになりますか。

○中橋政府委員 五十年度の改正案によりますと
ころの留保金課税のいわゆる課税最低限というの
は、二千七百万円程度でございます。

○村山(喜)委員 最低はそういうふうになります
ね。そうすると、いわゆる実際の控除額となる場
合の所得の限度はどれだけになりますか。

○中橋政府委員 定率控除と定額控除の分岐点と
いうことでございますから、現行二千八百五十七
万円というのが四千一百八十六万円になる計算に
なります。

○村山(喜)委員 そういたしますと、この今度の
改正の効果というのは一千七百四万円から四千一
百八十六万円の間に働くことになるわけであ
すね。

とでわかるわけですが、バランスがとれでおりませんとあなた方が言われても、私たちの方ではそれを証する資料がない。だから、バランスがとれでないというふうに判断いたしておるわけでございます。

○中橋政府委員 個人企業と同族会社の税負担を総合的に比較をするということは、かつていろいろやつてみたことがござります。ただ、そのときには条件をいろいろ設定しなければなりません。利益の金額が幾らであるか、またその中で配当して幾ら株主に分配されるか、賞与として幾ら支給に分配されるかといふようなこと等をいろいろ設定いたしまして、そうして同族法人企業と個人企業でそれぞれ行いました場合の総合的な税負担を比較するわけでございます。

それでは見ますと、大体ある金額をえますれば法人形態の方が有利であるという数字が長時間ずっと出ておったわけでございますけれども、その後におきましては、いわば個人の所得税課税率の方でかなり法人形態に近い税制をとることにじきしております。たとえば青色におきましての専業者給与についての限度額を撤廃するとか、あるいは個人の青色事業者につきましてもみなし法人制度といふことをとりまして、事業主報酬についていわば分別課税が行われるような制度の導入を行うことが行われております。

したがいまして、ほぼそういうように両方がよりましたからには、かなり従来の比較と違った数字が出てくるわけでございます。その上でなお留保金課税が一体どういう効果を及ぼすかということをございますけれども、非常に条件複雑になつておりますので、最近はそういう計算が出来ますから、そこにおきましては何らかの留保金課税というのが法人形態について必要である企業になりますれば、これは前の経験から言ましても、法人形態の方が有利であるという計算がでますから、そこにおきましては何らかの留保金課税というのが法人形態について必要である

○村山(雪)委員 いろいろそういうようなめんどうなことがあるだろうと思いますが、私が質問をしているのは、低所得といいますか比較的低いところの層で一ぺん比較検討してみる必要があるんじゃないかと思うのですよ。そういう意味では前提条件によって相当違つてくることもわかります。が、一ぺんそういうよつた資料をこの大蔵委員会の方にお出しをいただいて見直しをするという点も必要ではなかろうかと思いますので、適当な機会にそういう資料をお出ししただくことを要請いたしたいと思いますが、いかがでござりますか。

○中橋政府委員 かなりいろいろな設定条件というのがござりますけれども、そつとうよつたものも含めながらそういう資料をつくつてみたいと思います。

○村山(雪)委員 法人税法の改正についてはこの程度でおきまして、租税特別措置法の内容について、若干の問題について質問をいたしてまいりたいと思っております。

その第一は、現在の外債発行の状態の中で残高が一体幾らくらいあるのかということからお聞きをいたしたいのでござります。いままでいろいろ資料を調べてみると、産業投資関係の外貨国債、それから政府保証外債あるいは政府保証外貨借款、あるいは普通言われるところの外債、この外貨建ての転換社債や外貨建ての普通社債等があるわけでございますが、今日における残高は総額で、一体どのくらいになっているのか、この点をまず承りたいでござります。

それというのは、今度の租税特別措置法の七条によりまして、民間の外貨債の利子の非課税措置が、從来は五年以上であつたものを三年以上にしようというよつたことで改正がなされよつとしておりますし、七条の二によりまして特殊の外貨借款の利子については非課税措置をとりましとう、四十一条の十三で利付外貨債の発行差金の非課税措置をとりましとう、こういうよつた措置が今度税法改正の中で出てきておるわけです。

一体、その必要性というものが那邊にあるのかな

ということも問題にしなければなりませんし、また、そういうようなものをなせ三年に引き下げなければならなかつたのか。從来のものを見てみると、外貨建ての普通社債は、これはもちろん税法との関係もありましようが、五年、七年、九年、十二年、十五年、外貨建ての転換社債の場合には十年、十五年、二十年というような比較的の長期のものが入つて來りますし、いままで日本の外貨準備高が高かつたために、昭和四十三年十月のスイス市場における第二回の産投資金を得るための公債発行以来外貨国債の発行は行つていなし、こういうような状況にございましたが、最近の日本の国際収支の状態から見まして、一時的にはずいぶん心配をされたわけでございますが、最近においてはまた事情が変わりまして、内外の金利差あるいは円の先高、そういうようなことから外資の流入が進んできて、経常収支も黒字になつてきたというような問題が出ておるようでございまして、一連のそういうような緩和政策もきょうの新聞あたりを見るととられて いるよつてござります。

そういうような点から見た場合に、国際収支の上においての懸念というものは、いまのところ余り感じられない。感じられないどころではなくて、かえつて二億六千万ドルも黒字になつてきているというよつなことから、外人のいわゆる対日証券投資も一億六千万ドルぐらい一月には行われたのではなかろうかというふうに見られている状態の中で、なおこの税法によりましてそういうふうな優遇措置をとらなければならぬ必要性といふものがどうもはつきりしないのでございまして、それについて、こういうような理由でやるんだという説明をまず願いたいと思います。

○大倉政府委員 非常に広範囲にわたる御質問でございましたので、どこから申し上げてよろしいかわからぬのでございますが、まず国際収支の見通しでございますけれども、御承知のとおり、四十八年度は基礎収支で百三十億ドルの赤字でございました。四十九年度は五十五億ドルの基礎収

支の赤字というのが十二月の政府見通してござります。その後の状況を加味いたしますと、これより数億ドル赤字幅が縮まるであろうといつふうには考えております。引き続き五十年度がどうなるかということにつきましては、同様昨年十二月に作成いたしました政府見通しでは、依然として三十九億ドルの基礎収支の赤字ということを予想いたしております。

その中で、長期資本収支はいま主要な外債発行に関連する項目でございますが、これが四十八年度は実に九十億ドルの赤字を記録いたしております。四十九年度は三十億ドル程度の赤字が見込まれておりますが、最近の情勢から考えますと、これは数億ドル赤字幅が縮まるのではないかと思つております。五十年度は二十二億ドルの赤字を見込んでおりますが、これには相当の政策努力を加味してこのくらいに圧縮したいという意識で、政策を加味した目標値というような性質の見通しになつております。

したがいまして、長々と申し上げましたが、引き続きまして長期資本収支の項目におきまして、

わが国からの資本輸出につきましては、資源の開発案件その他重要な海外投資案件が依然としてござりますし、これは長い目で見て奨励いたしたいと思っておりますので、流入の面におきましては、安定的な中期・長期の外貨流入を引き続き促進してまいらざるを得ないというのが全体の姿であろうと思つております。

そこで、なぜ従来五年であった措置法の利子免稅の期限を三年に縮めるのかというお尋ねがございましたが、実績で見ますと、御指摘のとおり、特に昨年の暮れにいわゆる外一内外債の発行を個別に認めるという方針をとりまして以来の実績では、五年ものというのが非常に多くございました。たまに七年ものというのがござりますし、転換社債には十五年ものというのがございますが、圧倒的に五年ものであるという状況でござります。これを三年にお願いいたしております理由は、やはり先方のマーケットのいろいろな状況によりま

て、たとえば御承知の世界銀行がニューヨークのマーケットで起債いたしましたが、これは非常に長いものと四年のものとを抱き合せて発行しています。向こう側がそういうことを希望する場合もあるわけでございまして、ところが、片方は利子の税金を取られてしまつということになりますと、事実上そういう組み合わせ発行ができないということになります。それが一つの具体的なケースであろうかと思います。

それからなお、市場の状況は、現在ではおっしゃいますとおりかなり落ちついてきておりますけれども、やはり昨年の夏に非常に苦い経験をいたしておりますと、率直に申せば一寸先はやみだとうような状態が少なくとも二年、三年は続くのではないかろうか。万一何らかの事件が起こりますと、五年ものというような資金はどうていとれない、三年、四年なら何とかなるということがあり得るということは十分予想されますので、いまこの措置法をお願いいたしまして直ちに日本企業の起債をすべて三年ものに移していくということを考えているわけではございませんが、万一一の場合に即応できるよう、三年以上のものについて従来の五年以上のものと同様の免税の規定を設けておいていただきたい、緊急事態に備えてここで手を打たしておいていただきたい。

その点は特殊借入金についても同様でござります。日銀がいま借り入れをすることを予定しておるわけではございません。しかし、万一の場合に、利子に税金がかかるというのでは実現できない、いまの外側の事情では、そういうことで、いわば予防的な措置としてぜひこの機会にそこまでの余裕を私どもに与えておいていただきたいというのが、今回の改正をお願いしておる趣旨でございます。

なお、御質問の中に、二月には総合収支も黒字になり、いわゆる外人証券投資もかなり大きくなったり、今後心配ないではないかというお話をございましたけれども、全体の年度間を通じましての見通しは冒頭に私が申し上げたようなことでございまして、改正をお願いしておる趣旨でございます。

性質的にはかなり短期資金の性質を持ち得る金でござりますので、これがこのままの勢いで来月以降続いていく、あるいはふえていくというふうにはなかなか見通しにくいという項目でございます。

○村山(喜)委員　いま説明いただきましたが、三月の五日ですか、西ドイツで電電公社の政府保証外債の発行が一億マルクですか、これは七年ものということで、十年ぶりに再開をされたということでした。西ドイツでの発行は三年ぶりだということに聞いておりますが、そういう外債の発行をめぐりまして、非常にきつい条件の中でそういうものを発行しなければならない状態にあるのかどうか、その点を一点尋ねたいのと、それから昭和四十九年度の予算の中で、政保債の授權権として三百億円設定しておりますが、これはどういうふうに消化されたのか、その二点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○大倉政府委員　電電債は、御指摘のとおり、外では久しぶりの発行でございます。これは利率が八分七厘五毛でございまして、いまのマーケットの状況といたしましては非常にいい条件だというふうに私は考えております。ほとんど同じ時期にニューヨークで発行になりました開発銀行債、これは表面利率八分五厘でございまして、これもほぼ同時に発行されましたフランスの政府機関の債券に比べますと非常にいい条件で、私どものところに参っております外国の引受業者みんな、あれは非常に成功であった、よかつたと言つて、手前みそになりますけれどもほめてくれております。したがつて、中期・長期の安定外資をなるべくいい条件で安定的に取り入れたいという、私が先ほど御説明しました考え方からしますと、この二本の発行はいずれも成功であったというふうに考えております。

しては、これは実は理財局が所管いたしておりますが、私から便宜お答えたしますと、ただいま申し上げました二本でございます。開銀債が五千万ドルでございますので、これはすでに先物で手当しておりますが、その相場で換算することになりますけれども、わかりやすく三百円で簡単に計算いたしますれば百五十億円、いま円が三百円よりも若干強うござりますから、百五十億円弱、それから電電債は一億マルクでございますから、いまの相場で百二十億円強、合わせまして約一百七十億円。四十九年度内はこれで終了でござります。

○村山(喜)委員 次の問題に移りますが、租税特別措置法によります国税と地方税の減収額、資料をいただいておりますが、これは計算をいろいろして提出をいただいておるわけでございますが、過去において、こういうような見込みになりますというようなことで出しをいただいたものを、実際に実証的に点検をしていくという作業はおやりになつたことがあるのかどうか、お尋ねをいたしてみたいと思うのです。

たとえば、四十九年度の租税特別措置法による減収額試算の中でも、「住宅対策のための課税の特例」これは一千六十億円の減収額になります、こういう資料を前年いただいておるわけですね。ところが、今度は八百四十億円になる見込みでござりますということの資料をいただいたわけです。するならば、四十九年度は、諸資材の値上がり、人件費の値上がり等によりまして、とてもじやありませんが一千六十億円も減収になるような家は建つていないのでないだろうか。

それから「課税特例の態様別分類」というのがござります。その資料の二枚目ですが、「準備金等によるもの」が今度は一千七十億円ということになりますが、四十九年の場合には七百九十一億というところで説明をいただいたわけです。しかしながら、一体そういうふうに果たしてなつたものであるのかどうか。これをそういう予定で試算をいたしましたが、経済の実態活動の面か

されだけの減免になりましたというような資料を今まで出されたことがないと思うのですが、そういうような実証をやつていらっしゃるかどうか。実績は一体どうなっているんだ。

たとえば、これの同じ資料の四枚目に書いてございますが、「内部留保の充実、企業体質の強化」というのがござります。その中で四十八年は、価格変動準備金は二十二億というのがございますね。果たして実績としてはそういうようなものであつたであろうかどつかということについて、私はほかの資料から推計をしてみると、どうもそれは二十二億というのは過小な見積もりであつたのではないかどうかという気がしてなりません。そこら辺の関係でどのよつた状態になつてているかを、まずお尋ねをしてみたいと思うのです。

○中橋政府委員　租税特別措置の減収額でございますが、毎年度御提出をいたしておりますのは、もちろん見込み額でございます。ただ、その見込み額を算出いたしますときには、得られますところの最近における実態の数字を基礎に、しかも五十年度なら五十年度におきますところのいろいろな見込みを勘案をいたしまして試算をいたしておりますのでございます。

それは一体毎年度どういうふつた結果になつておるのかというのは、もちろん私どもは実態の資料が出ますれば、それと引き比べておるわけでございますが、たとえば法人につきましては、四十八年度の「法人企業の実態」という国税庁で発行いたしておりますものにかなり詳細いろいろなデータが出ております。そういうものでいろいろ四十八年度におきますところのわれわれの試算がどういうことになつておつたのかというのと比較検討いたしまして、しかもそれをもとにいたしまして、それを四十九年、五十年と延長いたしましたもので試算をいたすわけでございます。

したがいまして、四十八年度としましては、あの当時に見込みましたものよりも、一般的な経済の状況からかなり伸びておるもののがございます。その伸びを実績に反映をいたしまして五十年を算

出いたしておりますので、四十八年、四十九年、五十年と横に見ていただきますと、そういうものが数字的に御看取いただけるもののがございます。それから、たとえばいま御指摘のように、住宅対策のための課税の特例としましていろいろ出してあります。これは法人関係もございますけれども、個人の住宅貯蓄控除でございますとか住宅取得控除というのがございますが、これも実績が出てしまいは、それと比較勘案をし、反省をいたしているわけでござります。五十年度におきましては、住宅対策のための課税の特例の減収見込み額がたとえば四十九年度と比べて減少いたしておりますのは、住宅取得控除の実績が、見込みましたものよりも減つておったというそれに準拠いたしまして新しく見積もりをし直したというものでござります。

それから、準備金等につきましても、もちろんさつき申しましたような実態と見込みの乖離がござります。ただ、たとえばいま御指摘のようなな価格変動準備金でござりますと、四十八年度においては改正がございましたから、そういうものも見込みながら數字を試算いたしたものでござりますし、その後におきますところの実態で五十年度を計算出いたします。価格変動準備金でござりますと、やはり価格が伸びてまいります、あるいはたな卸し資産がふえてまいりますということになりますと、やはり価格が伸びてまいります。価格がなればふえざるを得ないわけでございますが、そういうもののできるだけ実態と、それからその後におきますところの一般的な指標からの伸びというものを織り込みながら試算いたしておるわけでございます。

○村山(高)委員 三月五日の官報の資料版で「税務統計からみた 法人企業の実態 昭和四十八年部分」というのを見たのですが、その中で倍格変動準備金というものは期末残高が八千百六十億円で対前年比で一千七百三十一億円増になつておる、その比率は二六・九%の伸びでございますと、いう形で出されているわけです。

税法の改正によりまして落ち込むであろうとい

したがって、こういうような引当金なりあるいは価格変動準備金の期末残高の上から見まして余りにも過小見込みであったのではないであろうか。しかもインフレ期を迎えておりますから、その会社の営業収入金も一四・九%もふえている。税金逃れのためにいかにして内部留保を高めよつかと云うことで四苦八苦した年を迎えてきているわけですが、益金処分の社内留保も四〇・七%もふえた年でございます。そういうようなものから見たら、二十二億という数字は過小見積もりで、それが実態としては幾らになつたんだ、だから四十九年度はそれをもとにして試算をされたのでしょうかが、それが五十年はなお百九十億もふえるんだという計算の基礎は、一体どういうよつたふうにしてなされたものか、この際、説明を願つておきたいと思うのです。

○中橋政府委員 価格変動準備金につきましての四十八年度の見込みと実績がかなり乖離しているということは、御指摘のとおりでございます。それで、今回の五十年度を積算いたします場合には、そういいました四十八年の実績と、それからまた、その後におきますところの経済見通しあるいは経済調査等の伸びを勘案いたしまして、さらにそれを伸ばして百九十億円という数字を出したわけでござります。

○村山(喜)委員 いや、それはあなたの言われるるところだらうと思うのですが、その基礎的な数字をもつと説明願いたいと言つておられるのですよ。時間がありませんから、それは後で結構です。次の問題を質問します。

今度は原油備蓄施設の割り増し償却の問題でござりますが、これは石油備蓄との関係がございまして、今までいろいろ資料調べてみますと、六十日分は確保ができた、今度九十日にするのだ、それ以上持つということは国家的な要請なんだ、こういうような考え方で出されておるようでござります。そうなつてきますと、各国の石油の備蓄

というのは原油だけではございませんで、半製品もあれば製品もあるということをございますし、また、その業態によりましては販売業者もあれば卸業者もあるし、あるいは輸入業者もある、あるいは精製メーカーもあるというような形で、いろいろ分類がされておるようございます。そうなつたときに、今度の税法の上では原油だけが対象になつておるというふうに見るのはですが、いまの資源エネルギー政策の上で、そういうような原油備蓄の施設の割り増し償却だけを取り上げた理由といふのは一体何なのか、これについて説明をいただきたいのでござります。

○中橋政府委員 おつしやるよろしく、もちろん備蓄を進めてまいりたいときには、原油段階のものもござりますれば、半製品、製品段階のものもあるわけでござります。しかし、何と申しまして

も、やはりその基盤となりますのは原油でござりまするから、しかもその貯油ということがあります。したがいまして、そういう原油備蓄といふことを考へます場合には、やはりタンクという問題

についての特別償却ということを今回御提案をいたしておりますわけでござります。

○村山(喜)委員 通産省に尋ねますが、世界のそういうよろしいわゆる石油の貯蔵計画、備蓄計画に比べて日本の場合はおくれている、九十日にして

なければならぬ。この場合に、私が言いましたように、世界の国々の場合には、単なる原油だけではなくて、製品の数量まで含めたものを考へているようでござります。いま日本の産業活動が非常に沈滞をしている中で、石油の消費量が減つてきておる、そして半製品等も入れて計算をするならば、もうすでに今日の状態においては八十日以上の石油貯蔵が現実になきれている、こういうふうに報道をしている新聞等もあるようあります、実情は一体どうなつておるのですか。

○山本説明員 現在の石油の在庫状況でございま

と説明を聞きますと、日本にいま五千四百万キロリットルあるということですが、その五分の一も一ヵ所に、しかも火山活動が非常に心配をされている状態の中で、しかもスラッシュを運ぶ運搬船が沈没をして、まだ大部分は回収ができないようないいふうに大蔵省はお考えになっているのですか。

また、そういうところに第三次拡張計画によつて備蓄をさせるという政策は、通産省のエネルギー庁としては正しいと思っているのかどうか、その点についてお伺いしたいのです。

○中橋政府委員 原油備蓄計画のもとにおきまつて、その備蓄基地の選定あるいは実行に伴いますところの地域社会との円滑な実行ということについて万全の配慮をする、あるいは安全対策について周到な検討を行い、その措置を講ずるということは、当然必要なわけでございます。

それとはまた別にございまして、私どもといふな

しますれば、九十日備蓄ということで、それが国としてどうしても必要だという計画でございまれば、やはり企業がそれに応ずるということにしてのインセンティブということを特別措置で考えて、これはまた適当な場合があるわけでございます。

個別の計画の具体化などについてでは、それぞれの当局者が十分の配慮をされるということは、もちろんわれわれも期待をいたしますし、それが前提でございますけれども、税制としますれば九十日の備蓄ということが国として避けがたい命題であるということをございますから、そういうことについての税制上の配慮をするというのが会回の御提案でございます。

○山本説明員　ただいま御指摘の日石喜入基地の第三次計画でございますが、私どもの方といたしましては、これは石油企業が県の方にまず公有地

面の埋め立ての許可の事前申請と申しますか、これをやつたということを承知しております。現在あそこの錦江湾のところは確かに非常に美しい、

されいなところでござりますし、そこにどのくら
いの石油備蓄の基地をつくるのが適切かという
は、いわゆる環境容量とか、潮の流れとか風向き
とか、いろいろ複雑な要素が絡むと思いますが、
それを県の当局が慎重に事前に調査しているとい
うのが現状だと承知しております。私どもとい
しましては、そういう具体的な調査の進行を待ち
ながら、その結果によつて、具体的に権限とい
うのはございませんけれども、石油備蓄全体の観点
からその問題の位置づけを考えていきたいとい
うふうに思つております。

ベースの考え方でいくならば、いま中橋主税局長が言つたように、いやそれは主務官庁の通産省が決めることであつて、われわれとしては税法上のインセンティブを与えさえすればいいんだという割り切り方になるだろうと思います。

しかし、森政務次官お聞きをいたないでおるよつうに、県はいま環境調査をやつていますよ。非常に慎重な態度で検討を続けていることも事実でござります。しかし、その環境調査というものは、それはどれだけの許容量があるのかというよつた問題をとらうがちって、どうも大貴様と、うよよ

調査をするのである。桜島の大噴火といふことまで調査するわけじゃありません。そつうよくな不測の事態が起つたときには、天然災害でございますからとて逃げられる。逃げられたって、一千万キロリットルの油が目の前にならんでいる前では、毎日のようすに桜島は鳴き声を立てる。

している、そして物すごい噴火を上げているわけです。一年間に千回以上の小爆発を起こしているわけですね。そして京都大学の、向こうの火山観測所の所長あたりが言われるには、最近の隆起状態から見て大爆発があることは間違いないと、この前も国会に参考人として来てきてて言われている。その日の前に大石油貯蔵地がつくられようとしている。

先ほど、第五輝丸のスラッジ運搬船がひつくり返りまして、いまなお回収されないで残っていますが、分等がありますということを言つておりますが、

まだその事故処理も済んでいないわけです。そういうような状態の中に、これは税法上の恩恵をうなぎと見て取ることだけで事足れりとする考え方というものは、行政当局はそうであっても、政務次官であるあなた、政治家であるあなたは、また大蔵大臣という政治家はそういうようなものについては判断を別の角度からされる必要があるのでないのだろうか。一行政区の中だけで問題を考えるのでなくして、通産行政の面にも目を通しながら、こういうような問題についてはこのような点でチェックしていくんだという考え方というのもお持ちになつてしかるべきではなかろうかと思う。

ここに資料がござりますが、現に三十番タンク
これは不等沈下八十八ミリです。五十ミリ以上は
危ないということに基準が決められておりますか
ら、現地を調査してみると、これについてはいま
のです。

油を八万五千キロリットル抜いて、それで残っているのが、一万五千キロリットルしかこれにははれてありません。これはつくり直さないと危ないことになってしまいますから、つくり直さなければならぬわけです。

のインセンティブをもつて与えているわけですね。与えて、そうしててきた。それで割り増し償却でいま处置がされておる。しかし、そういうような危険なものが今日存在をしている。それが今度はつくり直さなければならない。つくり直

た場合には、また税法上の恩恵を与えていくと
うのが今度の提案の内容であります。だからと
いう、そういうようなものについては税法の適用はし
いのかどうか。この点は中橋主税局長から私は
聞きをしたいのですが、そういうような不等沈下
がない、基準を上回るというような状態になつ
るものについては、一体どういうような取扱
いをされるのか。

そしてまた、一ヵ所に一千万キロリットルも大タンクを並べてやるというような政策といふのは果たして妥当かどうかですね。幾らそばに

場街がなくとも、余りにも當利主義的なそういう考え方がある——それはもう隣接しているところをどんどん埋め立てていった方が安上がりで、日本本石油としてはもうかるわけですよ。そういうのを許されて、万一の事故があつた場合には、命は日本石油が保障してくれるわけではありません。やはり国が責任を持つてもらわなければならない。そこに今日の問題があるということを私は指摘をして、森政務次官の賢明なる答弁を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

過しますと、財政上の問題もさることながら、今までのこの公害その他の問題につきまして相手に真剣な配慮をしなければ、重大なる問題が起つて、私は思つております。それにつきまして、大槻省のただ単なる税制の問題のほかに、大きな問題があつたことは、うなづいてもらつたる所までこの公害その他の問題につきまして相手に

○中橋政府委員 今回御提案いたしておりますが、
由請管施設につきましては、現行法におきますので、
かかるところを私ども十分考えておるにござります
ので、その点十分慎重にやつていかねばならぬと
い、こう考えております。

これらの、つくりましたときのその初年度の貯油日数というもののだけによつておりました判定方法を、今回新たに御提案申し上げておりますのは、なんちも年度判定方式に改めるわけでござります。したがつていまして、平均貯油日数が前年の貯油日数を上

○村(喜) 委員 ます。 仮に一つのタンクに事故が生じましてその代替としてタンクを設けたという場合には、平均貯油数が前年同期の貯油日数を下回るということになりますから、その期間につきましては、この特別償却の適用というのはないということにならぬことか。一つの条件でございましてそのから

○上村委員長 増本一彦君。
○増本委員 まず、政務次官にお伺いしたいの
ですが、現在もそうですが、今までのわが国の

人税法や租税特別措置法等のいわゆる企業税法は、何といつても資本蓄積と国際競争力を強化しようということを至上命令のようにして、非常に大幅な優遇税制をとつてきいたという事実は否めないと思いますが、政務次官、その点についてどのようにお考えになつておられるか、はつきりさせていただきたい。

○森(美)政府委員 現在までは御指摘のとおりの点が多々あつたと思ひます、最近それを相当な修正をしつつ今日に来ておると思います。

○増本委員 そこで、軌道修正を図りつあるとお話をですが、やはり何と言つても法人企業の税法ではこの際本法を基本的に見直していくことが必要だということは、先年來問題になつてきているわけですね。昨年の税制調査会でも、法人の特別部会まできて、法人税法の基本的な見直しをやろうということになつたわけです。が、その意気壯とすべきかもしませんけれども、実際に着手もできなかつたという事実もあるようです。

そこで、いま軌道修正を図りつあるという御答弁がありましたが、まずこの基本的な法人税法の何々を一體見直すのか、その項目とその見直し、検討の方針はどうなのかということを、これは税制調査会の事務局もやつていらっしゃる主税局の方からお答えいただきたい。

○中橋政府委員 確かに、税制の軌道修正をやることにつきましては、ただいま政務次官からお答えがあつたとおりでございますが、それが一番端的にあらわれておりますのは、いろいろ所得税とか租税特別措置につきまして漸次そういう方向を出してきております。

ただ、おっしゃいますように、そういう軌道修正ということで、いまの法人税制の仕組みを考え直す必要があるという前提そのものについて、ます今後御議論をいたしかねばならないということを私どもは税制調査会にもお願いをしておるわけございます。

たまたま、いわば税率面におきましては、歐米

諸国にも比肩するようになりましたのですか

ら、一つの問題といつましても、これも先日お答え申し上げましたが、いわゆる税率がかかる課税所得というものにつきまして、一体わが国のそれと欧米諸国とのそれとがどういうようなことになつておるのかといつことでございます。もちろん、その場合には、いわゆる租税特別措置の中にありますところの準備金の問題、償却の問題、それから、議論がござりますけれども、私どもは特別措置とは考えておりませんが、各種引当金の問題、交際費の問題というようなものがいろいろかみ合つてくるわけでございます。

それから、その次の問題といつますと、今度は法人利得に対する課税と、その課税を受けました利得を分配せられました側におきましてその課税をどういうふうに考えるか、これを調整する必要があるのかないのかということでございます。これは、国際的にも非常に議論の分かれているところでもございますし、同じ国につきましても、短期間の間にまた揺れ動いているところもござります。わが国におきましても、この問題は昭和二十五年のシャウブ勧告あるいはその以前から少しくその萌芽がございましたけれども、大きくは昭和二十五年からかなり今日の基盤といつものができてまいりました。

それから、昭和三十六年におきましての現在の配当課税率の問題といつもののがござります。そういう法人課税とその調整という面、その中には、もちろん個人が受け取りました配当についての配当控除の問題、それから、法人が受け取りました配当の益金算入不算入の問題といつもの問題といつた問題について、今後いろいろ議論を詰めてまいろうということにいたしております。

最後の、法人税といつもの基本的な性格あるいはこれの配当受け取り側におきますところの調整問題といつたのは、これは実はわが国におきましても、もう長年いろいろな理論が渦巻いておるわけでございまして、ましてや私どもが今日どういう方向に行くのかといつことは全然予想もつかないわけでございます。これは、各国の動き、それからまた、わが国におきますところのいわゆる配当に対する国民の考え方といつものも基盤にしながら議論を開いていかなければならぬと思つております。

○増本委員

何々が問題かといつその項目だけの

お話をありますけれども、なお私は、そこでそれ

の検討の方向はどうなのかといつともお尋ねし

ておるわけですよ。その点についての御答弁がな

いので、その点もひとつはつきりさせていただき

たい。

○中橋政府委員 まず第一の課税所得につきましては、これは昨年アメリカ及びヨーロッパ諸国についての実情を調査いたしました。その結果によつて、特別措置なり引当金といつものについての各国の事例といつもののがわかりましたら、これを今後どういうふうに扱うかといつことでござりますが、基本的に税制調査会の御議論といつものは、一体どちらの方向に参るのか、実はこれは本国会が終わりました後ぐらいからいろいろこの問題については本格的に動きますので、私どもからとやかくいま申し上げる段階ではございません。

この問題について本格的に動きますので、私どもからとやかくいま申し上げる段階ではございません。

それから、引当金問題につきましては、これもいろいろ当委員会においても御議論がございました。そういうものと会計理論といつようなものをおきまして、今年秋に開催された御議論がございましたから、すぐさま五十年度の税制改正の議題に取り組んでいたわけでございました。したがいまして、今回御提案をいたしておりますよういろいろな問題についての議論が大部

分でございまして、御指摘の法人税にまつわる基

本的な問題といつたのは、今国会終了後、五十年度におきまして第一次的に非常に精力的にやつていただかなければならぬと思っております。

○中橋政府委員 政府の税制調査会は昨年秋に

御議論問題に取り組んでいたわけでございま

す。したがいまして、今回御提案をいたしており

ますよういろいろな問題についての議論が大部

分でございまして、御指摘の法人税にまつわる基

本的な問題といつたのは、今国会終了後、五十年度におきまして第一次的に非常に精力的にやつていただかなければならぬと思っております。

○増本委員 そこで、去年の経過を見てみまし

た。そういうものと会計理論といつようなもの

を、その前からの国会の議論でも、大企業を中心

に法人に対する課税は強化すべきだといつ議論が

ございまして、御指摘の法人税にまつわる基

本的な問題といつたのは、今国会終了後、五十年度におきまして第一次的に非常に精力的にやつていただかなければならぬと思っております。

○増本委員 そこで、去年の経過を見てみまし

た。そういうものと会計理論でも、大企業を中心

に法人に対する課税は強化すべきだといつ議論が

ございまして、御指摘の法人税にまつわる基

本的な問題といつたのは、今国会終了後、五十年度におきまして第一次的に非常に

うへあいになつてきていると思うのですね。だから、これから製造たばこや酒税についての審議はやるわけですけれども、もつとその面で法人に対する、大企業を中心とした課税の強化を図つていくということで、五十年の税制調査会はこのことを中心に取り組むべきであると思ふのですが、その点について、これは総理大臣の諮問機関でありますけれども、事務局やその事務局を監督する立場にある政務次官でもありますから、そういう方向で積極的に税制調査会の方を督励していくお考へはあるのかどうか、この点を伺つておきましょ。

○森(美)政府委員 御承知のように、税制調査会の問題は、私どもがくちばしをはさんでいろいろ指令を出すという性質のものじやないものでござりますから、その点御了承いただきたいと思ひます。

○増本委員 税を所管する政務次官として、いま私が申し上げたようなそういう大企業法人に対しての課税の強化をさらに図つていくという方向での検討を、政務次官そのものはお考へになつていらっしゃるのかどうか、その点をお聞きましょ。

○森(美)政府委員 法人税の問題は、四十九年に税率を上げておりますし、私どもといたしますと、むしろ税率というよりも仕組みの問題について検討しなければならないと考えております。

○増本委員 その仕組みの方向なんですよ。昨日配付していただいた「資本金階級別法人税負担割合(試算)」、これは昭和四十八年ですけれども、しかし準備金あるいは特別償却その他の租税特別措置の仕掛けの方がそれぞれ検討されて、皆さん言つ整理改廃あるいは合理化といふものが若干ある。

(委員長退席、山下(元)委員長代理着席)しかし、四十九年で見れば、税率が四〇%になつた、あるいは配当軽課の税率が若干上がつたとか、というようなことで、全体に均てんする割合の方が多いので、四十九年で見ても、実効税率ではや

ぱり大きなところほど軽くなつてゐるという事実、この傾向というものは否定できないというよう思つのです。

○森(美)政府委員 はうに思つておきましょ。

○森(美)政府委員 本問題は多分に技術的な問題でございまして、局長から答えさせます。

○中橋政府委員 いま増本委員は、法人税の基本的な仕組みという問題としていろいろお取り上げになつておりますけれども、私どもは、先ほど申し上げましたように、課税所得の問題といわゆる法人税の基本的な仕組みの問題というのは分けて考えております。

いま御指摘のように、確かに昭和四十八年度におきまして、各種の特別措置によりまして企業の負担といふものはいわば大法人の実際の負担率と、それからたとえば資本金一億円以下の法人の負担率といふものがむしろ下がつておるではないかというような傾向が見られます。これはもちろんそのときそのときの準備金、特に特別償却のやり方について非常に影響されるものでござりますが、こういうものにつきましては、それはそれで課税所得の問題の中の一問題としまして検討を今後やるわけでございます。

それとして課税所得の問題の中の一問題としましては、それが政策論との関連で見れば非常に重要な問題であります。

しかし他方、大企業が、実効税率そのもので見ると非常に低いこの事実を前提にして考えれば、やはり担税力のあるところに正當な課税をするといふことが、これはもう鉄則だと思ひますから、その立場でやはり原理論的にも法人の本質論そのものからも詰めていくといふ、そういう意味での仕組みの検討といふこともあってよいのではないかといふように思ひますけれども、そういうところまで含めた検討というのがなされるのかどうか、その点はどうでござります。

○中橋政府委員 もちろんそういう基本的な仕組み、あるいはいま言われました法人擬制説といふことから、いまの法人税率の構造そのものについて議論が展開していくことも私どもは別に拒否す

ただ、その場合にも、私どもとしましては、いわゆる大企業の課税を強めるということの一つの方法としまして、この課税所得の問題なり基本的な仕組みの問題と、いうのをあらかじめ決めた方向で検討を進めておるわけではございません。むしろ私どもとしますれば、法人税として持つております税率がいかなる構造をとるべきであるかといふことは、これは四十九年度の改正においてかなり御議論がございまして一応落ちついたものでござりますから、その課税所得とそれから基本的な仕組みということで、今後むしろ大法人、中小法人といふことでございませんで、そういう問題を検討すべく考えておるわけでございます。

○増本委員 それでは、この仕組みと関連して、従来から当委員会で議論になつてゐるいまの法人税法は擬制説に立つておる、やはり特に大企業などいうのはもはや実在説の立場で根本的に考えていかなくちやならない、こういう議論もあるわけですね。中小企業、小法人の場合は、実態から言っても特にそういう面でいろいろ配慮しなくてはならない、そのときの法人理論の本質論についてどういう立場に立てば原則的に中小法人にメリットを与えることができるかといふことも、これは政策論との関連で見れば非常に重要な問題です。

しかし他方、大企業が、実効税率そのもので見ると非常に低いこの事実を前提にして考えれば、やはり担税力のあるところに正當な課税をするといふことが、これはもう鉄則だと思ひますから、その立場でやはり原理論的にも法人の本質論そのものからも詰めていくといふ、そういう意味での仕組みの検討といふこともあってよいのではないかといふように思ひますけれども、そういうところまで含めた検討というのがなされるのかどうか、その点はどうでござります。

○中橋政府委員 構う構わないじゃなくて、政府の方ははどうなるのか。

○中橋政府委員 私どもとしますれば、これは毎々申し上げておりますように、法人税というものの基本的な性格から申しまして、フラットな税率というものが原則でございます。その際に、先ほど申し上げましたように、中小法人あるいはそれを比肩する個人企業の持つております所得税率は、ほどよろしくけれども、それ以上の、いわゆる法定の経済的な実態といふことにだけ着目をいたしました累進税率という構想はとるつもりはないわけでござります。

○増本委員 累進税率にするかどうかという問題は、もつ前から議論していく、なかなか政府の方も納得をなさないので、ここでもまた、いたずらに議論を繰り返す時間的な余裕もありませんので、ともかく私どもは、では来年度の税制調査会でひとつ本格的な議論がやられるだろうという前提で、この点は十分注目をしていただきたいというふうに思います。

それとの関連で次に移りますけれども、この租税特別措置法の今後のあり方、先ほどから準備金の益金不算入の問題、個人の配当控除の問題といふのも相関連して入つてくるわけでござります。

○中橋政府委員 もちろんそいつは別に拒否す

るつもりはございません。ただ、これは昭和四十九年度の法人税率改正の問題の際に、税制調査会においてもかなり御議論があつたところでございました。私どもも、法人税といふ仕組みから言いまして、いろいろ御議論がございますいわゆる累進税率をとることは、なかなかむずかしいのではなかろうかという気持ちはございます。いか、せいぜい今日のようないわば中法人の個人所得税率を勘案しましたような軽減税率というのが、国際的に見ましてもそこまでが限度ではなかろうかといふ気持ちはございます。

もちろん、それについて、一方で法人においても累進税率をとるべきであるという御議論は、当委員会においても何回も御指摘がございましたから、それについても御議論をいただいて構わないというつもりでございます。

○増本委員 構う構わないじゃなくて、政府の方ははどうなるのか。

○中橋政府委員 私どもとしますれば、これは毎々申し上げておりますように、法人税というものの基本的な性格から申しまして、フラットな税率というものが原則でございます。その際に、先ほど申し上げましたように、中小法人あるいはそれを比肩する個人企業の持つております所得税率は、ほどよろしくけれども、それ以上の、いわゆる法定の経済的な実態といふことにだけ着目をいたしました累進税率という構想はとるつもりはないわけでござります。

○増本委員 累進税率にするかどうかという問題は、もつ前から議論していく、なかなか政府の方も納得をなさないので、ここでもまた、いたずらに議論を繰り返す時間的な余裕もありませんので、ともかく私どもは、では来年度の税制調査会でひとつ本格的な議論がやられるだろうという前提で、この点は十分注目をしていただきたいというふうに思います。

それとの関連で次に移りますけれども、この租税特別措置法の今後のあり方、先ほどから準備金の益金不算入の問題、個人の配当控除の問題といふのも相関連して入つてくるわけでござります。

をどうするかという問題で、今後も見直しをしていかなくてはならぬという御趣旨のお話がありましたが、それだけれども、ずっと歴史的な経過を見てみますと、先ほども若干議論がありましたように、從来の輸出第一主義がばんと政策的に出てくると、それに誘導されて、やれ海外市場開拓準備金だ、やれ海外投資損失準備金だと、いろいろなものが多くなると、やれ公害対策、そして今度は、石油危機を中心にして資源問題が深刻になつた。さあ今度はそれが破綻して公害が深刻になると、やれ公害対策、そして今度は、石油危機を中心にして資源問題が深刻になつた。さあ今度は資源対策だということで、たとえば備蓄施設の特別償却とか、あるいは海外投資損失準備金の中に資源対策についてさらに改正案が出てくる、あるいは探鉱開発等々についても所得控除というような、租税特別措置にあまり例を見ないような制度の取り入れまで行われる。あとほかに住宅対策だ、あるいは福祉対策だ、中小企業対策等々、いろいろ国民に若干にしろメリットのあるものもありますけれども、そういう意味では玉石混淆のダムみたいなもので、いっぱいそういうものが詰まっている。

しかし、その主流というものは、これが税制によって政策誘導をしていこうというこの租税特別措置法そのものの持つてある本質的な目的というものから見ると、そのときどきの政策によつても変転きわまりないというふうに見ざるを得ないと思うのですね。一体、いまの経済の実態を踏まえて考えると、これから租税特別措置法のあり方というものは、本質的にどうなくちやならないのかということを、やはり積極的にこれから詰めて議論をしていかなければならぬ問題だというふうに思うのです。

先ほど、いろいろ法人についての優遇措置がとられてきたけれども、軌道修正しつつあるというふうなことを政務次官はお話しになりましたけれども、まず政務次官は、「今後この租税特別措置法がどうなくてはならないのか」という点ではいかよつてお考えになつていますか。

り性質から言いまして、常に見直しをしながらやつていかなければならぬ性格のものと私は考えております。

○増本委員 見直しはいいのですけれども、ではその見直す視点ですが、政務次官はどういう立脚点に立つてこの租税特別措置を見直していくのですか。

○森(美政府委員) やはり日本の置かれた立場というものは、この狭い国土に大変な国民が生活している。しかも戦後三十年高度経済成長で、ある意味で豊かな国民になってきてる。これを後退さずわけにいかないという意味で、やはり輸出もそれなりにやっていかなければならぬ、こういう気持ちで私はおります。

しかしながら、いまの社会生活というのは、いろいろな面でひずみは出てくる。その問題を一々克明に、また慎重に、なおかつ大胆に、国民生活の向上を考えながら突き進んでいくという立場を当然とつていいものと考えております。

○増本委員 今までの租税特別措置が、政務次官も最初に反省があったわけですが、国際競争力強化だとかあるいは資本蓄積を強めていく、こういう目的だけでいわば進んできたために、大企業を中心とした大幅な優遇税制になつてゐる。それを軌道修正してきた。資源問題とか公害とか、日本はいわば加工貿易もやつていかなくてはならぬとか、いろいろそういう情勢がありますわね。

しかし、今までどこにウエートが置かれていたかといいますと、たとえば輸出第一主義がとられて海外市場開拓準備金があつた。あるいは海外投資損失準備金がつくられた。しかし、それが批判を受けて、その上に立つて、たとえば海外市場開拓準備金の場合には、十億円超の企業にはもう適用しないということよつたことで後退しているわけでしょう。それで、そういうものが若干後退する、今度はそのひずみから出てくる公害対策で、そもそも公害だということで、そこで公害施設について特別償却の制度をとるとか、いろいろなものがごちやまぜにどう出てくる。それで今度は

資源対策だということは、今度の場合でも資源対策についての一定のものが改正案の中に盛り込まれてきているという状況ですね。

ところが、いまの中心的な政策命題は一体この三木内閣のもとでは何なのかと言つたら、これは三木総理自身が福祉優先ということを言つておるわけでしょう。しかし、政務次官のいまの言葉からば、「一番の政策命題のそのことは何にも出てこないんだな。だからあなたは、今までのよくな、そのときどきの政策目標が出てくると、それに応じてばっばと変転きわまりないようなやり方でやつてくる、こういう租税特別措置のあり方がいい」というようにお考えになつてゐる。その前提でいま御答弁されているというふうにしか見れないのです。それだったら、優遇税制であつたこの事実は認めた上で修正してきた、「一番最初に基本的な政治姿勢のところで伺つたことと、いまこの租税特別措置をそれでは今後どうしていくのかといふあり方の問題との間には、大きな答弁のずれがあるというふうに思うのですね。だからその点を……（柔軟なんだよ」と呼ぶ者あり）

柔軟というよりも、コンニヤクみたいなものでつかみどころがないのですよ。ですから、イデオロギーとかなんとかの問題じやないですね。あなたは一体どういう政治姿勢に立つて今後のこの租税特別措置のあり方を見ていくのかという問題を伺つてゐるのであります。その点はどうなんですか。ヒントを与えたのですからいい答弁をしてください。

○森(美)政府委員 当初に、法人税についてはある程度軌道修正をしているということを私はすでに発言しておりますので、もうその点は御承知下さいのことと思いまして、次の問題に入つたわけでございますが、やはり特別措置の問題は漸次縮減してきていることは御承知のとおりでございました。

そこで、私は、高福祉になつていくための時代的な推移につきまして、税の問題がどうなつていくかということを一言つけ加えさせていただきたい

いと思うのです。やはり法人税の税率というものは、国際的な比較からいきましても、もう相当分なところへ来ている。しかも中小に対してもは相当地軽減されてきているというようなことで、これから多様化する私どもの生活を開していくためにはどういう税制をとつたらいいかというのは、当初申しましたように、軌道修正の時代に入っているということは事実でございますので、その点で御了承いただきたいと思います。

〔山下（元）委員長代理退席、委員長着席〕

○増本委員 ところが、いまここにまだある準備金とか特別償却等々の制度、それぞれのそのときどきの公害対策だとかあるいは輸出関係の優遇税制のもとで、先ほどお話ししましたような四十八年度の法人税の負担割合を見ても、実効税率そのものは資本金百億円以上の場合で三一・五%、資本金一億円以下が三三・四%で、資本金一億円超百億円未満が三五・四%だ、こういう事態でしょ。そこへもってきて今度また資源対策だといふことで、さらにそのための特別措置がとられる。そして、一方で福祉というよつなことを言ひながら、あるいは社会的にも多様化してきている、それを直視するということをおっしゃりながら、福祉対策という面での租税特別措置の取り上げ方といふのは決して大胆なものになつていい。だから、そういう点では、四十九年、五十年、恐らくその結果を見ればはつきりすると思いますけれども、全体の傾向としては、依然として法人税の負担割合そのものは、基本的には大きなところほど有利だという事態は私は否めないというようになります。

衆議院の予算委員会の方に大蔵省が提出された租税特別措置関係の減収試算を見ても、五千六百億円も特別に税金の減免が行われているという事実もあるわけでしょう。福祉というのは、税制で優遇するという面と、それから直接国が支出をして福祉に振り向ける、そのための財源確保という二つの問題があると思うのです。だから両方を統一して進めていくということで考えれば、いま

○中橋政府委員 租税特別措置の影響を受けまして、おっしゃいますように、たとえば四十八年度、の面でその点は決して言うほどのものではないといふように考へるのであります。その点は政府の方はどう考へるんでしょ。

して取り上げてきたものがござりますし、またそれは、隨時重点を移してこそ租税特別措置の真価を發揮するものでございます。たとえば、輸出重点ということをかつてやつてまいりました。その点についていろいろ先ほど御指摘のよう、いまはその制度をかなり縮小して、いわば痕跡程度が残っております。それから企業の内部留保、戦後のわが国の企業の状況から言いまいりました。その点についていろいろ先ほど御指摘のよう、いまはその制度をかなり縮小して、いわば痕跡程度が残っております。それから企業の内部留保、戦後のわが国の企業の状況から言いまいりました。

どの零細なる人の預貯金対策とか生命保険料対策
というものを除けば、大体は企業所得に関するも
のでございますから、そんなに、これでもついてい
わゆる福祉税制を実現するというものではござい
ません。やはり歳出との関連あるいは所得税その
ものの制度ということと相まって、そういう方向に
進まなければならないということも御指摘のと
おりと思います。

そのとおりだと思います。
ただ、その際に、私は、やはり特別償却といい
ますのは、もちろん新し機械を選定してまいり
ますから、そういうことについてのメリットを仮
に継続していくるという場合がございましても、
個々の機械設備につきましての償却額というもの
は一定でございますから、仮に早い時期に特別償
却という形で与えてみましても、後から自動的に
取り戻すとか、ランステムがまた動くわけでござ
ります。

この間お示しましたように資本金百億円以上の会社の負担が一億円以下の会社の負担に比べて低くなつておるということは御指摘のとおりでござります。それは、先ほど申しましたように、かなり特別償却に対する企業の動きというものがこれより大きく左右しております。これは、私は毎々申し上げておりますように、特別償却でござりまするから、いすれは取り返す筋のものでございますので、これによりましての毎年度におきます実際の税負担率の変動ということについては、長期的にごらんをいただかなければならぬというふうに思つております。

まして、これを厚くしなければならぬということです。いろいろな措置を講じて、またこれは、御指摘のとおりなおかなり残っております。恐らくこれは、今後わが国の企業のそういうた留保の厚さ、体質の強化ということよつなことと考え合わせながら、漸次縮小されるような方向にあるものと思つております。また、われわれも逐次そういう措置を講じてきておるわけでござります。

それからもう一つ、設備の近代化ということです。いろいろやつてまいりました。これはかなり私的で、今日の日本経済に非常にいい影響を及ぼしたといふふうに思つておりますし、また、その設備近代化

（原本整理）
—資本金開示法人税金扣留会合—

の表を見てみますと、やはり資本金百億円以上の企業の場合で、準備金、特別償却といふこの二つが非常に大きいわけですね。課税所得の拡大率についても、まだ准備金についての洗い直し、検討をやつしていく余地があるのでないか。それから特別償却については、特別償却の制度は、これから経済産業政策との関連でではなく続いていきますから、ここのこととももう一つブレーキをかけるといいますかね、やはり整理改廃を積極的に検討していかないと、大企業の実効税率そのものを引き上げていくということ

この特別償却を四十八年度の試算におきまして、たということとてこのような結果が出たと思っておりますけれども、それはやはりひつきょう、今後おきますところのそれその会社の償却額を压缩するということになるわけでござりまするから、私は、特別償却については、短期的に見なで長期的に見るという観点から、そんなに租税特別措置としてもこれを気にする必要はないのではないか。各國におきましても、かなりこういふ手法を用いているようでございます。

基本的にはそれでは特別措置について一体どういうような方向をわれわれとして考へてゐるのかと、いうことでございますが、私どもは、確かにいま御指摘のよつて、いろいろその重点が変わつてしまつておることもまた事実でございますが、これはそう早急に動いておるとも実は思つておりません。やはりその基本になりますものとしまして、ずっと長い間制度として存続をしてきたものがありまし、またそれは、たとえば少額貯蓄の利子の非課税制度でございますとか、生命保険料の所得税の控除でござりますとか、そういうたいわば個人所得者についてのいろいろな配慮というものは、基本的にずっと続いておるわけでございます。

のために使ってまいりました特別償却制度というのは、先ほど申し上げましたように、そんなに負担の公平を書くするものでもないという長期的な観点から政策の重点がどこに立ちますれば、しかるべき設備につきましては、今後もこういった方法を使っていくのはやはり有効ではないかといつ気持ちを持っております。そのほか、いろいろ輸出重点から政策の重点が移ってきてまいりまして、今日、資源対策に非常にわれわれもそういったことで何らかの特別措置は講じられないかということをやつておるわけでございますが、これは今日の喫緊の課題としてしきそこに重点を向けておるわけでございますから、これについてのめどがつけば、またそれは必ずやりますが、このそういう命題に対応する措置というものを

はできないのではないか。
そのところがこれまで効果があった。だから、これからもその点については、機械設備の特別償却等については維持していくかのようなおさえがありましたがけれども、この準備金、特別償却金というものは金額の上で非常にしている。資本金百億円以上の会社といつたら、これは数字の上では資本金一億円以下の企業の数と比べたたやすく常に差がありますからね。だから、これはたくさんの中小零細企業が集まって百億円以上の企業へほぼ同じくらいの引き当てをしているとか、あるいは特別償却をとっているというだけで、この二つの洗い直しや検討というものの余地はまことに差がありますからね。

に、内部留保という観点から、確かにこれは今までわれわれの検討課題であるというふうに痛感いたしております。今回の改正におきましても大したものではございませんが、やはりこういった面について一番力点を置いたつもりでございまして、価格変動準備金あるいは取引責任準備金につきましての改正というのも、そついた気持ちで踏み出したわけでございます。今後はまたいろいろものをいろいろ勉強してまいりたいと思っております。

○増本委員 この特別償却との関係で、機械設備の日本の企業の耐用年数ですね、これが実は償却との関係で言いますと、おととしの三菱銀行調査

それからもう一つ基本的にございますのは、中小企業につきましてのいろいろな体質強化の問題としてそれぞれございます。こういったものが根本元にありながら、またおっしゃるように経済政策にいろいろ対応して、そのときそのときの問題と

えなければならないことも事実でございます。
あと、税制としまして、いろいろ環境整備とともに、
公害対策ということをもちろんやるわけでござりますけれども、むしろおっしゃいますように、な
は、こういった特別措置といいますのは、先

○中橋政府委員 まだ私はあるというように思うのですか そのはどうでしよう。

室の調査の結果によると、ヨーロッパは、日本と並んで、その他の先進諸国と比べると、大まかに、一〇%から二〇%ぐらい短くなっているといふ。つまり、この改善が、あつたはずなんですね。やはりこういうところの改善、それから定率法の大挙した採用といふ

ますか、技術的な問題にわたりますけれども、その面はもつと洗ってみていくことが、私は少なくとも特別償却や償却との関係では大きな問題だというふうに思いますが、その点はどうでしよう。

う
か

○中権政府委員 先ほどの外國におきますところの税務上の償却率といいますものを私どもで調べましたものは、後刻提出させていただきたいと思ひます。

○中務省政府委員　わが国におきましても機械計算機の耐用年数といいますのは、昭和二十六年、三十九年、三十九年ぐらいでかなり短縮をしてまいりました。その当時と比べてみまして約半分の年数になつてきました。それをいま税務上各國のものと比べてみると、大体同じ程度になつておると、いうのが、実は昨年私どもの欧米における調査で得た数字でござります。

それから、先ほどお示しの特別措置にての会社の実際の負担率の比較でございども、実はあれをつくりますにつきまして「人企業の実態」という冊子で公刊をいたしましたいろいろな資料、しかもそれを原表たりまして計算をしなければなりません。本金の階級別をもつと精緻にいたせばいい時は作業が大変になるのでござります。
それからもう一つは、まあそれは昌平

税務上の耐用年数によります償却でございませんので、企業ベースとしての経理上のものでございまして、から特に外国におきましては、税務上の償却と会社経理上の償却がかなり差を持つていて、あるあるようでございますので、わが国におきましては、企業がやりましたもの以上は税務で認めないというシステムをとっています国とはかななり違った事情にあるということをお含みおき願い

それども、時系列で比較をいたしますから、資本の移動が余り影響をしないということでござりますと、なるべくは大きな階層で分けた方がいいというようつなこともございまして、三つでお許しを願つておるわけでござります。まあ細かくやつてみましても、恐らくあの傾向ということは余り変わらないということを私は認めます。

○増本委員 それでは可能な範囲でひとつ御努力

○増本委員 それでは、いまの海外の実態調査の結果の資料をもしようしかつたらいただきたい。それからもう一つ、資本金階級別の法人税負担割合は、資本金階級は三つしかないわけですね。これをもう少し刻みをつけた試算ができるないのでしょうか。特に資本金一億円以下の企業の場合をもうちょっとと二つ、三つランクをつけて見ていく必要があると思うし、それから、この真ん中の一億円超百億円未満の場合も、十億円の場合はどうか、あるいは五十億との関係ではどうかとか、あるいはそれ以上の関係ではどうかというようなところが可能であれば、「法人企業の実態」のあれからるとられる、あの分析だけの問題になりますけれども、そういう刻みをつけたもう少し精緻な資料が試算の上でお出しになれるのでしたら、ひとつその点もお願いしたいのですが、いかがでしょ

をお願いして、最後に二つだけ農地相続の関係で検討していただきたい。

余地が十分あるのではないか。そして、やはり農業自給率を高め、さらに農業を守っていくという、

そういう面でも配慮をすべきではないか。この点が一点。

に、方々で農地の宅地化という事象が見られるわけでございます。したがいまして、その売買実例というのが、農地を持つておつて相続という事態が生じましたときにも反映をせざるを得ないというのを今回配慮しようといふものでございます。

恒久的に農業を続けるという方には、そういう宅地含みの売買実例といふ評価の反映を排除しよう

かしそこの法人のもとで常時継続して農業に從事していくというような場合に、現物出資については時価で評価するというのがいまの相続税法のを考えていくべきではないかと思うのです。

いまは都市近郊の農業はずつと狭められてきていますから、省力化もし、そして協業化も図つていかなくてはならない。その点は農林省自身やあるいはそれぞれの都道府県等の農政当局が、協業化を指導して法人化を進めていっているという事実もあるわけですね。そして、県などで農業団地をつくりますと、神奈川県の場合ですと、農業法人をつくる農業団地に入つて施設をつくる場合には五〇%の補助金を出す、基盤整備のためには六〇%の補助金が出る、しかも長期低利の融資もつくというようなことで積極的に促進をしていく。それをやって、ともかく都市近郊で農業を継続していくこうということで張り切つてある農業後継者が、生産法人に加わったがために相続税との関係ではひずみが出てくるという、ここのことにはやはりもう一つ政策的にも考慮をすべきではなかいか。当面のこの相続特別措置との問題はありますけれども、そういう面についてさらに検討をしていく余地があるのでないかというようになりますが、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 今回御提案を申し上げております農地の相続税の納税猶予制度の問題は、農地が農業経営のために恒常に使われますのに、今日までの農地の転用ということについての画然たる利田利用制限というものが確立をいたしておりませんため

いまお尋ねの畠舎の敷地でございますが、それはいまお話しのとおり、宅地になつておるわけでござります。やはり宅地としての評価が相続の際には免れがたいものでございまして、いわば今回われわれが考えております農地が宅地含みの評価を受ける、それは農業を継続する人にとってはなんしゃくをすべきでないかということとはや離れておりまして、すでにもう宅地になつておるのでござりますから、宅地の売買実例としての評価を相続税についても受けたまわなければならぬ、い、こういうふうに考えております。
それから、農業生産法人につきましては、先日も御質疑がございました。きのうも坂口委員からも御質問がございました。ただ、そのときにもそれを御質問がございましたが、農業生産法人といいますものの今日の形態は、実は所有と経営を分化するということになつております。農家がその所有地を農業生産法人成りをしましたときには、やはりその農地といいますものは当然農業生産法人の所有になるわけでござりますし、提供しまつた人はその持ち分を持つておるという地位になるにすぎないわけでござります。もちろん、持ち分を持ちながら常時農業に従事するという道も講じられておりますけれども、やはりその持ち分につきましては、譲渡をいつ何時でも行えるという体制にあるものでござりますから、しかし、農業生産法人をつくってそこに農地を提供したということだけで今回の農地の相続税の納税猶予制度についての適用を全面的に排除をするというわけにはなかなかまらないというのが基本的な考え方でございます。

そういう農業生産法人としまして個人経営の延長線上にあるような場合におきまして、その場合にもすべて全部直ちに猶予しておる相続税を徴収するということもいかがかということで、前にもお答えをしましたとおり、今日いろいろ検討をいたしておりまして、租税特別措置法の政令でもつて何らかのしんしゃくを行いたいというふうに考えておる次第でござります。

○増本委員 農業生産法人についてはひとつ救済の道を広げていただきたい。

畜舎などの農業用施設の用地ですけれども、たとえば乳牛十二頭飼いますと大体三百坪の畜舎の敷地が必要なんですね。一万羽の鶏ですと五百坪くらい鶏舎を建てるのに用地が必要だ。そこで実際に経営をやっているわけですね。都市近郊であればあるほど、広大な農地で作物をつくるということもなかなかむずかしい、そういう現状は御認識があると思います。だからこそ省力化、集約化して畜産だとかあるいは鶏とかいうところでやつていこう、いま価格の問題あるいはえさの問題等でそれは経営の危機もありますけれども、しかし、そういう中で何とか耐えていこうということがなんばつておるわけですよ。しかも、ほかの建築関係の法律では、それは宅地にしなければ建物を建てることができないということになっておるわけですね。しかし、そこで建物を建てて、それを農業用施設として使つてやらざるを得ないわけです。いまの土地の線引きになつてそういうぐあになつておるので、それはもうすぐにも処分できるといふけれども、そのところは別の手だてをとればいいわけとして、その実態をありのままの形で見ていくよなことで、現在の納稅猶予制度等の積極面を拡大していくということは、将来十分に検討をしていただきたいというのが私率直な考え方ですね。それともうたつても検討していく余地すらないのですか。それでは農民は怒りますよ。

○中橋政府委員 その問題は、いわば中小企業の事業用地についても存在するものでござります。

もつ早くも、農業につきましてこういう農地の相続税の納稅猶予制度を御提案申し上げましたならば、小規模の事業用資産についても同じようなことを講すべきではないかという御意見がございました。

確かに、いまの畜産関係は農業の一つの範疇に入りますから、農地の新しい制度により近いといふことは言えましようけれども、そういう問題といたしますれば、もうすでに都市にあります中小企業の事業用地あるいは私たちが住んでおります居住用地についても同じ問題があるわけでございまして、これは先ほど申しましたように、すべて宅地は宅地としての評価、もちろんそれについてはかなり売買実例についてしんしゃくをしましたるもので評価をいたしますし、またそれについては、同じく今回提案申しました相続税の課税最低限とすることでもかなりカバーをされますので、そちらのほうで問題を処理していただきかなればなりません。今回租税特別措置法で処理をいたそろをしようということでございますので、今後にあたいます。おきます検討としましても、同じレベルではなかなか入りがたいと思っております。

○増本委員 私たちは、もちろん勤労者の居住用資産あるいは中小企業の営業用資産等々についても、もつと積極的な配慮をすべきだという考え方を持つっています。しかし、それと同時に、いまのこの施設農業については、同じ農業をやっている人たちの中で、結局畜産をやるあるいは養鶏をやるという人たちだけがその面では恩恵が得られないという面での、もうある意味では非常にコンクリートな面での不公平な取り扱いになるのではないかということを危惧するからお尋ねしているわけです。

並み課税の評価そのものも、基本的には再検討を

逆の形で迫られてくるというよな事態も私は十分考えられるというよに思います。そういう全体の農政あるいは農業の面での税制のあり方といふようなこととの関連で、今後ともいろいろお尋ねしていただきたいと思います。

○上村委員長 午後二時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

○上村委員長 午後三三分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。廣沢直樹君。

○廣沢委員 法人税並びに租税特別措置法について若干の質問をいたしたいと思います。

まず最初に、先ほど質疑をやつております農地の相続税につきまして、一、二点お伺いしておきたいと思います。

農地の評価はあくまで農業収益を基本とすべきであるということを主張しております。したがつて、今回の政府案の中での農業投資価格の決定基準につきましては、当然農業収益を基本とすべきである、こういうふうに強調しておきたいわけであります。しかし、この問題につきましては本委員会において再三質問もなされておりますし、昨日はわが党の委員の方からもそういう主張をいたしておりますので、あとこれに関連しまして一二、三の問題について伺つておきたいと思います。

そこで、まず、農業生産法人の問題につきましては、先ほども御答弁がありましたように、この政策であります。したがつて、当然、今回の特別措置の対象となつておりますけれども、これは考えるべきではないか、こういうふうにこれも強く主張しておきたいと思うわけであります。

そこで、もう一つの問題は、先ほどのお話をうに、畜舎などがあるのは温室とか、そういう農業生産施設に対する農地の評価はどういうふうに考へているのかとということですが、先ほどのお話では、これは農地転用されたものである、ですから農地ではない、したがつて、それを含めて今回の特例の対象とするとはできない、こういうふうなお答えであったように聞いておるわけであります。

しかし、御存じのよに、今回農業振興地域整備法の一部改正が行われまして、農用地の区域の指定が厳しくなっているわけでして、その中にいるあるいは温室だとか、そういうものも一応含めてその地域の中で考えることで、転用の規制というものはそこまで網がかぶさつたというふうになつてきているわけであります。したがつて、そういうことになれば、先ほどのお答えのよう、転用してあるものですから処分が自由にできる、こういうよな見地でこれは前向きに考えられるというお答えのようであつたのですが、その点をどういうふうにお考えになるか、ひとつお伺いしたいと思います。

○中橋政府委員 もそぞも今回の農地に関する相続税の納稅猶予制度でございますが、本来農地の転用ということが厳密に処理せられておりますば、今日まで農地の相続税につきましては、いまおっしゃいますように、農用地というよな範囲内において一括他の地目のものと処理せられるということはございましても、農地そのものについても実は本来はそんなに簡単に転用が行われないはずのものでございました。

その中には、本来法的的には認められなくて事後的に追認せられるよな形のものも多々あつたわ

けでござりますけれども、そういうものが各地にありますのでござりますから、農地の評価に当たりましては、そういった実例を参考しまして、農地についての評価には勢い宅地含みのものが反映せざるを得なかつたのであります。

そこを、今回の制度におきましては、本来の農地の取り扱いに関しまして、いわば農業の法制上の措置として行われるような厳密な線引きといふやうなものを仮に後継者がみずから課するということによりまして、それはおよそ恒久的に農業を行いますから、純農地としての評価で一応この際の相続税は納めていただくというよくな制度の採用も可能になると思つたものでござります。したがいまして、一般的に農用地の中で取り扱われてゐるからとということでは、今回の制度を発足せざるを得なかつた事情から考えてみまして、そういふふうな農地に準ずるものとしての取り扱いをしてお際取り入れることはなかなかむずかしいのでござります。

○広沢委員 さらに、われわれの主張の中に、事業用資産についても必要最低限の面積につきましては運用面においてその地域の評価を参考すべきである、この考え方の基本と、当局からいまも御説明がありましたように、今回の農地の特例をつくりました根拠とに、少し意見のすれがあるよう思つてます。農業を後継していくに当たつて、実際に農業生産に支障のない、そりいつた点を勘案すべきである。そういうことになつてくると、事業用資産についても、中小企業だとそいつたことについても関連が来るわけですし、さらには前にいろいろ検討いたしました、いわゆる相続の妻の座優遇の問題にしましても、夫あるいは夫に限らず配偶者を亡くして、その平行的な相続の場合については勘案しようというよくなことを考えたのも、その社会性といろいろな問題点を勘案してのことだったのですね。

ところが、今度の提案になつてある特例の問題につきましては、いわゆる純然たる農地と都市周辺の農地の地価が違う。そういうことで、今度仮

に相続になつた場合においては相当高く評価されるから、その差額についてのみの考え方だ基本的には農業生産云々というような問題についての配慮ということではない、こういうところに私は多少主張の違ひがあるのじゃないかと思うのです。

そこで、今後の問題として、やはり農業に限らず、相続の問題といつことに關して、その生産並びに事業なりがいろいろな問題で継続が不可能である、あるいはそういうことについて非常に問題が出てくるといったことについては、やはり将来の問題として考えていくべきではなかろうか、こう思つのです。これはずっと以前から妻に対する、あるいは配偶者に対する相続の問題につきましても、やはり配偶者を亡くしたことによって、今までのよつた、居住用財産まで処分しなければならぬというような、そこにいろいろな矛盾があるので、夫婦間、いわゆる平行の配偶者間においてはこれは考慮しなければならぬという議論の末、一歩そつて前向きな処置というものが考えられてきたと思うのです。

ですから、そういう意味におきましては、今度は事業継続という意味で、そこに一つの矛盾が出てくる場合においてはやはりそれに対する処置も考えてかかるべきではないのか、こういうふうに思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○中橋政府委員 今回の農地に關します相続税の特例制度は、先ほど御説明しましたように、いわば農地の転用制度に關します繩引きが実行上必ずしも厳密でなかつたということから生じました評価上の問題を、現実に後繼者が農業經營というとて農地としてみずから線引きを厳密にしませうという人につきましては、そついた評価で一応処理をしましようという制度でございまして、農業が今日非常に重要な産業であるとか、あるいは相続の時点におきまして農地の細分化が起ころことを阻止しようとかいうような配慮は、むしろさつき申しました理由に入つていないのでござります。

もちろん、農業はいつの時代におきましても重要な産業でござりますし、細分化しないことが望ましいわけですが、相続税ということのために、農地あれ事業用資産あれ居住用地あれ、場合によりますればそれが売られることもやむを得ない場合があるわけでござりますから、それはいわば相続税の負担の問題として、課税最低限なり税率なりあるいは延納制度なりで处置をしなければならないことだと思つております。

そこで、農業につきまして、こういう制度をやりましたから、これは恐らくそういう産業に対するいろいろな配慮から出てきたのではないかといふことで、今回の特例措置と同じような制度を、たとえば中小企業の事業用地について設けてはどうか、あるいはさらには個人の居住用地についても類推適用すべきではないかといふ御意見もあるわけでございますが、私どもは、冒頭に申し上げましたよつて、農地利用制限ということの不分明から起つりました特有の問題の解決としてこの制度を考えたわけでございますから、単純にこれを他の財産に類推適用することはできませんというふうに考えておるわけでござります。

ただ、その際やはり一つの反省といつてしまして、相続税の各種の財産に対する評価に際しまして、どうしても現実に売られました財産の売買実例を基準といつしまして、かなりのしんしやくを加えながらも相続税評価をなきなければならぬものでござりまするから、相続財産としてまだ売られないものの評価としては、ときには重過ぎる場合が生じ得るわけでござります。それを一体どういうふうに考えていいたらいいのか。今日行っております売買実例のとり方、あるいはその売買実例から現実の評価額に持ってまいります過程においての参酌率、こういうものについては、やはり今後かなり反省を加えなければならない。

そのためにも、一つの問題として、土地評価審議会においても議論をしていただこうかと思つておりますが、さしあたりましてやはりいま広沢委員も御指摘になりましたよつてな事業用地とか居住

住用地の中では、本来、幸いにしてそれを持つておる人たちが、最後の拠点として一番最後まで売らないでがんばりたいと思つてゐる程度の最小限のものは、やはりその売買実例から相続税の評価に持つてまいります過程において、もう少ししなやくをしてもらひのではないか。現実に売る可能性が非常に少ないということを、今日国税庁の方におきましても、必要最小限、最後の拠点ということですから、そう広範囲なものではございませんけれども、そういう考え方を現在検討しております。

○広沢委員 次に、法人税の問題について若干承りたいと思います。

高度経済成長から福祉経済、安定経済、こういふふうなことで新しい段階に入つてきておりますが、こういつた時期が企業に対する課税のあり方についても再検討する一番いい機会ではないかと思うわけです。

そこで、以前の新経済社会発展計画、それに四十八年に立てられました経済社会基本計画、そこでは法人税負担の適正化といいますか、これが必要であることが述べられているわけであります。その結果として政府は、昨年の税制改正で從来の法人税率を四〇%まで引き上げております。そこで、法人税のあり方に於いて今後基本的にどのような方針を持つておられるのか。もう四〇%今まで上げた、そして実効税率が諸外国並みの水準まで上がってきている、これでよしとしているのか。やはりもう一步大きくそれを見直さなければならぬ段階に來ているのではないか。諸外国と単に税率だけを比べて云々ということだけでは、それは正しい評価はできないのであって、いろいろな面を当てはめて考えていかなければならぬのですが、その点についてはどう考えておられるのか。

それからもう一つ、重ねてお伺いしておきたいのは、基本的に法人税のあり方を考え直すということになりますれば、御承知のように、今日まで当局がとつてきた法人税に対する考え方というの

は、いわゆる法人擬制説的な考え方をとつてまいったわけであります。ところが最近、御承知のように、特に企業の社会的責任という問題が取り上げられましたし、法律的に見ましても、法人は個人と同じ一個の独立した人格を持つ、こういうふうにとらえられていいわけであります。そういったことから考えてまいりますと、当然、諸外国でも行つておりますように、擬制的な考え方ではなくて、実在説のあるいは法人利潤説的、そついた考え方を基本にして考えていかなければならぬのではないかと思うわけであります。

きましては、四十三年でしたか、税調の答申の中にも、こういったことについての検討をするべきであるという答申があつたやに聞いているわけであります。それから約七年もたつてゐるわけであります。その間ににおける企業のあり方、そして先ほど申し上げましたように、社会的責任といふ問題についても問題になつてまいりましたし、そういうよつなことから考えていきますと、当然、基本的にこういう考え方をいま一遍考え方としてなければならぬ、こういうふうに私ども思つてゐるわけでござります。

いう税調の答申もありますし、今まで政府においてもそういう議論があつたやに聞いておられます。しかしながら、あえてこういう優遇処置をとるということは、これはいま申し上げたように自己資本比率を高める、あるいは企業内部の留益の充実を期するんだ、こういう目的があつたとうふうに言われているわけであります。が、それで実際に効果が上がったのかと言ふと、自己資本比率というのは、先ほどいただいた資料によりても、全体的に見まして年々相当低下をしております。全企業を見た場合においては

やはり依然としていわゆる自己資本比率といつては、その後におきます経過は、いとも示しのよき國におきます経済成長のスピードといつて、やはり依然としていわゆる自己資本比率といつては、低下の傾向でござります。これはもちろんわが國におきます経済成長のスピードといつて、あるいはわが國民の貯蓄に対する態度、特に企業が直接投資よりも間接金融に依存せざるを得ない、いう環境、そういうことがいろいろ交錯をいたしましてこの結果になつてきましたものと思つております。そういうことであれば、配当軽課税率の問題を達しなかつたのであるから、これを再検討べきでないかという御議論かと思ひますが、もしも、ムダらしき本位な税制の土崩みをして、

○森(美)政府委員 広沢委員の、法人税について根本的に見直してみたらどうかということござりますが、これにつきましては、特別部会ですでに取り上げて研究しております。しかし、ただいまの現況でまいりますと、四十九年の税制改正まで二段階方式というのですか、要するに中小法人にも輕減税率を設けておりますし、そういう意味におきまして、私どもいたしますと、根本的なものは特別部会が検討いたしておりますが、いまのところ、本問題についていろいろ論ずるとは、諸外国におきましても相当論議されておるところでございますし、その点をあわせ考えまして、この検討の結果を待つて私どもそれに対応していくこう、こう考えておる次第でございます。

思うわけであります。むしろ放置されてきたところよりも、そういうことによつて非常に矛盾が生じたよう思つたわけです。そのことは配当優遇税制の問題であります。いま一つは引当金あるいは準備金制度の問題であります。そこで、一つ一つについて今後の政府の考え方を伺いたいと思うわけであります。まず配当遇の問題につきましては、これは企業の内部留用の充実だとかあるいは自己資本の比率を高めなければならない、わが国の企業の自己資金比率とうのは非常に低い、こういうわけでそういう問題が取り上げられ、配当優遇の処置というものがとられてきたという経緯がありますし、政府にいてもそういうことを述べております。

そこで、実際にそれではこういう処置をとるについては、当然その目的に沿つて改善されたか

り現でえのまつまります。それから、税制としましても、その際に、なほど配当課税率を導入しましたけれども、同に受け取り側におきまして、たとえば配当を愛取ります法人においてそれを留保しましたと益金不算入の割合というものを、配当課税率導入しましたときの税差の四分の一程度を圧縮するということにいたしましたし、個人株主が受け取りましたときの配当控除率も同じよう四分の一程度圧縮をしました。したがいまして、税制全体の仕組みから言いますれば、決して軽課税率を導入したことでの今まで終わつてゐるわけではありません。やはり受け取り側についてはそれ相応の措置をしておるわけでござります。

したがいまして、今後の配当課税率の問題まつまります。

○広沢委員 「委員長退席、山下(元)委員長代理着席」
いまの法人税の基本的なあり方に

うかということをまず考えてみなければならぬ。こういうふうに税率は一本化すべきである。

なと 目的としましては、確かに一つ、自己資本の充
ていうことを考えたわけでござります。しか

考えます場合には、やはり自「資本比率」の問題で、考えなければなりませんけれども、税制として、

○広沢委員 さらに、配当性向と実効税率の関係でありますけれども、配当性向の高い企業と低い企業では実効税率に大きな開きがあると思うのです。この点はどういうふうになつてているか、御説明いただけますか。

○中橋政府委員 おっしゃいますように、配当課税率は、法人の段階で上げました利益のうち、配当せられる部分がどの程度にあるかということで、自動的に総合的な負担は変化するわけでございます。いわゆる利益の中で配当に充てられました部分が少なければ少ないと、総合的ないわゆる実効税率は高くなるわけでございます。仮に配当を全額留保しました場合には、法人税、法人住民税、法人事業税の総合的な実効税率は五一・六一%になるものでござりますし、配当の割合が利益の中でも一〇%であるという場合にはその率が五一・五五%、三割になります。いつもお示しております四九・四七%ということになるわけでございます。もちろん、この配当の割合がふえまれば、これよりも総合的な実効税率は下がるわけであります。

○広沢委員 いま御説明があつたとおり、わが国の現行税制は、配当優遇税制のためにいわゆる配当性向の高い企業ほど実効税率が低くなる、こういう逆累進になつているわけであります。

そこで、「法人企業の実態」によつていろいろ調べてみました。それにりますと、大企業ほど支払い配当が多く、さらに受取配当の益金算入割合が高いという結果があります。というのは、これは四十七年分で調べてみたわけでありますけれども、資本金階級別受取配当の益金算入割合を調べますと、資本金が百万円未満、これは四十七年分であります。受取配当の計が十六億三千九百万円で、益金算入割合が一・七%、こうなつております。ところが、これが五百百万、一千万となりまると、この益金算入割合が九%、それからだんだん

んずっと下がってまいりまして、十億円以上になると三・五%、百億円以上になると一・八%ですか、私の計算が間違つていなければ。これは「法人企業の実態」四十七年分しかありませんので、それから割り出してまいりますとそういうことになるわけであります。

それからもう一つ、資本金階級別支払い配当の割合を見ますと、これも同じく百万円未満は支払配当率が九・四%であります。それから五百円以上になりますと一四・一%、それから先ほどの一億円以上になると一七・一%、それから百億円以上になると二一・六%、こういうふうに大きな企業ほど支払い配当率が多く、それだけ配当優遇税制の恩恵を受けているという結果にならうかと思うわけです。こういったように非常に不公平な税制の形を残しているという結果になるのではないのか。

そこで、不公平税制のは正ということが今日的問題になつてゐる事情につきましては、先ほど申し上げました、効果が上がつてゐる上がっていなさいという問題もありますけれども、さらに大きな企業にのみ優遇になつてゐるという、こういった傾向を是正するためにも、もう一遍、先ほどのお答えでは非常に不満足で、やはり洗い直してみると必要があるのじやなかろうか、こう思うのであります、いかがでしょつか。

○中橋政府委員 ただいまお示しの、いわば資本金の階層別に受け取りました配当の益金算入率が、資本金階層が大きくなればなるほど少なくなつておるということは、先ほど私が御説明しましたように、配当軽課税率を導入しました際に、配当を受け取る側におきましての従来の益金不算入割合とか個人の配当控除割合をそれだけ圧縮をしたわけでござります。それで調整をとつたわけですから、恐らく資本階層の低い企業におきましては、受け取りました配当をそのまま自己の留保に入れる部分が多いわけでございますので、益金算入率が高くて、大企業になればなるほどそれをまた次の配当に回すという部分が大きいわけでござります。

さいますから、益金算入割合が小さくなるということになると思います。

そこで、いわばそういう他の会社から受けました配当も含めて、自己の新たにもつけました利益も総合しまして、そこから払います配当率は、おっしゃいますように資本階層が高くなればなるほど大きくなるというのも、一つの現状を示しておるのかと思います。それは確かに、大規模な法人になればなるほど、いわゆる配当を支払い金利と同じように経済的に見る傾向がございますから、景況のいかんにかかわらず、配当として株主に分配しなければならない部分がかなりあるわけでござります。したがつて、支払い配当の率というのは、恐らくお示しのように、資本階層が上に行けば行くほど高くなっていくのだろうと思います。それはおっしゃいますように、支払う法人のところだけをごらんになりますすれば、配当軽課税率の適用が大きいわけですから、先ほどお話し申し上げましたように、総合した実効税負担率というのを軽くなるわけでございますけれども、今度はその配当を受け取りました個人を考えていただきすれば、そこで配当控除の割合というのを、配当軽課税率導入とともに削減をしましたその効果が働いてくるわけでござりますので、通算してごらんいただければ、そこにはおのずと改正前後におきましてそぞうバランスを失しておるということはないわけでございます。

そういう基本的な仕組みが一体いいのか悪いのか。それは確かに一つの基本問題でござりますけれども、今日のような法人と配当受け取り者において税の調整を要するという立場に立ちますれば、このよつの税制度もやむを得ないといふうに考えます。

○広沢委員　いすれにしましても、いまいろいろ御指摘申し上げましたように、大きな企業ほど二、三ふうな、結果的には実効税率の低くなる優遇されたという結果が出てくるわけあります。ですから、企業間格差を是正していかなければならぬとか、あるいはこういう不公平と言わ

次に、あと時間がありませんので簡単に申し上げますけれども、いわゆる引当金と準備金の問題であります。これもやはり一編総体的に見直してみなければいけないじゃないか。特に実態に合致したあり方を一応見直してもらう必要があるのではないか、こう思うわけであります。この点についてどういうふうにお考えでありますか、お伺いいたします。

○中橋政府委員 稟税特別措置につきましては、たとえば預貯金についての優遇措置といつもののようにかなり長い間継続するような措置もございますれば、また、そのときそのときの経済政策に対応して導入をせられました特別措置もございます。それで、その中におきまして、特にわが国的企业が、戦後の乏しい内部留保というようなものから今日に至ります過程におきまして、これを充実します意味においていろいろな特別措置をとつてまいりました。そういう観点から、今日ございます準備金制度については、やはり相当今後の検討にまたなければならないものがあると思っております。

そういうものの一つとしましては、輸出に非常に重点を置きました時代の产物としての海外市場開拓準備金というようなものがございますが、これはすでに形骸をとどめるだけにだんだんなつてしまりましたし、今回の改正におきましても、価格変動準備金その他についての若干の手直しをお願いいたしておりますが、今後ともそういった視点から、わが国の企業の内部留保の厚さが強まるれば強まるほど、こういった面についての再検討を加えてまいりたいと思っております。

引当金につきましては、これも毎々申し上げておりますように、質的にはやはりこういったものを見認めるということも必要な部面があるかと思いまますが、量的には常に適正な率というものを見出

しながら、それに近づけるように今後とも努力をしてまいりたいと考えております。

○広沢委員 時間の関係で、貸倒引当金制度と、それから異常危険準備金制度、この二つについてお伺いしておきたいと思うのです。

まず、貸倒引当金制度の問題については、シャウプ税制以来の非常に長い歴史を持つてゐるわけありますけれども、この制度が、利潤の費用化という形で大企業の利益を隠している、こういう面に利用されたのではないか、ということが今日非常に問題になつております。

そこで、ますお伺いしておきたいのは、三十五

年の税調答申の説明では、税法上の引当金、準備金を三つの種類に区分しております。一つは負債性の引当金、もう一つは評価性の引当金、それから偶発損失準備金。貸倒引当金は評価性引当金に属している、こういうことになつておりますが、その後昭和三十九年の改正で貸倒引当金と名前を変えているわけです。その性格は現在も評価性引当金と見るべきかどうか、この点についていかがでしょうか。

○中橋政府委員 税法におきまして、今日貸倒引

当金の設定を認めていますのは、やはり評価性の引当金という観点から認めておるわけでございます。

○広沢委員 貸倒引当金は、多分に将来の貸し倒

れの危険に備える準備金の性格、こういうものを持つてゐるわけで、評価性引当金という性格と大

分違つてゐるのはないかと考えるわけです。と

いうのは、これは現実にあつたものではなくて、と

将来のことですからわからないわけですね。です

から、現在他の評価性引当金もござりますが、そ

ういうものに対しても実態に合つたり方をとつ

ていないわけですね。ですから、いま評価性引当

金とおっしゃるけれども、現実は違うのじやないか、こういうように思つわけですが、いかがで

しょう。

○中橋政府委員 企業が持つております債権をい

かに評価して課税を行うべきであるかということ

に、この貸倒引当金でもってしんしやくをするわ

けでござります。一体、将来においての滞り償却

がどの程度になるかということは、おっしゃいま

すように将来への予測でござりますから、なか

なか的確な率というものは見出しがたいわけでござ

いますけれども、やはり過去におきますそういう

ものを基礎に置きながら見出す以外には方法は

ないわけでござります。

そこで、ますお伺いしておきたいのは、金融機関について見ましても、各種の金融機関がござ

りますし、期間的に見ましても、非常にそいつ

た事態が大きくなじたときもありました。その程

度が一体それでは——ないに越したことはござ

いませんが、仮に起つたときには、どの程度の予

測を行わなければならぬのかというようなこと

で、ある程度公共的な金融機関でござりますから、

内部留保を厚くしてそれに備えるという必要もございませんし、個別の企業におきまして、たと

えば大きな貸し倒れがあつたときにも、どの程度

のものであつたかというようなこともこれから参考

しながら、実態に近いような率を算出しなが

ら、実態に合わせて見直しておきたいと思

います。

○中橋政府委員 先ほど例を挙げましたのは金融

機関でござりますけれども、あらゆる業種につい

てそういった問題を考えなければなりませんこと

はおっしゃるとおりだと思います。ただ、そういう

率を、過去におきます実態、それに将来への予

測を加えまして適正な率を見出さなければなりま

せんが、いまおっしゃいましたように、金融機関

につきましても、わずか〇・二%であったではな

いかといふようにおっしゃられます、実はこの

三年間の間に一・五%から一・〇%に下がつたわ

けでござりまするから、三分の一急激に下げたと

いう評価は認めていただきたいのでござります。

それからもう一つ、確かにこの貸倒引当金とい

うのは評価性の引当金でござりますけれども、ま

だわれわれの中にもそれに徹し切れない部分がご

なればいけない。ですから、冒頭に申し上げた

と申しますのは、中小企業については、

租税特別措置で一般に決めておる率の一割増しと

いうふうに定めていますが、これはまさに過去

の実態というようなことよりは、中小企業につい

ての内部留保を厚からしめる方法としてこういう

ものを使っておるわけでござりますので、貸倒引

当金を今後実態の線にできるだけ合わせますと

です。

それで、金融機関は確かにそなうことで改正

が行われたわけですが、では一体、ほかの企業は

どうなつてゐるか。これは答申を見ましても、長

期答申なんかをいろいろ私見ていましたら、企業

の実態といふのはなかなかわからない、わからな

いから、それについてはやはり一つの基準を設け

て、そなうことでやる以外にはないんだという

よな議論もなされてゐるようありますけれど

も、それでは先ほど冒頭に申し上げましたように、

利益隠しだ、現実に合っていないではないか、こ

う指摘されてもどももしょがないんじゃないいか

と思うんですね。そういう面ではやはり企業の方

においても、この制度といふものがどういうもの

になつてゐるのか、企業の実態に合わせて見直し

て見るべき必要があるのではないかと思うのです

が、重ねてその点についての答弁を願いたいと思

います。

○中橋政府委員 先ほど例を挙げましたのは金融

機関でござりますけれども、あらゆる業種につい

てそういった問題を考えなければなりませんこと

はおっしゃるとおりだと思います。ただ、そういう

率を、過去におきます実態、それに将来への予

測を加えまして適正な率を見出さなければなりま

せんが、いまおっしゃいましたように、金融機関

につきましても、わずか〇・二%であつたではな

いかといふようにおっしゃられます、実はこの

三年間の間に一・五%から一・〇%に下がつたわ

けでござりまするから、三分の一急激に下げたと

いう評価は認めていただきたいのでござります。

それからもう一つ、確かにこの貸倒引当金とい

うのは評価性の引当金でござりますけれども、ま

だわれわれの中にもそれに徹し切れない部分がご

なればいけない。ですから、冒頭に申し上げた

と申しますのは、中小企業については、

租税特別措置で一般に決めておる率の一割増しと

いうふうに定めていますが、これはまさに過去

の実態というようなことよりは、中小企業につい

ての内部留保を厚からしめる方法としてこういう

ものを使っておるわけでござりますので、貸倒引

当金を今後実態の線にできるだけ合わせますと

です。

それで、金融機関は確かにそなうことで改正

が行われたわけですが、では一体、ほかの企業は

どうなつてゐるか。これは答申を見ましても、長

期答申なんかをいろいろ私見ていましたら、企業

の実態といふのはなかなかわからない、わからな

いから、それについてはやはり一つの基準を設け

て、そなうことでやる以外にはないんだという

よな議論もなされてゐるようありますけれど

も、それでは先ほど冒頭に申し上げましたように、

利益隠しだ、現実に合っていないではないか、こ

う指摘されてもどももしょがないんじゃないいか

と思うんですね。そういう面ではやはり企業の方

においても、この制度といふものがどういうもの

になつてゐるのか、企業の実態に合わせて見直し

て見るべき必要があるのではないかと思うのです

が、重ねてその点についての答弁を願いたいと思

います。

○中橋政府委員 先ほど例を挙げましたのは金融

機関でござりますけれども、あらゆる業種につい

てそういった問題を考えなければなりませんこと

はおっしゃるとおりだと思います。ただ、そういう

率を、過去におきます実態、それに将来への予

測を加えまして適正な率を見出さなければなりま

せんが、いまおっしゃいましたように、金融機関

につきましても、わずか〇・二%であつたではな

いかといふようにおっしゃられます、実はこの

三年間の間に一・五%から一・〇%に下がつたわ

けでござりまするから、三分の一急激に下げたと

いう評価は認めていただきたいのでござります。

それからもう一つ、確かにこの貸倒引当金とい

うのは評価性の引当金でござりますけれども、ま

だわれわれの中にもそれに徹し切れない部分がご

なればいけない。ですから、冒頭に申し上げた

と申しますのは、中小企業については、

租税特別措置で一般に決めておる率の一割増しと

いうふうに定めていますが、これはまさに過去

の実態というようなことよりは、中小企業につい

ての内部留保を厚からしめる方法としてこういう

ものを使っておるわけでござりますので、貸倒引

当金を今後実態の線にできるだけ合わせますと

です。

それで、金融機関は確かにそなうことで改正

が行われたわけですが、では一体、ほかの企業は

どうなつてゐるか。これは答申を見ましても、長

期答申なんかをいろいろ私見ていましたら、企業

の実態といふのはなかなかわからない、わからな

いから、それについてはやはり一つの基準を設け

て、そなうことでやる以外にはないんだという

よな議論もなされてゐるようありますけれど

も、それでは先ほど冒頭に申し上げましたように、

利益隠しだ、現実に合っていないではないか、こ

う指摘されてもどももしょがないんじゃないいか

と思うんですね。そういう面ではやはり企業の方

においても、この制度といふものがどういうもの

になつてゐるのか、企業の実態に合わせて見直し

て見るべき必要があるのではないかと思うのです

が、重ねてその点についての答弁を願いたいと思

います。

○中橋政府委員 先ほど例を挙げましたのは金融

機関でござりますけれども、あらゆる業種につい

てそういった問題を考えなければなりませんこと

はおっしゃるとおりだと思います。ただ、そういう

率を、過去におきます実態、それに将来への予

測を加えまして適正な率を見出さなければなりま

せんが、いまおっしゃいましたように、金融機関

につきましても、わずか〇・二%であつたではな

いかといふようにおっしゃられます、実はこの

三年間の間に一・五%から一・〇%に下がつたわ

けでござりまするから、三分の一急激に下げたと

いう評価は認めていただきたいのでござります。

それからもう一つ、確かにこの貸倒引当金とい

うのは評価性の引当金でござりますけれども、ま

だわれわれの中にもそれに徹し切れない部分がご

なればいけない。ですから、冒頭に申し上げた

と申しますのは、中小企業については、

租税特別措置で一般に決めておる率の一割増しと

いうふうに定めていますが、これはまさに過去

の実態というようなことよりは、中小企業につい

ての内部留保を厚からしめる方法としてこういう

ものを使っておるわけでござりますので、貸倒引

当金を今後実態の線にできるだけ合わせますと

です。

それで、金融機関は確かにそなうことで改正

が行われたわけですが、では一体、ほかの企業は

どうなつてゐるか。これは答申を見ましても、長

期答申なんかをいろいろ私見ていましたら、企業

の実態といふのはなかなかわからない、わからな

いから、それについてはやはり一つの基準を設け

て、そなうことでやる以外にはないんだという

よな議論もなされてゐるようありますけれど

も、それでは先ほど冒頭に申し上げましたように、

利益隠しだ、現実に合っていないではないか、こ

う指摘されてもどももしょがないんじゃないいか

と思うんですね。そういう面ではやはり企業の方

においても、この制度といふものがどういうもの

になつてゐるのか、企業の実態に合わせて見直し

て見るべき必要があるのではないかと思うのです

が、重ねてその点についての答弁を願いたいと思

います。

○中橋政府委員 先ほど例を挙げましたのは金融

機関でござりますけれども、あらゆる業種につい

てそういった問題を考えなければなりませんこと

はおっしゃるとおりだと思います。ただ、そういう

率を、過去におきます実態、それに将来への予

測を加えまして適正な率を見出さなければなりま

せんが、いまおっしゃいましたように、金融機関

につきましても、わずか〇・二%であつたではな

いかといふようにおっしゃられます、実はこの

三年間の間に一・五%から一・〇%に下がつたわ

けでござりまするから、三分の一急激に下げたと

いう評価は認めていただきたいのでござります。

それからもう一つ、確かにこの貸倒引当金とい

うのは評価性の引当金でござりますけれども、ま

だわれわれの中にもそれに徹し切れない部分がご

なればいけない。ですから、冒頭に申し上げた

と申しますのは、中小企業については、

租税特別措置で一般に決めておる率の一割増しと

いうふうに定めていますが、これはまさに過去

の実態というようなことよりは、中小企業につい

ての内部留保を厚からしめる方法としてこういう

ものを使っておるわけでござりますので、貸倒引

当金を今後実態の線にできるだけ合わせますと

です。

それで、金融機関は確かにそなうことで改正

が行われたわけですが、では一体、ほかの企業は

○%まで、下位はいろいろ理由がありますから五〇%、このくらいの差を設けた方が現実に合った引当金のあり方じゃないか。それをやらないと、先ほど広沢委員からもいろいろ言われましたように、やはり非常に過剰な大企業に対する優先政策だと言われるもいたし方ないのじやないかと私は思うのですが、この点についてはいかがでござりますか。

○中橋政府委員 退職給与引当金を認めておりまでは、たとえば会社がつぶれるから、つぶれないからということで認めていないことは、先ほどから御説明いたしておりますところで御理解いただけておると思います。

それで、二分の一を累積限度といたしておりましてことにつきましては、一方からは、債務性ということを非常に強調しますれば、むしろ一〇〇%積むべきであるというような理論もございますけれども、私どもの立場は、従業員がある一定の年限を経過してやめる、その際の退職金を当期において費用として見るわけでございますから、それで、そういうものをしんしんやくいたしまして二分の一という数字を出しておるわけでございます。ですから、これをさらに、大法人でありますから、企業として存続する可能性というのが一〇〇%あるから、むしろそんなものをそつたくさん積まなくていいのではないかということからこれを削減するということは、引当金の性格上なかなかむずかしいのではないかというふうに思つておいでございます。

中小企業がこの制度を利用するためには、先ほど申し上げましたように、一にかかりまして企業主の方で、退職給与金をこういう規程で払うといふ決心をしていただければ容易に利用できるわけのものでございます。

ただ一方、このころ非常に外部拠出の年金制度等につきまして、これを中小企業の方で利用しておる面もございますから、あるいはその面の利用が退職給与引当金としての利用割合を低めておる

要素もあるかと思いますけれども、わざわざ外部提出をしないで、内部留保としての引当金制度を利用するということをございますれば、退職給与規程というものを持つていただければ利用できるわけでございますので、十分その要請は満たし得るものと思っております。

○佐藤(観)委員 この問題は、やろうと思えばまだ一時間ぐらいかかると思うのです。これは要するに、企業会計上の観点からいかが、現実の退職給与引当金の現状から労働者保護ということを考えるかという問題では、恐らく非常に平行線になると思うので、きょうは時間がありませんから、この程度になります。

次に、現状の税の執行上の問題なんであります

が、もう前段は略します。

いつも国税庁が発表します。たとえば昭和四十年度における法人税及び源泉所得税の課税実績といふのはありますね。これの四十八年度分について、実地調査の件数、更正と決定のぐあい、あるいはそのうちに不正分が一体幾らぐらいあったのか、それについて若干説明してください。

○安川政府委員 お答えいたしました。

昭和四十八年の法人の事務年度につきまして、全体といたしまして実地調査をいたしました件数は十一万八千百八十六件でございます。そのうち〇%あるから、むしろそんなものをそつたくさん積まなくていいのではないかというふうに思つておいでございます。

○佐藤(観)委員 お答えいたしました件数はどうですか。

○安川政府委員 ただいま申し上げました計数は、税務署所管と調査課所管の合計でございまして、資本金五千万以上の法人につきましては、調査課で調査いたしておるわけでございます。したがいまして、ただいま申し上げました数字のうちの調査課分を申し上げます。

実地調査をいたしました件数が五千六百八十

件、更正をいたしました件数が五千百十六件、そのうち不正を発見いたしました件数が千三百五十三件でござります。

○佐藤(観)委員 そこで、おたくからいただいた資料にはペーセンテージが書いてあるわけですが、全体の話で四十八年に限って話をしますと、給与引当金の現状から労働者保護ということを考えるかという問題では、恐らく非常に平行線になると思うので、きょうは時間がありませんから、三千三十一件、かようによく相なっております。

○佐藤(観)委員 これが要するに、企業会計上の観点からいかが、現実の退職給与引当金の現状から労働者保護ということを考慮するかという問題では、恐らく非常に平行線になると思うので、きょうは時間がありませんから、三件が八万四千六百七十六件、不正件数が二万三千三十一件、かようによく相なっております。

○佐藤(観)委員 この問題は、やろうと思えばまだ一時間ぐらいかかると思うのです。これは要するに、企業会計上の観点からいかが、現実の退職給与引当金の現状から労働者保護ということを考慮するかという問題では、恐らく非常に平行線になると思うので、きょうは時間がありませんから、三件が八万四千六百七十六件、不正件数が二万三千三十一件、かようによく相なっております。

○佐藤(観)委員 この問題は、やろうと思えばまだ一時間ぐらいかかると思うのです。これは要するに、企業会計上の観点からいかが、現実の退職給与引当金の現状から労働者保護ということを考慮するかという問題では、恐らく非常に平行線になると思うので、きょうは時間がありませんから、三件が八万四千六百七十六件、不正件数が二万三千三十一件、かようによく相なっております。

件、更正をいたしましたものの中で更正等の件数が非常に多い、合計七六%という数字がございますが、これはそういったよろしくある程度調査対象を選定する段階でセレクトいたしたことでございますから、一般的の法人はこういう状況ではないというようになります。

それからまた、税務署所管分と調査課所管分と分けまして、特に調査課の方はただいま申し上げましたような対象の選定を綿密にいたしますし、さらには職員が非常なベランでござります。さらには一件当たりの調査日数をかなり投入いたしますと、実地調査件数十一万一千五百六件、更正の件数が八万四千六百七十六件、不正件数が二万三千三十一件、かようによく相なっております。

○佐藤(観)委員 ちなみに、税務署の所管分を対応して申し上げますと、実地調査件数十一万一千五百六件、更正の件数が八万四千六百七十六件、不正件数が二万三千三十一件、かようによく相なっております。

○佐藤(観)委員 そこで、おたくからいただいた資料にはペーセンテージが書いてあるわけですが、全体の話で四十八年に限って話をしますと、給与引当金の現状から労働者保護ということを考慮するに、調べた件数のうち更正あるいは決定をした割合というものは七六%、つまり四件調べれば三件は更正なり決定をしなければいけないという

ことです。不正が発覚をした割合というのはそのままのうちの二二%，これは表にはございません。計算してみますと二二%。これは実地調査に對する割合、五件に一件は不正をしていたということになるわけですね。

○佐藤(観)委員 それから、調査課の所管分を見てみると、それがよりさらに数字は大きくて、実地調査をした件数のうちの九〇%が更正ないしは決定をするつまり、十件調べたら九件までは何らかの増差を出されることはありますと、それによってさななければいけないということになっています。

○佐藤(観)委員 しかも、実地調査に對する割合からいきますと、五千万元以上の規模の会社というものは二四%の不正が発見されている。二四%というのは税務署所管全部の平均の二二%よりも高いわけですね。要するに、不正が発見される率というのは、五千万以上の資本金の会社の方が多いというふうに読めると思うのでありますけれども、その点についてはよろしくございます。

○佐藤(観)委員 まず、表の読み方でござりますけれども、私ども、税務署所管分あるいは調査課所管分両方通じまして、どういうものを使地調査の対象に選ぶかという選択をいたす段階がござります。したがいまして、資料あるいは財務諸表等の分析によりまして、計算上いろいろ疑うに足る理由のあるものをピックアップいたすわけでござります。ただいま先生が御指摘になりました全体

の実地調査いたしたものの中で更正等の件数が非

いうことに相なります。

○佐藤(鶴)委員 ですから、三年に一遍ないしは五年に一遍ぐらいということになりますと、長官ももうあらかじめ予防措置的な御答弁をされておりましたけれども、私は、たとえば三年に一回ならば、ここに出た数字を約三倍の数字にしてみないと額なり何なりというのが実態に合ってこなくなるのじやないか。いまの人員の限られた中で調べることですから、全部が全部調べられるわけでございませんから、そういう意味では差といふのはもつと大きくなつてくるのではないかどううか。また、そう考えなければいかぬのじやないかと思うのです。

そこで、国税庁としては、こういったいわゆる更正決定、あるいはその中に二割五分近い不正があるわけでありますけれども、これはいまの税法というものが非常に複雑だからこういった結果になるのか、それとも納税者の側にやはりモラルが欠如していると申しますか、そいつた問題があるのか、あるいは国税庁が納税者に対して普及徹底と申しますか、納税者に対する教育が足りないのか、こういった更正決定をされる率が非常に多いというのは一体どういうところに原因があつて、これは今後どういうふうに解消していくのかと考えていらっしゃるのか、その点についてはいかがでござりますか。

○安川政府委員 ただいまのような現状につきましては、税の問題は法人ごとの個別性が非常に強いものでござりますから、概略的には申し上げられませんけれども、各種のケースがございます。やはり一部には、当初から税負担が少ない方がいいと、いうことで意図的に脱税するものもまだ相当数あるようでございます。それからまた、相当規模の

大きい法人におきまして、事業部門が非常に多岐に分かれているものは、経理的には本来は本店の経理部で完全に統一的に掌握して、経理の漏洩がないようすべきだと思います。つまり、経理上の中把握が完全にできるべきでありますけれども、やはりそれぞれの課あるいは事業部において個別的な経理が行われることによりまして、部分的にいろいろ脱漏が発生することによるというケースもあるわけでございます。

そこで、各種のケースがござりますけれども、これを現象的に理屈づけて考えてみると、経理記帳が非常に正確に——内部の記帳組織が完全に組織化されていない。言いかえれば、経理上の内部牽制組織が、どうも日本の法人につきましてはまだまだ十分發達していない。たとえば公認会計士等によります十分な外部監査がかなりよく行われてまいりましたけれども、まだまだ若干の余地がある。中小法人等につきましてはまだ記帳の習慣が十分徹底していない。このように、問題は税の問題の前に、法人としての大中小それぞれ態様の別はございますが、経理がまだ十分しつかりていない、こういうふうに見受けられるわけでございます。

そこで、国税庁の方針は、もちろん税務職員を鍛練いたしまして、あるいは能率を上げて十分なる調査をいたしていく、脱税等をすれば必ず発見されるということを、納税者の方に十分知つていなught>で、早くことも必要でございますが、同時に、税の問題以前に、経理記帳をますます慣習的にも高める組織をしつかりする必要があろうかと思いますので、その面で十分PRなり多数の法人の指導をしている、こういう現状でございます。

○佐藤観委員 先ほど確認をしましたように、資本金五千万以上の対象になります調査課の所管法人ですね、この場合には更正などの割合が何と申しますかの度合いも強いんだというお話をありましたけれども、その中での不正割合が三四%で

いう数字が出てきているわけであります。いま長官もいろいろお話をされましたけれども、逆に言えれば、資本金の大きな会社になればなるほど企業内のチェックというのは、たとえば公認会計士あるいは税理士がついているわけですね。資金が小さければ自分のところでやるわけです。そういうふいたチェック機能を、逆に資本金が大きければ大きいほど私は多くを入れていると思うのですね。しかもなつかつ調査課所管法人の方が更正等の割合が高いというのは、非常に考えなければならないことがあります。

調査課の所管法人といつても、五千万から百億以上の会社まであるわけです。私は、おたくの「法人企業の実態」の総括表から申告所得金額を調査所得金額から引いて脱漏所得を資本金の階級別に出してみたわけです。そうしますと、資本金の規模が大きくなればなるほど大変な額になっていくわけですね。

もう時間がありませんから、私からお話ししますけれども、百万円未満の資本金の場合には、脱漏所得が平均してみて一社当たり四万円なんですね。これは資本金が小さいから、ある程度小さくなることはあたりまえであります、たとえば五千万円から一億円の間の会社ですと、一社当たりの脱漏所得が百五十万円。ところが、十億円から五十億円までの会社は一社当たり三千六百五十九万円という数字になるわけですね。それから、五十億円から百億円の間の会社は一社当たり五千四百一万円。百億円以上になりますと、一社当たりの脱漏所得は八千九十九万円という大変大きな額になるわけです。

それは、いま申しましたように、おたくの方から出していただいた法人税の課税実績で、申告所得金額を調査所得金額から引いて出たわけであります。これに対し更正あるいは決定というものは、一体どのくらいなされていて、その中で不正確の件数がどのくらいあるのか、皆さん方が出してくる資本金階級別の、百万、五百万、一千万、五千万、一億、十億、五十億、百億という単位で

○安川政府委員 調査課所管分と法人につきまして、更正あるいはその脱漏所得、不正件数、これを資本の階級別に区分いたしました統計は、実は現在のところつくっていらないわけでござります。もちろん原資料はあるわけでござりますから、一件一件の決議書を分類いたしますとできるわけですが、これは相当な日数がかかるると存じます。

○佐藤(観)委員 それはただでさえ大資本ほどいろいろな意味で——中橋局長に言わせるとそうじやないと言つうわけですけれども、引当金、準備金で税制上も優遇されていると、私たちは声をからずほどすと言つてきたわけです。いま申しますが、したように、資本金階級別に脱漏所得だけ見てみましても、それは資本金が大きいから脱漏所得も大きいんだと言えどもう何をか言わんやでありますけれども、税制上優遇されていながら、なおかつ実施の面においても私たちには非常に疑惑があるわけです。

そういった意味で、これは次の機会でも結構でござりますし、国会が終わつて、ある程度確定申告の整理がついてからでも結構でござりますが、四十八年度について、いま申しましたような資本金階級別に細かに、一体どのくらい調査が入つて、更正あるいは決定をどのくらいやつて、その中で不正件数がどのくらいあつたか、これを出してみますと、私は大きな企業ほどいかに脱漏の件数も大きくなっているかということが一目瞭然としてわかると思うのであります。そういう意味で、別にきょうの質問に間に合わなくても結構でござりますので、今後の機会にぜひこれを時間をかけてつくつていただきたいと思うのであります。

それで、私がなぜこういうことを質問するかといいますと、いま申しましたように、税制面でも大企業は優遇されておりながら、税の執行の面でも、いろいろな障害があつて、非常に有利な立場に置かれてはいないだろうか。それは皆さん方につくっていただきたい——調査に入る、あるいはどうも調査だけでは済まぬので査察になるという場合が当然出てくるわけでありますけれども、その査察の状態というのは、たとえば四十八年度でどういう状況でござりますか。

で、一億円以上が四十一件の立件がござります。

ま長官が言えは言つほど私は
は、毎年毎年入つていながら、
近い脱漏所得が百億円以上のもの
毎年税務署が入つていながら、
漏所得が出てくるということで
私は、長官が言えは言つほど逆
行のあり方にについて基本的に考
かぬ点があるのでないかとい

個人に準ずるようなものが大変多いということをございまして、これがもし正確な意味で本当の法人の体をなしていると申しますか、そういう法人ばかりが相当件数ありますて、これを階級別に区分するということだと、御指摘のような傾向が出てまいるかと思うのですが、その点は、この百三十六件の実態というのは、かなり個人商店のような企業が多いということを申し上げたいと思つます。

なお、脱税案件あるいは検察案件につきましては、これは私も長年いろいろやつてまいりましたが、

概括して申し上げることは、検察事件は事件の個々の非常に個別性が強うございまして、脱税の態様が異なりますので、告発に当たりましては、脱税手段の悪質の程度、それから刑事立証のための証拠の収集の度合い、それから脱税の規模、余り小さいものは落とします、そういうようなことを総合勘案いたしまして、そして結果的には個々の事案ごとに検察厅と一件一件あらゆる角度からこれを十分調べて要否を決定している、これが実情でございまして、ある一種の方程式によつて選別するということはやつておらないわけござい

したが、その前にちょっと先ほどの件で御説明をつけ加えさせていただきたいと思います。
調査課の方の計数につきまして更正等が非常に多いということをございます。法人化を平均いたしまして、三年あるいは五年ということをございますと、

う気がするわけです。
それと、査察が入った件数でありますけれども、
いまお話をございましたように、五千万未満のもの
のは百三十六件、一億円以上の場合には五件とい
う実績が四十八年度に出ているわけであります。

たところの感触で申し上げますと、資本金と脱税額の金額とは、どうも統計的に相關関係があるといいますか、そういうよつた傾向は持つていいないでござります。先ほどの数字にござりますように、商売の規模はある程度脱税規模が並行いたしま

○佐藤(観)委員 いま質問した点に全体的には関連をしてくるのであります、最後に税務職員の待遇の問題についてお伺いをしたいわけなんですね。

これを見ましてもてはどういうわけででかいとえは一億円以上の会社については告発件数が少ないのでだろうか。どいつもやはり五千万以下の方の小さいものにだけつらく当たっているのではないか。これは恐らく、会社の規模が大きくなればなるほど、非常に複雑な経理がされていて、実際に裁判になつたときに立証がむずかしいといふようなことがありましようし、あるいはその前の段階で、査察に入る段階でも手備の調査がなかなかしくいという状況もあるうかと思いますが、どうも余りにも小さいものが査察を受けて、大きなものは余り査察までいかぬ。われわれも大きな資金のものが査察を受けたという話を余り聞かないわナですね。その辺から言つても、税の

すか、資本金の非常に小さい法人で意外に大きくなります。不正所得をやっているというものがござりますし、またがいまして、法人の性格もござりますし、また法人の資本金と脱税額というものはどうも並異なっていらない。したがいまして、査察案件等のような場合、特に資本金階級別にやるといつては、どうも正確な実態が出てこない、こういふような感じでございます。

○佐藤(親)委員 それと、告発の問題でありますけれども、いまちょっとお話ししましたように、いろいろとどうも小さいものは同族会社が多くて、そういう話もございましたけれども、大きなものいろいろ脱税額がありながらどうも告発といふのを聞いたことがない。

もつ時間がありませんか 今日まではなんとぞ
万人から六万人、多いときは六万人でござります
けれども、この職員で、申告の所得者数にしても
あるいは法人数にしても、ざつと言えれば約倍に
なってきてるわけですね、経済も複雑になつて
きた、こういった状況の中で、よく同じ人數で
きたと思うわけで、その辺のところが、大法人に
対するいろいろ調査の回る回数その他について
も、おのずと制限が出てくると思うのです。その
実態については、調査困難事案が非常に多くなつ
ていることとか、あるいは一人当たりの処理の件
数が非常に多くなつてることとか、あるいは学
術条件でも持ち帰りの仕事の状況が非常に多くな
なつていて、あるいは年次休暇がとれない、こ

以上、つけ加えさせていただきたいと思います。
それから、査察案件につきましては、現在、大
体平均的に申し上げますと、年間約二百件くらい
をずっと調査をしておりまして、四十八年につき
ましては、立件件数といたしまして百四十一件、
こういうような実績になつております。

○安川政府委員 佐藤先生、非常によく税務行政の現状を御理解でございますので、あえて私からちようちようと申し上げることもないかと思つてございますが、査察事件の法人として掲示いたしますとこういう姿でございますが、実はその法人の実体が、やはり同族会社が相当多い。つまり上どもえこひいきがあるのではないだろかと疑いたくなるのです。その点についてはいかがでござりますか。

そこで、告発をするしないの何らかの基準と
うのは国税庁の中にあるのですか。それとも、
やはり裁判を維持できるかどうか、この点が一応を
心になっているのですか。

○安川政府委員 結論から申し上げますと、いわ
御指摘のございました、これは刑事事件としてな
廷に出るわけでござりますので、やはり訴訟維持
と申しますか証拠固め、これが一番大きなウエー
トを占めるわけでございます。

い　中　ま　法　持　一

い　た　よ　う　な　こ　と　に　つ　い　て　は　長　官　も　ほ　ば　御　存　じ　だ
と　思　う　の　で　、そ　れ　を　前　提　に　して　、大　き　く　言　つ　て　二
点　お　伺　い　を　し　た　い　わ　け　で　あ　り　ます。

一　つ　は　、こ　れ　は　人　事　院　に　お　伺　い　を　し　た　い　わ　け　で　あ　り　ます　が　、税　務　職　員　俸　給　表　に　つ　い　て　は　、い　ろ　ん　の　理　由　が　あ　つ　て　、四　十九　年　度　は　一　〇　・　一　%　一　般
職　よ　り　も　高　く　な　っ　て　い　る　わ　け　で　す　ね。こ　れ　に　對　し　て　、過　去　、一　三　十　三　年　の　とき　に　は　平　均　し　て　大　体
七　%　、三　二　年　か　ら　一　三　・　三　%　そ　れ　が　だ　ん　だ

い　中　ま　法　持　一

い　た　よ　う　な　こ　と　に　つ　い　て　は　長　官　も　ほ　ば　御　存　じ　だ
と　思　う　の　で　、そ　れ　を　前　提　に　して　、大　き　く　言　つ　て　二
点　お　伺　い　を　し　た　い　わ　け　で　あ　り　ます。

一　つ　は　、こ　れ　は　人　事　院　に　お　伺　い　を　し　た　い　わ　け　で　あ　り　ます　が　、税　務　職　員　俸　給　表　に　つ　い　て　は　、い　ろ　ん　の　理　由　が　あ　つ　て　、四　十九　年　度　は　一　〇　・　一　%　一　般
職　よ　り　も　高　く　な　っ　て　い　る　わ　け　で　す　ね。こ　れ　に　對　し　て　、過　去　、一　三　十　三　年　の　とき　に　は　平　均　し　て　大　体
七　%　、三　二　年　か　ら　一　三　・　三　%　そ　れ　が　だ　ん　だ

ん=し般いぐ=だ

概括して申し上げることは、
査察案件は事件の

下がって、いま、四十九年が一〇・二%といつ状況になつてゐるわけです。これは一〇・〇%がいいか、一五%がいいか、二〇%がいいか、科学的な根拠は私はないと思います。ないと思いますが、それはそれなりの事情があつて一般職よりも高くなつてゐるわけですね。片やいわゆる人材確保法で、教員の方々については最終的には三五%，あるいは看護婦さん等についてもそのくらい認めようじやないかということになつてゐるわけです。その辺から考えますと、いま税務職員給与表の優位性を認めているけれども、いわゆる人材確保法と比べてみて、どういう目安で一体考えるべきなのかな。どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○角野説明員 お答え申し上げます。

税務職員の職務の重要性といいますか、困難性については、私ども人事院といたしましてもよく認識いたしております。現に一般の行政職の俸給表に比べまして、相当の水準差を持った特段の税務俸給表を用いております。

いま先生お話しのとおり、今回教員に特段の勧告を数日前にいたしましたが、それとの関係においてということでござります。私どもは、本来一般の行政職に比べての水準差をどういうふうに持っていくかということで、ここ逐年、毎年夏に勧告いたしますごとにそういう点に注意を払いながら水準差を維持しておりますが、大体一般の事務屋さんと比べまして二、三年先を歩くという感覚でずっとと維持しております。それが結果的には一〇%になりますが、それに一%になりますが、計算上はそういうことになつておりますが、そういう考え方で二、三年先を歩いておるというような相対関係で、指數の関係は結果でございます。

そこで、税務職員の特殊性といたしまして、特に年齢の方がたくさんおられて、職務に比べておくれているではないかというような意識が大分ございまして、私どもよく存じております。それで毎年、税務の特別俸給表を改善いたしますにつけても、そういう方々がたくさんおられるあたりの俸給表上の改善には特に留意をいたしております。

て、たとえば税務の三等級の中ころ、四等級の中ころ過ぎあたりは、一般の行政に比べて一万数千円から二万円ぐらい水準差がついた俸給表にいたしてございます。

なお、そのほかに運用上にも手を加えております。特に先生お話しのそういう問題、職務の困難であり、かつ経験豊かな職員がおられるところの等級が昇格問題としておくれておれば困るという問題もございますので、そこは特段に、調査官といいますか、専門職制度を大いに取り入れまして、格づけについても大変有利といいますか、ちょっと言葉が行き届きませんが、行政職に比べて昇進の程度も十分維持しているつもりでございます。

ただ、先生いまお話しのように、教員の関係においてどうだという御質問でございますが、実はこのたびの勧告の義務教育の教諭は、大体行政職で言いますと、生涯カードとして行(一)の三等級のカードに義務教育手当を入れて乗つけたというのが一昨日の勧告の中身でございます。そういう点で申しますと、国税の税務の俸給表は、調査官制度もあり、税務の三等級には半数近くの方々が一日に乗せたという関係から申しましても、三等級に行っておられます。税務の三等級といいますと行政では四等級に当たりますが、税務の三等級といま教員の関係が行政と持つております三等級ラインに乗せたという関係から申しましても、三等級に比べてまだ相当上を走つておる、そういう関係になりますので、なおまだ研究課題ではござりますけれども、私どもはまだ十分関係は維持しております、そういうふうに考えております。

○佐藤(親)委員 私と大分認識がかけ離れているのですが、時間がありませんので、長官にもう一つお伺いをしておきたいのでありますけれども、長官御存じのよう、大体いま国税庁の職員の方の約半分が四十歳以上。これは御存じのよう、歴史的な経過がございまして、終戦直後三年間に約四万二千人という職員の方を採用せざるを得ないような状況があつたわけですね。したがつて、いま人事院からお話をございましたように、昇任昇格というのは、ことしも予算の中である程度配慮

とにかく三十七年、定年まで勤めても課長待遇になれないということ、これはどう常識で考えてみても、全体的に各省もそういう傾向はありますけれども、とにかく万単位で昇任昇格がおくられている。しかもそれは、その人に能力がないというなら話は別でありますけれども、国家の要請でこういうことになったわけです。そういうった意味で、この昇任昇格の問題について、いま人事院の方はかなり考へていて、いわゆる人事院のベースでは五十三年になりますとピークが来る。そなつてきますと、この二、三年の間にあら程度日安をつけねど、本当に夢も希望もなくなって、今度は若い職員の方も、上がつかえてないということによって働く意欲というものを失ってしまうわけですね。

そういった意味で、冒頭申し上げましたように、仕事の質はきつくなる、量もきつくなる、職場の雰囲気ににおいてもなかなか昇任昇格もどうも認められそうにない、こういうことになってしまいますと、税務の執行上、せつかく一生懸命やつてもといふ気持ちが残ると思うのです。その点について長官同志としてはどういうふうにお考へでござりますか。

○安川政府委員 まことに御指摘の点、今日の税務行政の非常に重要な点でございます。したがいまして、私どもいたしましては、ただいま御審議を願っております五十年度の予算におきまして、税務署の特別国税調査官あるいは税務相談官といつたような特別の専門職が大幅に増設されるようになります各方面に働きかけてまいりまして、ある程度の見当がついてまいりました。

しかしながら、ちょうど戦後の一番税務行政の方々については、本当に待遇してあげる、またそれが今後の若い税務職員の意気につながる、こうしたことでもござりますから、今後ともこれに計画

的に重点を置いてまいりたいと思つております。これは当年度から向こう約五ないし六年間、特に重点を置かなければならぬところでござります。
しかしながら、この山が過ぎますと、やがて非常に軽くなります。いわば大きな意味で、このところを大幅に政策的に考えていただいて、その山が過ぎればまたお返しするということもできるわけでございます。そういう意味で、人事院当局初め各方面に非常に強力に働きかけております。私ども本当に重点を置いているところでござります。
先ほど先生御指摘になりましたように、税務職員というのは非常に仕事がむずかしい。それから個人的にもあらゆる面で清潔に身を持たなければいけないという、一般的の行政職に比べまして特にむずかしい点があるわけでございます。そういう意味におきまして、ただいま出ました中高年齢層の職員の問題ではなくて、それ以外にも税務俸給水準差の問題といふのは、やはり理屈を言ううえでなかなか問題だと思ひます。こういう点で十分働ける環境を与えるという一種の生活の知恵であるとかと思うわけでございます。こういう点につきましても、四十八年度は人事院の勧告で、従来低下してまいりました水準差というものがアップカーブになりました。しかし、四十九年度はそれが横ばいに入つております。今後とも水準差ということについて各方面に十分御理解を賜りまして、努力してまいりたいと思っております。
○佐藤(觀)委員 長官がこの問題について大変お慮なさついらっしゃいますので、もうこれ以降お伺いしませんが、人事院にもこの点についてもう少しお伺いしたかったのですが、時間もありませんでしたので、最後に主計局にお伺いをしたいわけあります。
いま大分はしょりましたけれども、同じ大蔵の中でありますから、状態は大体おわかりになりますが、昇任昇格のおくれている職員方が五万人の税務職員の中で二万人もいるとい

一四

ことになりますと、いま申しましたように、大変な問題だと思うのです。そこで、昇任昇格をしても財源的にそんなに大きな影響はないと思うのです。恐らく他の省のこともありますから、いろいろ問題が出てくると思いますけれども、十分配慮をしていただくという答弁をいただいて終わりにしたいと思いますが、いかがでありますか。

それから解決すべき問題が非常にふえておるということは、先ほど長官からもお答え申し上げたところでございますが、国税の仕事が本来非常に複雑困難で、高度の専門的知識を要するという仕事であります。上に、最近非常に業務量がふえてまいりまして、それに対応して担当職員の責任が相当重くなつてきている。この重くなつてまいりました責任の度合いに応じまして役職をつくつしていくということが必要になつてまいると思います。幸いに国税庁には老功で円熟した能力の方々もあるわけでございます。そういう点を考えまして、今後とも国税の仕事のやりがいがあるように努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○山田(駄)委員 きょうは総理、大変お忙しいところを御苦勞さまでございました。

こうしてきょうは、租税三法の審議も大体終局に近づきつつありますので總理をお呼びいたしましていろいろお尋ねいたすわけでございますが、今日の社会情勢、経済情勢はきわめて不安定な状態にございまして、そういう中でいろいろとインフレによる国民の被害、そうして総需要抑制策によつて起つた不況の被害、まさにスタグフレーションの被害をもろに弱者層は受けておりまして、いろいろとこうした一連の情勢の中で、社会的不安というのも衝撃的な方向に走りかねないという一つの事態も危惧されるわけであります。しかし片一方では、御存じのように、預金の日減り問題については大阪地方裁判所で日減り補償の

裁判が行なわれておりますし、膨大な資料が出され
て、財政政策、経済政策の失敗の責任を問うとい
う資料提起までなされております。国民の関心は
その部分にかなり強く深まっております。また片
方では、減税の裁判も進められております。確
定申告をわれわれに当然の権利として与える、こ
ういう一つの裁判も行われております。こうした
人たちは理性的な人でけれども、総体的に見て
社会的な不安の情勢というものは強まっていること
は間違ひございません。

こういう情勢の中で、田中内閣総理大臣は金脈
事件で失政の責めを負わされて退陣をなさいまし
た。その後にあなたが内閣総理大臣として登場な
さつてくるわけです。そのあなたが、こうした一
連の国や社会の情勢を踏まえて、インフレで水ぶ
くれをした人たちに対する片側の事実と、その影
響を受けて非常に苦しんでおつて、最近都市部で
は、おふろに入る回数まで減らさなければ生活で
きない、もちろん一日の食生活にもかなりのしわ
が寄つてゐるでしょう、こういう現実をあなたは
御承知なさつておるからこそ不公正を是正した
い、これが政治の基本である、こういう立場を強
い決意でお述べになりまして、今日まで四ヶ月間、
総理のお仕事をなさつてこられたと思うのです。
この不公正は正の決意というのは、国民の中に、
ある意味では大変な歓迎をされたわけです。私たち
野党でございますけれども、あなたのその政治
姿勢に対して心から期待をしていたんです。しかしそれは、
し、どうも私たちが議会の中で見ておりましても、
あるいは国民の声を聞きましても、三木総理は口
だけじゃないだろうか、こういうわざが最近か
なり強まり始めております。しかしそれは、
なかなかこの種の問題は就任早々すぐ手を染め美
効をあらわすということは短兵急にはいかない、
そういう気持ちをあなたはお持ちだと私は思いま
すけれども、あなたが内閣総理大臣になられて述
べられましたこの所信は、今日しさかも狂いが
ないのか、あるのか、それをひとつまず決意とし
て伺いたい。国民にそれを聞いていただきたいと

思っていますので、その点をひとつ冒頭に明らかにしていただきたいと思います。

○三木内閣総理大臣 山田さんいろいろお述べになりました。国民の期待が大きいこともよく承知しております。ただしかし、これは世界的に見ましても、どの国もインフレと不況に悩んでいない国はない。どこもです。私が就任以来、海外からたくさんの方々が来たけれども、彼らは、まだ日本というものはなかなかよくやっている方だと言えます。卸売物価がたった5%前後というのは、先進国はどこの国もないですからね。ただ、われわれの悩みは消費者物価である。これがやはり政府の公約よりも少し下回るでしょうね。しかし、三月末には、一四%前後になるかも知れない。しかし、これとてもやはり安定した西独なんかに比べると、西独は六・一%ですかね。しかし、ほかの国に比べると、ほかの国は一けた台のところが多いんです。

世界的にやはりインフレと不況が同居しております。この解決法というのは、経済の理論の中にもないんですね。初めての経験でしよう。私は何もこれに対するわけじゃないですよ。この处方せんに對してどの国の指導者も、これはもういままでにない怪物ですから、これをどうして解決するかということに各国の指導者が頭を悩ましておるわけですね。そういう点で、これは非常にむずかしい問題を國際的にお互いに、やはり資源、石油にしたつて、まあ一時に比べたら四倍になつたのですから、これは適応力を持たないです。しかも日本のようにエネルギーの七五%を石油に依存しておる国では、山田さん、そういうむずかしさが背景にあるのだということは——四ヶ月たつたじやないか、何もやらないじゃないかと言わわれる気持ち、わかりますよ。しかし、これだけ各國ともがその答案というものに対してやはり皆悩んでおるのですから、これだけのむずかしい問題だ。それは何かと言えれば、やはり大きな転換期を迎えたのですから、これが頭の中に高度経済成長の残滓がまだ残つておる。これは非常に大きな原因

りかえをしなければならぬですからね。ここで非常な大きな意識の転換が必要で、労使関係だってそうでしょう。今までのような高度成長期のような労使関係でいけるわけがない。国民生活の一つのパターンにしても変えなければならぬ。日本人は世界に比べたら氣が早い方ですから、だからわかりますけれども、もう少しやはり時間をかけて、三木内閣の施政というものは社会正義という眼をかけて、そういうことで常に見直していくかないと、民主政治は安定しないと私は思いますがね。

それだから、不公平是正といふのは、民主政治が続く限り、やはり常に一つの大きな政治の態度だと思いますね。これは後退したならば、もう私は内閣を、この席にはとどまらない。この私の所信を曲げることがあつたら、私は内閣をやるということはいたしません。これは三木内閣が続く限り社会の公正を確保する、不公平是正するということで私の内閣は終始する決心であります。ただ……〔各論がなければ、総論だけじや……〕と呼ぶ者あり)

いや、総論が大事ですよ。総論がないと各論はないですからね。(山田(耻)委員「あなた、私の質問に答えてください」と呼ぶ)

あなたの質問は、不公平是正ということは変わらないのか――これは変わらない、もうこれを変えるときは私が内閣の地位から去るときである、こういうことを申し上げておきます。

○山田(耻)委員 あなたのおつしやっている不公平は正、もちろん私の聞き方が具体的でないからそういう御答弁にもなつたのかと思いますけれども、今日のインフレを是正する有効な決め手があるのか、あるいは総需要抑制策、金融引き締めをずっと二年数カ月にわたっておやりになつた結果、一番弱い層にその被害が出て、不況倒産が起つておる、こういうものをどうなさるのかといふことを直接聞いておるのじやないのです。こうしたインフレなり不況というものによって、国

民全体が大変な苦しみを受けていた層とインフレ利得をため込んでおる層とに分かれておる。こうした人たちの中に不公平感が非常に強まつておる、これを改めていくのが政治である、これが内閣総理大臣の不公正是正の中心であろう、このように私は思つてゐるのです。

得控除についての税制についておっしゃっていらっしゃると思いますが、これは十月の税調の答申の中に出でております。そういうことでござりますか。それはよく承知しております。

いは土地譲渡に対する特例、こうしたものは長い間税制調査会の答申の中には答申し続けられてきたのです。それが一向に是正されなかつたところに、本委員会における審議も幾度かこの問題について

い。やはり理屈にかなつたことをしなければならないので、それで診療報酬の一つの改正とにらみ合わせて特別措置に対する改正を行いたい、こういうのが私の現在の心境でございます。

うに私は思つてゐるのです。
だから、今日のスタグフレーションというものがどう改められていくのか、国際経済の上から見ても有効な決め手はないとおしゃることについて、私はそれなりに議論は持っておりますが、きょうはそういうことを議論しておる時間がないです。だから、だから私が申し上げておりますのは、そういう不公正是正についてあなたの所信に変わりはないのかということを申し上げたので、それに対するあなたは、そうだ、変わりはないということを申されたわけでござりますので、その立場を受けて、それならばこれはどうなんだろうかという具体的なものに入つていきたいと思ひます。

もらつてはいけませんし、後ろから要らぬことを入れ知恵するからそういうことになるのです。総理大臣は不公正は正という言葉を変わらない政治の所信として述べておられるし、その不公正は正ということになりますと、やはり所得、富の再配分、それは税金なんですね、税制。この税制というのが不公平は正のきわめて有効な決め手と申しますか、根幹をなしているものです。その辺について、あなたが不公平は正をおっしゃるのなら、税制調査会が答申をした十二月の答申は、不公平は正というあなたの言葉を受けて、不公正は正をしていくためにはこうした問題を構成的に解決しなさいといふことが述べられておるのを読みこなしまして、お読みです。

それをあなたが、社会的不公正を是正をするとして強い姿勢を示されて総理に就任なさった。当然、この問題について何らかの措置がいただけるものと国民全体が理解していくわけですよ。特に社会保険診療報酬の特例に關しては、あなたもかかると積極的な姿勢をお示しになつていただとわれわれは判断しました。しかし、総理、これが今日どのようになつておるのでございましょうか。その点についてひとつあなたの考え方、それを中心に話していただきたいと思います。

○三木内閣總理大臣 私も、これは是正しなければならぬ税制の一つである——しかし、経緯等もよく調べてみました。山田さんも御承知のように昭和二十七年ですか、留党派の決議をもつて、左

し聞き捨てならぬと思うのですけれども、去年二度にわたつて診療報酬の内容は改定をいたしましたね、まだあれでは改正し足りぬと言うわけです。ね、あなたは、何ばにしたらよかつたのですか。**○三木内閣総理大臣** これは改正は何回もしまして、たけれども、なかなかその間医師会との間に話もついてなかつたこともあるのでしょうか。したがつて、これは何回やらなければならぬというところではなくして、今日では、そのときの世論とほとんど変わつて、優遇し過ぎるという声ですね。当時は、特別措置ができたときは、診療報酬は適正化されていらないからもう少し優遇してあげなければということだつたが、いまはあべこべの世論となつてきているわけですからね。そういうことで

あなたが就任なさる直前に、これも關係として御存じであつたでしようけれども、私たちのこの大蔵委員会が所管をしております大蔵大臣に対してもうでございましょうが——この委員会は歳入委員会としての性格から、当然税というものと無関係で成り立たません。その税というものは税制調査会によって一つの方向が示される、国民とのコンセンサスをそこで求めながら答申が出てまいります。この答申に基づいて所管者は作業を進めていくわけですが、この税調の答申が昨年の十月に出来ました。これはあなたの就任後ではございません。しかし、それは御存じのことだと思います。そしてあなたが就任後、十二月に、もっと具体的な答申が出ておりますけれども、これを二らんになります。

○三木内閣総理大臣　十月と十二月の調査会の答申は、一通り私も承知しております。

○山田(駄)委員　どういうふうに承知なさつておられるわけですか。不公正是正のところについてひとつお述べをいただきたいと思います。

○三木内閣総理大臣　まあ細々したことはともなく、利子配当の分離課税、土地譲渡所得に対しての課税の強化ということが一番大きな問題でありますと承知しております。無論、一方においては、社会保険診療報酬課税の特例の是正ということに入っております。

○山田(駄)委員　私たちがこの太蔵委員会でいろいろ法案の審議をいたしておりますとよく感ずわけですねけれども、税制調査会の答申を読みまして、あなたもお読みになつたようには、ここにこの第

師の所得税に対する特別措置といつものが適正診療報酬と結びついた決定をされておる。ある意味において、適正診療報酬が決定できないから、一種の医者に対する所得補償のよつた意味すらももつてゐる。だから七一%の所得税の是正議は持つておる。だから七一%の所得税の特別措置を行つてある。そこで、適正な診療報酬と切り離して、医者に対する所得税の特別措置を是正をやることに、あの経緯から見てこれは無理がある。これは山田さんも事情はよく御承知だと思う。

そこで、私は何とかしてこれはできないかと考えただけれども、これができないきさつから考えてみると非常な無理がある。そこでいま私の考えておることは、やはり次の診療報酬の改正とにらみ合思つ。

これは何回までというのではなくして、次回の診療報酬の改正、これを機会にこの問題を解決をしたい。いままでも、山田さんの御指摘のように何とかありましたけれども、それが特別措置と結びつけた形において話が煮詰まらなかつたところにこれがおくれた原因があつた。今度の場合は、次回改正の機会にこの問題はひとつ解決をしたいということございます。

○山田(社)委員 去年の二月に一七・五%、一六%と値上げをいたしておりますね。こうした去年の十月の一六%の値上げを受けて、社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申が出ているのです。その答申は現実を無視していない申というふうになるわけですね。そうして、この具体的な中身を持つたものが十二月に出てきましたが、こうしたこと民間の答申とうのはまだま

○三木内閣總理大臣

○山田(恥)委員 どういう内容でございますか。
お感じになつた点をひとつ説明をいただきたいと思ひます。

公正の是正には特段の注意を政府は払わなければ
ならない、その特段の注意を払うべきものに社
保険診療報酬に対する課税の特例 それになな
がおつしやいました利子配当分離課税の特例あ

うな
つの是正をしたいのですよ。しかし、そ
ういうきさつといふものを考えたときに、やは
り国会における決議でもありますし、そういうこ
とに國の無理なことを政治がするということはいか

医師の診療報酬の値上げが少し足らなかつた段階で、出されておるので、この次の改定の時期にこの身について具体的な措置をしよう、こういうおしゃり方に私は聞こえてなりません。そのあなた

の主張からいきましたら、昭和四十九年十月四日に出された答申並びに昭和四十九年十二月に出された答申は一顧だにも値しない、こういう答申であるというふうに内閣総理大臣はお考えになつてゐるわけですか。

○三木内閣総理大臣 一顧だに値しないというようなそついう考え方はありません。尊重しなければならぬけれども、今までのいきさつもあり、国民医療といふ見地からもやはり混乱に陥れるこ

ともいけませんから、そういう点で筋道の立つた解決をしていきたい。だから、尊重はするけれども時期的にずれがある。これは税調の答申を尊重する立場にある政府として相済まぬことだと思ひますけれども、そつうは言つても、やはり政治が筋道を立て、これに対してもいろいろな反論があつたりしても説明のつく態度をとりたいと思ひましたので、尊重はしますけれども、時期的にずれたということに対してもお許しを得たいと思うでございます。

○山田(耻)委員 私は、どうも総理、そこはそつうですかと言つてなかなか承知できないのですよ。去年一回にわたつて引き上げしました三十数%の単価の値上げは、今日地方財政その他にも大変な影響を与えてゐるのですね。いまの地方財政で、地方の住民税と健康保険税と比較いたしますと、健康保険税の方が圧倒的に高いのですよ。しかもことは、自治省の方の試算でも三〇%を超えて健

康保険税は上げなければどうしようもない、それは去年一月、十月に引き上げたあの値上げのはね返りでそうなつてゐるんだ、こうなつてゐるのですよ。

あなたは、医師の税優遇の措置についていまのよつた立場をおつしやつていますけれども、医師はそれほど今日国民と同じ立場の苦しみを片側で持ちながら医療行為をやつてゐるのでしようか。不公正は正といふ論理から見たら、私はあなたのあつしやる言葉をそのまま受け取ることには無理があるような気がするのです。それではあなたは、内閣総理大臣だが、日本の国民の内閣総理大臣

じやなくて、医師会武見太郎の顧問の方がいいでありますよ。私は、不公平は正を一枚看板になさつておるあなたの口から、そつう言葉を聞こうとは思いたくないです。

確かにそれはこの答申を受けられて今まで四カ月、まだ具体的な措置がなされていない、今回の税改正の中にもそれは見つけることができなかつた。私は、その事実はいま別の一つの行為によつてという気持ちじゃないですよ、ないでけけれども、日本の内閣の最高の地位にあるあなたの口からそれを聞きますと、冒頭に国民に向けてお約束なさつた不公平は正の所信は貫くぞ、この気持ちにかけりがあるよつた気がしてならないのですよ。

国民というのは、やはりあなたの具体的な日常の政策実行の活動、効果、こういうものを見るながら、言葉とともに受けとめてくれるのですよ。私は、いまの答申はちよつとさびしい気がしますから、もう一度訂正をなさる気持ちがあれば訂正していただく。あるいは継ぎ足していくだけとこころがあつたら継ぎ足していくだけで、もつと国民が納得できるよつた、そして私自身もまあまあ三木さんは尊敬しておる人だから、三木さんのお言葉としてやはりこの程度で受けとめておきたいという気持ちを私にも与えてもらわぬと困ります。

○三木内閣総理大臣 まあ山田さん御指摘のように、何回か診療報酬の是正の時期があつたわけですから、こういう問題はそういう時期に解決をすすめられるべき問題であつただろと私は思います。しかし、それができずに今日に来た。そういうことで、これはいま言つたよつた国民医療の見地から、やはり治療報酬というものあり方について見直しある必要はある。そういう点で、これは早急に

らぬとは思つていまますけれども、いま言つたような国民医療の見地から、適正な診療報酬のあり方を実行したい。もちろんこれは来年度の予算編成に間に合わることは明らかでございます。

○山田(耻)委員 あなたは来年度の予算編成に間に合うようにこの社会保険診療課税の特例について手直しをする、こういういまの確たる御答弁です、あなたの任期中にもう一度この医療単価についての値上げが当然行われるということとうらはり考えなければならぬ気持ちが私はするのです。が、いすれにいたしましても、こうした単価の値上げにつきましては公正、妥当なものということはこれから一つの大きな声となつてあらわれてくるでしようし、地方自治体財政との絡みもあることですから、あなたは十分配慮なさつておると思うが、私は、やはりここにも医師という特別な人が、私は、やはりここにも医師という特別な人という見方から、国民全体の中の医療行為を担当なさる人であるという見方を強めていただくことが大事だと思つし、そこに初めて不公平が是正されていくことになるのですから、きょうあなたのお言葉としては、次の予算編成までには必ず正を実行する、こういうふうにひとつ受けとめなさる人であるという見方を強めていただくことがあります。

○三木内閣総理大臣 税調にもその利子配当源泉分離課税制度に対する答申があるわけです。いろいろ税といつものに對してできるだけ公正な税制をとるべきだということは申すまでもないわけですが、この利子配当の源泉分離課税といつものについては、山田さん御承知のように、利子などについても、まだ無記名預金とか架空預金などもあって、なかなか把握しにくい一面があつて、これまでいきなり総合課税といつことにすれば、何かあたりひとつ十分考えていただいて、国民が納得できる措置をしていただきことを重ねて要望いたしております。

それからもう一つ不公平は正の問題につきまして、これも時間がありませんから深く議論できませんけれども、あの答申の中にござりますね、利子配当の分離課税の措置なんです。

これは総理も御存じだと思いますけれども、大体

多いのですよ。まさに基準法で深夜業については制限があるほど健康を壊すということなどもあつて、割り増しのわずかな金を出しておるわけです。が、そういう人たちは夫婦子供二人、いわゆる標準世帯で百八十三万までが課税最低限なんです。申し上げたように、本当に朝星夜星、全く夜も寝ずに働く人たちの勤労の所得に対しても、夫婦子供一人で百八十三万が課税最低限です。

准世帯で百八十三万までが課税最低限なんです。

完全な把握というものに対する対応はさらに検討を進めてできるだけ早く総合課税に持っていくべきだ。いまはそういうふうなことで、この点はいま申したような分離選択税率を引き上げるだけにとどめたけれども、これは不満足なものである、やむを得ない処置であると御承知を願いたいのでござります。

○山田(耻)委員 できるだけ早く検討して税本来の体制である総合課税に持っていくべきだ。こうおっしゃつておるわけです。私は歴代の大蔵大臣なり歴代の総理の御努力がなかつたとは思ひませんけれども、私が本院に席を持ったのは昭和三十八年です。あれから十二年たちましたが、昭和三十八年のときの本会議で私はこれをやっているのです。あなたの方からは、早く検討してやりたいやりたいという答弁がそのときも出てきていたのです。それから十二年。私は日本の政治というものがこれほど無能力であるとは思ひませんよ。もつとやる気を持ってやつていただきないと、不公正は正といふこの言葉は私は価値ある言葉だと思いますけれども、国民の不満に包まれて消えていくことを危険視しているのですよ。私は、いまの総理のお言葉を頗りどおり受けとめまして、この税調では五年を限度に限つておりますけれども、五年を限度の中でなお早急に捕捉ができたら実行に移せと書いておることを銘記いたしまして、あなたの早急に検討しておる言葉は、この答申では五年を限度に限つておりますので、本当に速やかに御検討いただいて解決を願いたいと思うのです。

最後に、時間もございませんのでお伺いしますが、総理も御存じだと思いますが、きのうきょう、かなり新聞をぎわしておるのは日本歯科医師会の問題です。いまの社会保険診療報酬の特例の税制に関する件は、政府は何と思われているのでしょうかね。おととし、昭和四十八年の八月二十七日にこういう通達を流しておいて、この中で明らかになつてい

るでしようが、民法の違反、刑法の違反、そういう事実があつたとしても実力行使をやれ、こういう一つの通達が出るようになりますから、私は日本本の医療行政のあり方をもつと抜本的に考える時期に来ているのじゃないだろうか。一体、この出した通達に対する総理はどう取り扱いをお考えでございますか。

○三木内閣総理大臣 私も、厚生大臣からまだ報告は受けておりませんが、新聞の記事を見て唖然としたわけです。やはり医師というものは社会的な尊敬も受け、税法上のいろいろな特典も受けているわけですから、やはり社会的責任といふものを他の業種に比べて持つておるものですから、新聞記事にあるようなそつとう意識でこういふ非常に公共性を帯びた仕事をしておるのかどうか非常に何か情けない思いがしたわけです。非常に何か情けない思いがしたわけですが、非常に何か情けない思いがしたわけですね。

これはやはりいま御指摘のように、日本の医療制度といふものに対する今後いろいろの角度から検討をしなければならぬ問題を含んでおると思っています。この差額の徴収といふことが導火線になつて問題が起つたわけです。これは去年の十月ですか、審議会にもやはり諮問をしたわけです。この差額の徴収といふことが、その後いろいろな動きがあって、先般会長の任期が来て、私は円城寺さんにお自身からも依頼をしまして留任してもらつて、医師会もいろいろ役員もかわつたようですが、一日も早くこれで結論を出してもらつて当面の問題につけましては解決を図りたいが、やはり山田さんの御指摘のようなこいつ根本的なあり方といふものに対する再検討を必要とするという感じを深くいたしました次第でござります。

○山田(耻)委員 時間がないのであれにいたしましておきましたから、一回もお話をいたしません。

○上村委員長 武藤山治君

私はまず総理大臣にお尋ねいた

○三木内閣総理大臣 実際問題として、差額徴収の質疑が出ていますよ、この議事録を見ますと、その質疑の中で、もしもこういう違法行為をやつたら、官庁、これは厚生省を指しているのでしょうか、健康保険組合、警察、こういうところからいふと問題の指摘がなされて、不法行為として本の医療行政のあり方をもつと抜本的に考える時考えでございますか。

○三木内閣総理大臣 私も、厚生大臣からまだ報告は受けておりませんが、新聞の記事を見て唖然としたわけです。やはり医師といふものは社会的な尊敬も受け、税法上のいろいろな特典も受けているわけですから、やはり社会的責任といふものを他の業種に比べて持つておるものですから、新聞記事にあるようなそつとう意識でこういふ非常に公共性を帯びた仕事をしておるのかどうか非常に何か情けない思いがしたわけです。非常に何か情けない思いがしたわけですね。

これはかけがえのない国民の一人としてだれもよう手を出さない、こういう答弁がずっと続けられています。この差額の徴収といふことが、その後いろいろな動きがあって、先般会長の任期が来て、私は円城寺さんにお自身からも依頼をしまして留任してもらつて、医師会もいろいろ役員もかわつたようですが、一日も早くこれで結論を出してもらつて当面の問題につけましては解決を図りたいが、やはり山田さんの御指摘のようなこいつ根本的なあり方といふものに対する再検討を必要とするという感じを深くいたしました次第でござります。

○山田(耻)委員 時間がないのであれにいたしましておきましたから、一回もお話をいたしません。

○上村委員長 武藤山治君

私はまず総理大臣にお尋ねいた

○三木内閣総理大臣 実際問題として、差額徴収の質疑が出ていますよ、この議事録を見ますと、その質疑の中で、もしもこういう違法行為をやつたら、官庁、これは厚生省を指しているのでしょうか、健康保険組合、警察、こういうところからいふと問題の指摘がなされて、不法行為として本の医療行政のあり方をもつと抜本的に考える時考えでございますか。

○三木内閣総理大臣 私も、厚生大臣からまだ報告は受けておりませんが、新聞の記事を見て唖然としたわけです。やはり医師といふものは社会的な尊敬も受け、税法上のいろいろな特典も受けているわけですから、やはり社会的責任といふものを他の業種に比べて持つておるものですから、新聞記事にあるようなそつとう意識でこういふ非常に公共性を帯びた仕事をしておるのかどうか非常に何か情けない思いがしたわけです。非常に何か情けない思いがしたわけですね。

これはかけがえのない国民の一人としてだれもよう手を出さない、こういう答弁がずっと続けられています。この差額の徴収といふことが、その後いろいろな動きがあって、先般会長の任期が来て、私は円城寺さんにお自身からも依頼をしまして留任してもらつて、医師会もいろいろ役員もかわつたようですが、一日も早くこれで結論を出してもらつて当面の問題につけましては解決を図りたいが、やはり山田さんの御指摘のようなこいつ根本的なあり方といふものに対する再検討を必要とするという感じを深くいたしました次第でござります。

○山田(耻)委員 時間がないのであれにいたしましておきましたから、一回もお話をいたしません。

○上村委員長 武藤山治君

私はまず総理大臣にお尋ねいた

○三木内閣総理大臣 実際問題として、差額徴収の質疑が出ていますよ、この議事録を見ますと、その質疑の中で、もしもこういう違法行為をやつたら、官庁、これは厚生省を指しているのでしょうか、健康保険組合、警察、こういうところからいふと問題の指摘がなされて、不法行為として本の医療行政のあり方をもつと抜本的に考える時考えでございますか。

○三木内閣総理大臣 私も、厚生大臣からまだ報告は受けておりませんが、新聞の記事を見て唖然としたわけです。やはり医師といふものは社会的な尊敬も受け、税法上のいろいろな特典も受けているわけですから、やはり社会的責任といふものを他の業種に比べて持つておるものですから、新聞記事にあるようなそつとう意識でこういふ非常に公共性を帯びた仕事をしておるのかどうか非常に何か情けない思いがしたわけです。非常に何か情けない思いがしたわけですね。

これはかけがえのない国民の一人としてだれもよう手を出さない、こういう答弁がずっと続けられています。この差額の徴収といふことが、その後いろいろな動きがあって、先般会長の任期が来て、私は円城寺さんにお自身からも依頼をしまして留任してもらつて、医師会もいろいろ役員もかわつたようですが、一日も早くこれで結論を出してもらつて当面の問題につけましては解決を図りたいが、やはり山田さんの御指摘のようなこいつ根本的なあり方といふものに対する再検討を必要とするという感じを深くいたしました次第でござります。

○山田(耻)委員 時間がないのであれにいたしましておきましたから、一回もお話をいたしません。

○上村委員長 武藤山治君

私はまず総理大臣にお尋ねいた

したいのは、総理は施政方針演説の中で「社会的公正を期すことに特に配慮いたしました。」こう述べて、「私の目指す新しい政治のあり方について申し述べたいと存じます。」その中で三木さんはこう言っておられます。「高度成長から安定成長へ、量から質へと経済体質を変革するためには、高度成長時代の制度、慣行の見直しが必要であります。制度、慣行は、一たん打ち立てられると、なかなかそれを変革することは困難ではあります、が、困難だといってほうつておくわけにはいきません。」

を交代したわけですから。
だから、非常に意欲は持つておるわけですが、それを何ヵ月ぐらいためにやれということにはまことに容易ならぬ壁があるということですね。ただ、多少の時間を——多少と言つてもそんなに五年も六年も私は内閣をやっておるわけでもないわけですから、やはり自分の任期の間にはこのことはやはりやらなければならぬ。だから少し時間はかしてもらいたい。

小骨を抜かないで本物が出てくればまた別でありましょね。挽回するかもしれませんね。しかし、この医師の特例をこのまま残したということは、麥三木内閣に対する評価を落としたと思うのです。

それから、その続きをまた一しゃべっていきますね。「既成の考え方を変え、既存の権利を手放すことには大きな抵抗が伴います。」医師会の抵抗なども相当あつたようですね。「しかし、これを打破して、日本の政治を新しい時代にふさわしきにむかう」とあります。そして、「ついで日本」とあります。

三木内閣の不公正は正に対し熱意が足らぬといふ御批判であります。あれは十二月の九日でしたか、政権担当をしまして予算編成したとして、武藤さん、ことしの予算は相当なやはり予算を組んでいますよ。十二月の九日ごろに政権が交代して、今年度の予算是、私の不公正は正といふもの一つの角度から見ても、そんなに大きくなの方に向から連つた予算ではない、これはやはり相当な評価を受けしかるべきだと私は思つておるわけでござります。

なかなかかしいことを言っています。制度慣行が変わってきたのだといふ——それがもう一遍昔に返るという意識がまだ相當にあるわけですね。だから、もし時代がほんとうに変わってきたのだから、そういう意識が万人のものならば、いろいろ制度慣行を改革しようとする私の一つのチャレンジももっと楽なんですよ。まだそこまで行っていないわけですからなかなか容易でないので、やはり多少の時間がかかるということですね。私の志は、これは、そういうことをやって一つの大きな転換期の方向に対応するよつた改革をやらなければ私が出でてきた意味はないのですよ。異例の形で政権期意は、現在の慣行、制度の中で、おれが総理大臣になつたらこれをます真先に直してやろう、そなうお思いになつて恐らく表明されたと思うのですが、どんなことですか。

○三木内閣総理大臣 武藤さんの言われますよう

に、私はいまの時代といふのは、古い一つの秩序から新しい秩序に変わっていく大きな転換期だと思います。だから、全般のものが従来の慣性でいいのだといふものはほとんどないとは思いましたね。全部ひとつ見直して、この大きな変化に対応しただけの体制をとつていかなければ息が詰まつてしまですね。

だから、その前提になるものは、これだけ時代が変わってきたのだといふ——それがもう一遍昔に返るという意識がまだ相当にあるわけですね。だから、もし時代がほんとうに変わってきたのだから、そういう意識が万人のものならば、いろいろ制度慣行を改革しようとする私の一つのチャレンジももっと楽なんですよ。まだそこまで行っていないわけですからなかなか容易でないので、やはり多少の時間がかかるということですね。私の志は、これは、そういうことをやって一つの大きな転換期の方向に対応するよつた改革をやらなければ私があなたが、この施政方針演説で述べられたいまの決意は、あなたが、この施政方針演説で述べられたいまの決意は、現在の慣行、制度の中で、おれが総理大臣になつたらこれをます真先に直してやろう、そなうお思いになつて恐らく表明されたと思うのですが、どんなことですか。

○武藤(山)委員 先ほど各論がない、こうやじつたら、内閣は生まれる意義がない、私は退陣すべきである、こういう考え方で今後取り組んでいきたいと、いう決意でござります。

○武藤(山)委員 先ほど各論がない、こうやじつたら、総論のないところに各論はないのだと言われた。そのとおりだ。しかし問題は、総論は施政方針演説の中でだあと出たわけですから、具体的に私たちは各論を聞きたいわけですよ。特にその中で、不公正を是正するということになりますと、やはり何といつても富の再配分あるいはインフレ利得者をいかに税で徴収をして、そのインフレ利得を国民の方へ還元するか、低所得者に還元するか、そういうような具体的な手立てがあつて初めて総理の発言が生きたものになると私は思うのですよ。

ところが、どうもまだ総理になり立てで、予算編成は前内閣のときに土台がずっとできてしまつたのだ。だから、急に十二月早々に総理になつたばかりで、今国会にそんなに洗い直しができるはずはない、そういう気持ちはよくわかります。しかし、やはりいま山田委員も質問したように、医師の不公正是正の問題一つができないようなことは、この言葉は全部死んでしまつ。九個の功をなすはなく、そういう言葉があるけれども、まさに三木さんに信頼を寄せた国民の期待は、やはり三木さんうそをついたじゃないかという感じをいま受け取りましたよ。これから独禁法の改正、政治資金規正法の改正、いろいろこう出てきて、これが

ものにしなければなりません。それが時代の要請であります。」
非常にいい政治家としての哲学を、ぱちっと三
しているのです。このとおりやつたらりっぱです。
これができなかつたですね、とうとう医師会の抵抗に負けちゃつたですね。これが残念なんです。
そこで私は、いま大企業が特に恩恵を受ける
よつた租税特別措置法というものがたくさんな
る。時間がとにかく五十分ですから、全部挙げ
わけにまいりませんが、そういう特別措置や、あ
るいは法人税法の本則の中にも、これは直さねば
ならぬなどいう不公正なもの、不公平と思われ
るもの、こういうものがたくさんあるのです。そし
いうものをやはり三木内閣としては、もつと厳か
を主税局長に下して、きちっととにかく総理大臣
の姿勢にマッチする税制改正をやってくれよ。
中橋局長も、なかなかの切れ者ですから、総理が
そういう号令をかければ、税制調査会にびちつ
した答申が出るようなものをどんどん材料も出は
るわけなんです。總理自身がそういう税に対する不
満感覚が少々希薄であつたような気がいたします。
三木内閣の存命中に思い切つた、そういう国民的な指弾を受けてきた、あるいは多くの政党が指弾
をしたところのそういう不合理なもの、不公平な
なもの、これは三木さんが任期中に思い切つて完
底的に洗い直ししてみる、そういう約束ができる
すか。

えはインフレ利得の吸収という点で武藤さんは抱き足らないとおっしゃるわけですが、土地の譲渡所得に対しても、二千万円以上ですが、四分の三の総合課税で課税強化したわけですね。それから、法人税率を四〇%に強化した。これは地方税も入ると、世界並みの約五〇%になるでしょう。それから、これは昨年度ですか、臨時利得税の新設もあった。こういうことで……「それは三木内閣じやない」と呼ぶ者あり）これは三木内閣ではありますけれども、こういう一連の、自民党内閣がインフレ利得吸収ということに対してもやはり非常に気を配っておることは事実であります。それから、インフレ被害というインフレのしわ寄せを一番受ける弱い立場にある人に対することは、四十九年度の予算では、公共事業費と社会保障の費用というのは大体一応同水準のものであつたわけですが、今年度は一兆円ふえましたね、公共事業より一兆円ふえて、そして生活保護も引き上げるし、年金も物価スライドをやつた。福祉年金なども、武藤さんから言えは少ないと言いますが、やはりいまのような方式のもとにおいては、全部国庫で賄うような点では、この一万一千円というのは、今年度の予算の枠内では相当思い切った処置ですよね。これが多いというわけじゃないですよ。

そういうふうなことで、また公共事業の中でも、住宅とかあるいは下水とか公園とか、生活環境整備というものは、一般の人たち、インフレといふ点はまさに点でやめたかといふ点は、たとえばインフレ利得の吸収という点で武藤さんは抱き足らないとおっしゃるわけですが、土地の譲渡所得に対しても、二千万円以上ですが、四分の三の総合課税で課税強化したわけですね。それから、法人税率を四〇%に強化した。これは地方税も入ると、世界並みの約五〇%になるでしょう。それから、これは昨年度ですか、臨時利得税の新設もあった。こういうことで……「それは三木内閣じやない」と呼ぶ者あり）これは三木内閣ではありますけれども、こういう一連の、自民党内閣がインフレ利得吸収ということに対してもやはり非常に気を配っておることは事実であります。それから、インフレ被害というインフレのしわ寄せを一番受ける弱い立場にある人に対することは、四十九年度の予算では、公共事業費と社会保障の費用というのは大体一応同水準のものであつたわけですが、今年度は一兆円ふえましたね、公共事業より一兆円ふえて、そして生活保護も引き上げるし、年金も物価スライドをやつた。福祉年金なども、武藤さんから言えは少ないと言いますが、やはりいまのような方式のもとにおいては、全部国庫で賄うような点では、この一万一千円というのは、今年度の予算の枠内では相当思い切った処置ですよね。これが多いというわけじゃないですよ。

小骨を抜かないで本物が出てくればまた別であります。」医師会の抵抗なども相当あったようですね。「しかし、これも打破して、日本の政治を新しい時代にふさわしものにしなければなりません。それが時代の要求であり、これにこたえることがわれわれ政治家に課された責務であると考えております。」非常にいい政治家としての哲学を、ぱちっと元しているのです。このとおりやつたらりっぽです。これができなかつたんですね、とうとう医師会の抵抗に負けちゃつたですね。これが残念なんですね。そこで、私は、いま大企業が特に恩恵を受けるような租税特別措置法というものがたくさんある。時間がとにかく五十分ですから、全部擧げるわけにまいりませんが、そういう特別措置や、あるいは法人税法の本則の中にも、これは直さなければならぬなという不公正なもの、不公平と思われるもの、こういうものがたくさんあるのです。そういうものをやはり三木内閣としては、もつと厳格な税制改正をやつてくれよ。中橋局長も、なかなかの切れ者ですから、総理がそういう号令をかければ、税制調査会にびちつとその姿勢にマッチする税制改正をやってくれよ。中橋局長も、なかなかの切れ者ですから、総理が三木内閣の存命中に思い切つた、そういう国民的な指揮を受けってきた。あるいは多くの政党が指揮をしたまろもろのそういう不合理なもの、不公平なもの、これは三木さんが任期中に思い切つて寧底的に洗い直してみる、そういう約束ができるですか。

三木内閣の不公正正是正に対して熱意が足らぬといふ御批判であります。十二月の九日ころに政権が交代して、今年度の予算は、私の不公正是正というものの一つの角度から見ても、そんなに大きくその方向から違った予算ではない、これはやはり相当な評価を受けてしかるべきだと私は思つておるわけでございます。

どういう点でやつたかというような点は、たとえばインフレ利得の吸収という点で武藤さんは飽き足らないとおっしゃるわけですが、土地の譲渡所得に対しても、二千万円以上ですが、四分の三の総合課税で課税強化したわけですね。それから、法人税率を四〇%に強化した。これは地方税も入ることで、世界並みの約五〇%になるでしょう。それから、これは昨年度ですか、臨時利得税の新設もあつた。こういうことで……「それは三木内閣じゃない」と呼ぶ者あり（これは三木内閣ではあります）けれども、こういう一連の、自民党内閣がインフレ利得吸収ということに対してもやはり非常に気を配つておることは事実であります。

それから、インフレ被害というインフレのしわ寄せを一番受ける弱い立場にある人に対する対策では、四十九年度の予算では、公共事業費と社会保障の費用というものは大体一応同水準のものであつたわけですが、今年度は一兆円ふえましたね、公共事業より一兆円ふえて、そして生活保護も引き上げるし、年金も物価スライドをやつた。福祉年金なども、武藤さんから言えれば少ないといますが、やはりいまのような方式のもとにおいては、全部国庫で賄うよな点では、この一万二千円というのは、今年度の予算の枠内では相当思い切つた処置ですよね。これが多いというわけじゃないですよ。

そういうふうなことで、また公共事業の中でも、住宅とかあるいは下水とか公園とか、生活環境整備というものは、一般の人たち、インフレといふ

ものの被害を受ける人たちにも均てんするわけですから、こういうことで、それなりに今年度の予算については、できるだけインフレの利得者から吸収したい、そしてまた、社会的な弱い人たちの生活といふものにできるだけ資したいということをやつたわけです。

私は、しかし、不公正というものの一一番根本はインフレだと思いますね。だから、インフレといふものは収束させなければ、不公平は是正と言つても、これを税でいろいろは正しろという行き方では、やはり追つかないものがありますね。資産——土地とか住宅を持つていても、不公平の人との一つの不公平というものは、もう拡大をするばかりですから、幾らそんな生活保護費を上げるとか物価にスライドするとかあるいは賃上げをやっても、インフレが来ればそれはもう意味がないのですから、どうしても不公平は正しろとのに対する根本は、やはりインフレを抑制することであるということだと思いますね。

その抑制するまでの間の時間というものに対して、いろいろな処置はしなければならぬでしょう。そういうことで、インフレを抑制するということに全力を挙げて、公約した一つの政府の物価安定ということに対しても不公平は正しろといふことが実現されそですから、これに全力を尽くしておって、全体から言えば、不公平は正しろといふことは申し上げても少しも言い過ぎではないと感じがするわけでござります。

○武藤(山)委員 わかりました。

あなたの考へておる不公平は正しろといふのは、結局、もつと国全体をながめてインフレ問題を処理するよ、インフレによつてどんどんもうかる者ともうからぬ者があるわけですから。

同時に、すでにもう一年間の超物価騰貴によつてかなりのひづみが出ちやつてゐるわけですか、これを見直さなければいかぬのですよ。たとえ上場会社の千七百数社の四年前に持つておつ

た土地の帳簿価額と、わずか四年後の現在の公示価格の差が四十一兆円になると発表されている。そういう含み資産というものが担保になつて、大企業家はまた銀行からどんどん融資がついて、二年後早くといふことで、三月中に終えたいといふ目標のもとにいま作業をいたしておるわけでございます。

そういうものについては全然目をつけない、手をつけない、改善しようともしない。予算は確かに前年度比二四・五%大きくなりましたよ。しかし、その予算を埋めるための金は未成年者にまで税金をぶつかけて、三千万人もの多くの大衆から所得税を取り上げて予算規模を大きくしておるのですよ。もつと別な方法が、不公平は本気でやるというならあるわけなんです。

そういう点のやり方の中には、高度経済成長をもたらすために企業にいろいろ与えた特典がある。一種の隠れた補助金だと言われるような租税特別措置法や法人税法の中にも、洗い直さなければならぬ問題点がたくさんある。そういう具体的なことをやつてこそ初めて三木内閣は本気で具体的にやつておるなどということになるんで、予算規模が二四・五にふくれて一生懸命努力したとか、あるいは福祉年金を一万二千円にしたじやないか、こんなことでは不公平は正しろしたなんて国民党は感じませんよ。

しかし、時間が限られていますから、そういうふう——ちょっと話を聞いてからひとつ相談していく下さいよ、待ち時間が決まっておるので。では、もう次に行きます。

昨年七月の参議院議員選挙で企業ぐるみ選挙とか金権腐敗選挙、こういうことで、三木総理も当時閣内において大変不満を持って批判をいたしました。その結果、選挙後閣外に去つたわけありますよ、政治資金規正法が詰悪の根源の一つにある、いまの政治資金規正法を大改革する、こういうことも主張された。

そこで、政治資金規正法案はいつごろ閣議で了承して国会に提出をいたしますか。

○三木内閣総理大臣 政治資金規正法の改正といふことは私の重大な公約の一つで、いま自治省の

手でやはり法案の作成にかかるておるわけでござります。これはまあとできるだけ早くといふこと、国会にも限られた会期があるわけですから、できるだけ早くといふことで、三月中に終えたいといふ目標のもとにいま作業をいたしておるわけでございます。

○武藤(山)委員 そうすると、四月中には必ず国会に提案いたしますね。

○三木内閣総理大臣 むろん四月中には出さなければならぬことは当然でござります。

○武藤(山)委員 総理は前々から、献金は法人から受け取らずに個人献金に限るようにした方がいい、こういうようなことも新聞に出ましたね。今度の改正で個人からの政治献金が受けられるようになります。

○武藤(山)委員 そうすると、四月中には必ず国会に提案いたしますね。

○三木内閣総理大臣 むろん四月中には出さなければならぬことは当然でござります。

○武藤(山)委員 総理は前々から、献金は法人から受け取らずに個人献金に限るようにした方がいい、こういうようなことも新聞に出ましたね。今度の改正で個人からの政治献金が受けられるようになります。

○三木内閣総理大臣 むろん今度は個人のものも含むわけですよ。個人の寄付といふものは、日本では余り社会慣習の中に成熟していないですか、できるだけそういう傾向を助长するために、一定額を押さえまして個人の寄付に対しては税政上の処置をとりたいと思つております。

○武藤(山)委員 この改正案は、大体いつから実施をしようともくろみですか。

○三木内閣総理大臣 これはむろんこの法案が過いたしますれば、できるだけ早く——いろいろ選挙法に関連するものもありますから、できるだけ早く改正をしておいた方がいいと思いますが、いまはまだ実施時期については結論は出ていないわけで、そんなに長く延ばすわけではございません。実施時期をそんなにずつとおくらすわけはな

い。

○武藤(山)委員 そんなにずつとはおくらせないが、二年なのか三年なのか、ずつとはいつですか、実施時期は。

○武藤(山)委員 実施時期は、自治省も来年ぐらいから、明年度からを予定しておるようですが、二年なのか三年なのか、ずつとはいつですか、実施時期は。

○武藤(山)委員 わかりました。明年度から実施される、個人の政治献金も税制上メリットがあるようになります。これが総理の答弁ですね。そうすると、個人の政党への献金あるいは政治家への寄付と、個人の政党への献金あるいは政治家への寄付というものが税制上控除される、そういうことを考えているのですか、総理。

○三木内閣総理大臣 いまの会社などについての政治献金は現行法どおりです。個人については何らか一つの税制上の処理をとろうということを検討中でござります。まだ結論は出でおりません。

○武藤(山)委員 政治資金規正法の提案をする際には、当然、そういう個人からの献金が受けられ

るという場合には、同時にその改正案も国会に出すべきですよ。それが親切ですね。所得税法の改

正案を今国会中に出しますか。
○三木内閣総理大臣　もちろん、それは同時に出
す予定でござります。

○武藤(山)委員　主税局長、それではすでに税調にそついう改正案のある程度の骨子とどうなつたものを諮問しておるのですか。

○中橋政府委員　先ごろ、与党でござります自民

党の中では政治資金規正法の大綱というのを決定して、私どもはごく最近それを勉強し始めたところでございまして、いま総理からお話をございましてたように、個人献金を奨励するという意味において、所得税についてどのような配慮をしますかと、いうことを私どもでいま検討している最中でございますので、まだどことも相談をいたしておりません。

合、寄付金に税金がかかるないよう損金になるのです。そういう法律になつてゐる。その限度はどういうことになつてゐるかと申しますと、その事業年度の所得の百分の二・五プラス資本金の千分の二・五、その合計額の二分の一と、こういうことになつてゐるわけです。四十八年度一年間の寄付金の合計は、国税庁の調査によるところ一千二百六十六億円、これだけの寄付が行われてゐる。その一千二百六十六億の寄付金を各資本金別にちょっとと計算をしてみると、資本金十億円以上の法人で一社当たり八千五百万円、資本金百億円以上上の法人で三億一千五百万円、これだけの寄付が行なわれてゐる。

そつして、この寄付は法律の規定では大体二つに分かれておる。学術とか社会福祉とか文化、藝術とか、そういう法人に献金をした場合にはこの枠とは別ですよ。それから国や地方自治団体に寄付したそういう寄付もこの枠とは別ですよ。だから、この枠はあくまで一般寄付なんですね。

そうすると、この規定というのは、大資本といふのには非常に有利、多額に献金ができる仕組み

になつてゐる。新日鉄とか、東京電力とか、資本

法律は。

千二百六十六億のうち、政治献金があることや

金が何千億になりますと、資本金の計算でも何億の献金ができるわけです。中小零細企業になると、この規定でいついたら資本金が小さくなりますから年間二十万かそこらでもう寄付が限度になってしまいます。政治資金規正法の改正が行われる際に、こういう大法人が非常に有利なこういう寄付の限度額をそのまま残すか、これも洗い直すか、その点の

方針はいかがですか。これは総理大臣。
○三木内閣総理大臣　いま武藤さんがお挙げになつたのは、政治資金一般の寄付ですかね。これがいろいろ学術研究などの方面に、やはり企

の献金といつもののが学術の振興に役立つてゐる面は非常にあつたわけですね。このごろはそういう点の寄付といつものが非常に多くなつてきましたから、やらね。そういう点で、これは政党などに対する寄付ということばかりではなく、やはり社会的に非常な貢献をしておるといつ面もありますから、これを全部政治献金といつよくな角度から議論をすることは適当でないという感じであります。

○武藤(山)委員 いま主税局長は總理大臣にうそ

を教えたよ。ちょっとと説明しなさい。法人税法三十七条では、あなたがいま言つたのは、その三項の「公共法人、公益法人等その他特別の法律によ

り設立された法人」こういうものにも行っている。しかし、これはいまの限度いっぱい、これで出せることはありますよ、寄付金は。同時に、三十七条二項でも出せるんですよ。これは両方ダブって出せるん

ですよ。だから、いま私が言った所の百分の一・五プラス資本金の千分の一・五掛ける一分の一は両方使える、倍になるんですよ、この三十七条の見立てで、

規定でいくと
それは、いいですか、こう書いてありますよ。
私がいま言つた学術とか教育とかという寄付は
「当該合計額が当該事業年度に係る損金算入限度額
額をこえる場合には、当該損金算入限度額に相当する金額」を二項は三項として引けるとなつていて
るんだから、目いっぱい寄付すれば、限度西方で
働くから倍の限度になつているわけですよ、この

一千二百六十六億のうち、政治献金があることや

千二百六十六億のうち、政治献金があることや

教育機関や地方自治体の寄付やいろいろあるかもしくらぬということは私はわかりますよ。そうでなくて、私はそのことを言っているわけじゃないんだから、数字の中身をいま言っているわけじゃないんだから、制度としてそういう制度になつていてゐる。これをこの際、政治資金規正法の改正案を提案するに際して、同時に一回洗い直しする必要がある。

いところから集めるよりは、この方が政治に対する発言権を強く持つてしまふんですよ。そういう観点から、こういうものについてある程度洗い直しをして制限的なものにすべきではないか、政治献金の部分については、それを総理の方針としてちょっと同意いたい。

○三木内閣総理大臣 今度の改正は最高限度を設けますから、企業は青天井に出せるわけではない。最高限度がたしか自民党のあれでは、資本金に

よつて三千万から最高は一億になるようですが、そういうふうに資本金としておるけれども、限度を抑えておる。青天井ではないということでき

いすます。
いま寄付金全体を政治資金規正法の場合に見直すべきで、今度の場合は、政治資金規正法のとおりに見直すべきですが、これは税制全般のことになります。

金五十億以上くらいの企業がいる。僕たちはもう、どうせ税金で取られるならという気持ちで働くようにならね」と、税金がかからないからみんな出すんですよ。国に税金で取られるよりは、三木さんのところの派閥へ出す方が、あるいは政党に出す方が、何となく物を言うときに言いやすい、物を頼むときに頼みやすい。国に取られる分をそいつほかの団体にどうせ税金で取られるならという気持ちが働く

けですよ。それが工場の製品にも経費にも全部は
ね返つていいわけですかね。

したがつて、クリーン内閣だつたら、そういう
ものについても、この際は過去の古い慣習や制度
を徹底的に洗い直す。抵抗もある、困難もある、
それを乗り切るんだと言うんだから、乗り切るか
らには従来と同じ惰性でこういうものを残して置
いちやいかぬですよ。やはり直さなければいかぬ
ですね、どうですか。

チャンピオンである財界から金をもらうことが何が悪いか、こういうことですね、いまの総理の答弁の中身は、わかりました。

そこで、國民の監督権が守らわれることに制度が改められることは、改善するというからには、これからは政治寄付といふものは、あるいは会費も届け出をちゃんとしなければならぬ義務をつけますか。いままでは寄付だけが住所氏名、寄付者の名前を出した。会費

と公開主義を貫く、それだから、会費というものの対しても、零細ものは別であります、にやはり租税上の特典を受けるというよつなことになればやはり公開を考えなければならぬでしょうし、そういうことでですから、これはもうもはや公開主義になる。これはやはり大変な改革ですよね。そういうことで、そういう点の考え方は貫きたいい、これは私の原則である。限度を設ける、この

した陽に、第十六月ノ事を記すうに努力したい、こういう御答弁がありました。そのときに、大蔵省として一体どうだ、副大臣の見解はどうかということで森政務次官の見解をただしたわけであります。そのときに政務次官は、「銀行法の十八条を改正しまして、早急にこの社会的要請にはこたえるべきだと考えております。」こう答えた。大変前進をした政務次官の答弁であ

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 27, No. 4, December 2002
Copyright © 2002 by The University of Chicago

限度がまだ甘過ぎるという御批判はあるけれども、限界を設け、二九七〇年開主義によると、この二月五日、今度は大平大蔵大臣が、

とはやはり私が貰きたいと思う原則でございま

○武藤(山)委員 その原則はぜひ貫いてほしいとす。

最高一意で、五十歳以上の資本金の会社から集め思
います。

長 現在日本じゅうに幾つありますか

資本金階層を持つておりますが、十億円以上の会社で千三百五十二社でございます。

○武藤(山)委員 その会社の数を見ただけでも、自民党が主張している資金は、大体二三から

自民党が從来集めていた資金は、方体これが何億ずつ集めれば懲々、これはもう改正しても以

と同じような効果はちゃんとある。そのことはこれまで以上議論していると、もう持ち時間があと十

しかりませんから次に進みます。

先進資本主義国家では、金融機関で土曜日に當

をやっているところはほとんどありません。世の大半の国の金融機関が、もうすでに十年前

ほとんど七、八年前までには土曜は閉店、こう
いうことがもう世界じゅうに普及をされているわ

であります。

日本では、全銀協の会長の体が大きめで、銀
の職員組合との間で土曜日は休みにしたい、来

の六月からをめどにしてそれを実行したいも
だ、こういうことで、職員組合との間に覚書を

わしたりいたしました。過般、国会に参考人としておいでいただきいろいろ御意見をいただき

ね。

ておいでいただいていろいろ御意見をいただき

第一類第五号

大藏委員會譜錄第十九号

昭和五十年三月十九日

体制がいまできておるかという問題が一つの問題点だと思つ。

金融制度調査会に銀行法の改正といふものを検討してもらいたいと、これはずいぶん古いものですから、昭和二年ですか、そういうことで、そういうときにはそういう問題があわせて検討してもうされるがむしろそういう法改正というよりも、銀行はほかのものでないんですから公共的性格のものだけに、銀行だけばつと一日制をやつて、そのことが国民生活にどういう影響を与えるだろうかというだけなんです。しかし、私は週休二日論者ですから、なるべくやはり日本も世界並みになつた方がいいですよ。皆休んでおるときに日本だけが二つ三つ働いていくということも、それは勤勉な国民としてそれが長所かもしれないが、これからは何もかも世界並みがいいと私は思うのです。高度経済成長もそうでしょ、世界並みの成長が、そういう意味で実行したいと思うのです。

いま言つたように、ひつかかるのは、銀行といふものの公共的性格で、ぱつとこれだけやると、いうことには何かひつかかるものがあるのですね。そういう点で、しかしこの関連をするよなどころもそこへいくべきでしようから、これはまあいつもの答弁になって相済まぬが、前向きに検討をいたすことになります。

○武藤(山)委員 最後であります、それは総理、森さんもなるほどこれは早急に進めなきやならぬと答え、大平さんも閣議に諮るという前向きの答えを出した。いま総理も前向きの答えを出した。そこで一番聞きたいのは時期なんですよ。全銀協は来年六月ごろから実施したい、そういう準備として、いま土曜日はもう集金をやらない、土曜日はできるだけ仕事量を減らして、来年六月から転換できるよう準備をしておるわけですね。これを追認してやればいいということを私は言つてゐる。その際ばくは、金融機関だけ先に、総理大臣が、よし、じゃあ郵便局と農協と金融機関は同時に出

発できるようにしてやろう、あとは金融機関がそはどこをやろうということで、両三年ぐらゐの間にはかなり日本も先進ヨーロッパ並みになる、世界的水準になる。どこかをまずトップバッターに決めなきや、総理なかなか始まらぬのですよ。たとえば、国家公務員からやれということになると、おそらく総理の頭の中には、国民の税金で給料をもらつている役人から先に土曜日休みだなんで総理大臣として言えるか、勤労貯蓄の日本の国民性から見て、そんなことはおれには幾ら公正内閣でも言えぬ、こう言って、国家公務員からは始まらない。地方公務員からやろっとしても、それがも同じようなことで、やはり政治の場からそれはできない。民間からやらなければだめだ。その場合に、一番経営内容も心配ない、そして金曜日までに作業をきつとやつておけば土曜日がなくともそぞう被害が起こらないという、そういうところをまず最初に決めていく、それによって、だんだん可能なところから順次一日制になつていく。いま民間の大企業は、すでにもう十人中八人が週休一日の恩恵を受けるようになつてゐるわけですよ。ですから、そういうものをやはり、銀行法十八条だけががんになつていて労使間の話がまとまつても先に進まないこれを総理大臣がもし政務次官の答弁どおり早急にひとつ開議で相談しよう、ここまで踏み切つてくれれば、銀行局長が何度かこてこて小切手がどうです、手形決断だと思つのです。もちろん大平さんは、閣議で議論をしたい、こう言っておりますから、閣議に入ります。問題は私は、総理の、最高首脳の決つと決断すれば、これはもう案外早く実行段階になります。問題は私は、総理の、最高首脳の決断だと思つのです。しかし、農地を農地として見るということ、あるいはまた宅地期待価格、開発期待価格というものを含まないものとされています

この制度にも私どもいろいろ問題点があると存じますけれども、しかし、農地を農地として見るということ、あるいはまた宅地期待価格、開発期待価格というものがなかつた相続税が、今日でし、今回のこの措置は——高度経済成長のもとでインフレーションの異常な進行が地価の暴騰を呼び起きて、大部分の農家にとっては今まで大きな影響というものがなかつた相続税が、今日では唯一の生産手段である農地を手放さなければならぬというよつなかつてない状況にまで追い込まれる。こういう状況のときに、この制度は継続していく措置だといふことが言えます。

○三木内閣総理大臣 これは武藤さんの言われるよう、用意どんといつて一遍にはいかぬです。だから、ある部門といふこともありますが、いま

郵便局と農協と、こう簡単に言われましたけれども、これもまた、郵便局、農協といふものはやはり週休一日ということによる影響というものが銀行よりまだ多いでしようからね、いろいろな点で、そういうことで、武藤さん、これは私は週休一日論者ですから、やりたいんですよ。しかし、やはりそれは銀行だけではいかぬですね。あなたの自身でもいま言つた、幾つかの道連れが要るわけですから。そういうことで、きょうのところはいきなり閣議に説いて、ということからまでの私は踏み切り方でないんですよ。正直に言つたら、しかし週休二日論者ですから、これを何か推進する方向で検討をいたすことはお約束をいたします。

○武藤(山)委員 割り当ての時間ですから終わります。

○上村委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 三木総理にお伺いをいたします。

今回、農地に対する相続税については納稅猶予制度を創設いたしまして、そして相続人が農業を続ける場合には、その農地については農業投資資本格というものを決定する、そしてそれを超える農地価格に対応する相続税についてはその納稅を猶予する、こういう制度をいま審議しているところでございます。

○武藤(山)委員 割り当ての時間ですから終わります。

○三木内閣総理大臣 いま固定資産税に対する宅地並み課税を廃止したらどうか、これは土地政策とともに関連しておりますから、将来土地政策全般と関連をして検討いたしますが、いまこれを廃止する考えはないわけでござります。

市街化区域の農地の固定資産税は、やはり周辺の宅地との負担の均衡ということも図るもので、すぐ隣で地価が上がっていることは事実ですから、その均衡といふものもあるわけですから、宅地並みの課税というものに対して、いまこれを課税から外すという考え方方は持つていいわけですか。

○小林(政)委員 今回のいわゆる相続税の納稅猶予制度、この制度の中では、現在農業として使用している農地は、都市近郊であろうあるいはそうでなかろうが、農地として評価をする、いわゆる農業投資資本格という形でこれを決定していく必要があります。しかし、将来土地政策全般としては検討いたします。

○小林(政)委員 今回のいわゆる相続税の納稅猶予制度、この制度の中では、現在農業として使用している農地は、都市近郊であろうあるいはそうでなかろうが、農地として評価をする、いわゆる農業投資資本格という形でこれを決定していく必要があります。ただし、こういうことがいま論議されているわけです。

なぜこのよつなことがやられたかと言えば、これは相続をする場合に、農地を売らなければ相続税を払えないというよつないまのこの現状を、何

とか農業政策の上からも、また食糧自給政策という立場からも、やはり押さえなければならない、こううところから考えられて現在この問題が審議をされているわけですから、そうしますと、都市近郊の市街化区域であろうあるいはまた一般の純農村であろうが、そういう区別なく、これはやはり農業を継続している以上は猶予制度をとつていい、こう、こういうことでしよう。ですから、端的に言えば、農業を継続発展させていく、そして今後の日本の農業を食糧自給政策等も含めて重視していく、こういう立場に立つてこの制度がとられているのだと思います。

そうしますと、都市近郊であるということで現在の宅地並み課税、これは実際には高い宅地と同じような固定資産税を課して、そうして農地を吐き出させていくという、こういう相矛盾する内容を持つわけです。したがって、私は、この宅地並み課税についてはやはりもとに戻すべきではないか、農地としての課税に戻すべきではないか、これは当然のことだと思いませんけれども、總理、いかがでしようか。

○三木内閣総理大臣 やはり小林さんの言われる

ことでも一理あると思いますよ。ただ、しかし、実際の土地政策として、それ以上の均衡という問題もあるのでしようが、技術的なそれ以上の問題について主税局長がもう少し詳しく説明する必要があると言ふので、これを補足して申し上げることといたします、なるべく簡単に答えますから。

○中橋政府委員 今回提案申し上げております農地に関する相続税の納税猶予の制度は、毎々申し上げておりますように、農業經營というものをどうしようというようなことで御提案いたしておりますが、これはございません。むしろ農地につきましては線引きといふものが非常に不確定でござりますから、そういう事例が所々方々に農地についておりましたために、農地の評価がいわゆる宅地含みで評価されるということに対しまして、恒久的に農業をやろうという人にはそういう農地含みの評価はやめまして、本来の農地だけの評価で

とか農業政策の上からも、また食糧自給政策という立場からも、やはり押さえなければならない、こううところから考えられて現在この問題が審議をされているわけですから、そうしますと、都市近郊の市街化区域であろうあるいはまた一般の純農村であろうが、そういう区別なく、これはやはり農業を継続している以上は猶予制度をとつていい、こう、こういうことでしよう。ですから、端的に言えば、農業を継続発展させていく、そして今後の日本の農業を食糧自給政策等も含めて重視していく、こういう立場に立つてこの制度がとられているのだと思います。

そうしますと、都市近郊であるということで現

在の宅地並み課税、これは実際には高い宅地と同

じような固定資産税を課して、そうして農地を吐き出させていくという、こういう相矛盾する内容を持つわけです。したがって、私は、この宅地並み課税についてはやはりもとに戻すべきではないか、農地としての課税に戻すべきではないか、これは当然のことだと思いませんけれども、總理、いかがでしようか。

○三木内閣総理大臣 やはり小林さんの言われる

ことでも一理あると思いますよ。ただ、しかし、実

際の土地政策として、それ以上の均衡という問題もあるのでしようが、技術的なそれ以上の問題について主税局長がもう少し詳しく説明する必要があると言ふので、これを補足して申し上げることといたします、なるべく簡単に答えますから。

○中橋政府委員 今回提案申し上げております農

地に関する相続税の納税猶予の制度は、毎々申

し上げておりますように、農業經營というものをどうしようというようなことで御提案いたしてお

るわけではございません。むしろ農地につきまし

て線引きといふものが非常に不確定でござりますから、そういう事例が所々方々に農地についておりましたために、農地の評価がいわゆる宅

地含みで評価されるということに対しまして、恒

久的に農業をやろうという人にはそういう農地含みの評価はやめまして、本来の農地だけの評価で

この際の相続税を納めていただこうという趣旨でございます。

○固定資産税をおっしゃいますように市街化区域内におきますところのABC農地につきまして宅地並みの課税でやつておりますということは、近隣の同じような宅地につきましての管理費用と同等にしようという配慮でございまして、むしろそこには市街化区域といふものにおきます土地の利用というものを考えておりますし、今回の相続税の問題は、農業を続けてやろうという方についてはその評価に従つてやろうということをございます。

○小林(政)委員 農業をやろうという点では、現在農業を続けている人にとって、農地というものは私は全く同一の立場だと思うのです。これは相続税であるが固定資産税であるが、ともかく農業を自分はこれからも続けていくし現在も続けているという場合に、片や相続税の場合は、ともかく農地を切り離さなければ相続税が払えないといふ課税については農民に、その分の中からあるところは半分、あるところは八〇%から六〇%近く返還をしている。そして農業を継続してもらおう、こういうことがいまの報告の中でも数の上でも庄稼だということで猶予制度がとられているわけですが、これは相続税であるが固定資産税であるが、ともかく農業を続けるためには同じ農地を耕しているわけですから、私は同じ性格のものだとおもふのでしよう。ですから、宅地並み課税そのものが子盾していると思うのです。

○小林(政)委員 いまの報告によりますと、百八十二団体のうち百十五団体が何らかの形で宅地並み課税については農民に、その分の中からあるところは半分、あるところは八〇%から六〇%近く返還をしている。そして農業を継続してもらおう、こういうことがいまの報告の中でも数の上でも庄稼だということが明らかでないけれども、私はやはり宅地並み課税は今後廃止をしていくべきではないか、このように考えております。

特に、五十年からはC農地にも宅地並み課税を適用する、こういうことになつていますけれども、C農地の宅地並み課税について、具体的にどうのよにお考へになつていらっしゃるのか。現在の宅地並み課税についても廃止の方向で検討され思ひます。

○三木内閣総理大臣 小林さんの言われるところです。

○三木内閣総理大臣 小林さん、私は福祉というものを、社会保障というよりも総福利的な考え方があるのですよ、私自身の考え方には、単に社会保険といふものに限らずいろいろな人間が生まれて死ぬまでの間、教育ということも福祉に関係しますし、いろいろな点で、社会保険といふ

とだけに限らぬのですけれども、狭い意味では福祉といふことは身体障害者であるとか母子家庭であります基本的にはどのよくなことをお考へになつていい

るのか、そのお考へをお伺いいたしたいと思いま

す。

○小林(政)委員 C農地については検討ということをございますので、時間もありませんから次の

問題に入りたいと思います。

總理は福祉優先の政治ということ、また社会的公正正というのを主張されておりますけれども、税制における福祉の増進といつて、

いま申しましたような趣旨に従いまして固定資産税の二分の一に相当する額を補助金として交付するというような措置をとつておるのが実態でござります。

○小林(政)委員 いまの報告によりますと、百八十二団体のうち百十五団体が何らかの形で宅地並み課税については農民に、その分の中からあるところは半分、あるところは八〇%から六〇%近く返還をしている。そして農業を継続してもらおう、

こういうことがいまの報告の中でも数の上でも庄稼だということが明らかでないけれども、私はやはり宅地並み課税は今後廃止をしていくべきではないか、このように考えております。

特に、五十年からはC農地にも宅地並み課税を適用する、こういうことになつていますけれども、C農地の宅地並み課税について、具体的にどうのよにお考へになつていらっしゃるのか。現在の宅地並み課税についても廃止の方向で検討され思ひます。

○三木内閣総理大臣 小林さんの言われるところです。

○三木内閣総理大臣 小林さん、私は福祉といふ

ものと、社会保障といふよりも総福利的な考え方があるのですよ、私自身の考え方には、単に社会

保険といふものに限らずいろいろな人間が生ま

れて死ぬまでの間、教育ということも福祉に関

係しますし、いろいろな点で、社会保険といふ

とだけに限らぬのですけれども、狭い意味では福

祉といふことは身体障害者であるとか母子家庭で

あります基本的にはどのよくなことをお考へになつていい

るのか、そのお考へをお伺いいたしたいと思いま

す。

○三木内閣総理大臣 小林さん、私は福祉といふ

ものと、社会保障といふよりも総福利的な考え方

があるのですよ、私自身の考え方には、単に社会

保険といふものに限らずいろいろな人間が生ま

れて死ぬまでの間、教育ということも福祉に関

係しますし、いろいろな点で、社会保険といふ

とだけに限らぬのですけれども、狭い意味では福

祉といふことは身体障害者であるとか母子家庭で

あります基本的にはどのよくなことをお考へになつていい

るのか、そのお考へをお伺いいたしたいと思いま

す。

○三木内閣総理大臣 小林さんの言われるところです。

○三木内閣総理大臣 小林さん、私は福祉といふ

ものと、社会保障といふよりも総福利的な考え方

があるのですよ、私自身の考え方には、単に社会

保険といふものに限らずいろいろな人間が生ま

れて死ぬまでの間、教育ということも福祉に関

係しますし、いろいろな点で、社会保険といふ

とだけに限らぬのですけれども、狭い意味では福

祉といふことは身体障害者であるとか母子家庭で

あります基本的にはどのよくなことをお考へになつていい

るのか、そのお考へをお伺いいたしたいと思いま

す。

○小林(政)委員 私は福祉は何も税制の上だけで

実施すべきだとは思つておりませんけれども、税

制の中で福祉対策ということになれば、これはや

り労働者やあるいはまた中小業者、農民など、

こういう働く人たちにその税制の中での福祉とい

う問題が全般に行き渡る、こういうことが必要だ

うよりも宅地といふような土地政策の意図もあつたわけです。だから、いまこれを廢止するという

目的いたしまして、一定規模以上の市街化区域

の農地に限りまして一定期間農業を継続すること

がござります。

○石見政府委員 お答え申し上げます。

○小林(政)委員 お答え申し上げます。

○中橋政府委員 お答え申し上げます。

○三木内閣総理大臣 小林さんの言われるところです。

○三木内閣総理大臣 小林さん、私は福祉といふ

ものと、社会保障といふよりも総福利的な考え方

があるのですよ、私自身の考え方には、単に社会

保険といふものに限らずいろいろな人間が生ま

れて死ぬまでの間、教育ということも福祉に関

係しますし、いろいろな点で、社会保険といふ

とだけに限らぬのですけれども、狭い意味では福

祉といふことは身体障害者であるとか母子家庭で

あります基本的にはどのよくなことをお考へになつていい

るのか、そのお考へをお伺いいたします。

○小林(政)委員 得税の自然増収は二兆八百五十億円、しかし実際

の減税規模は二千四百八十億円で、これは一・九%、全く少ない減税にすぎませんし、また人的控除の引き上げ分なんかも本当にわざかであつて、具体的には物価上昇の中でも標準生計費もまかなうことができない、実際には今回の減税は減税などと言えないほど低いものだ、私はこのように言えると思います。

しかも医療費控除の足切り限度、あるいはまた、ことは總理御承知のとおり、國際婦人年に当りますけれども、婦人のいわゆる配偶者控除一つを取り上げてみましても、二十六万円という、これもまた非常に低いものでございますし、白色専従者控除も四十万円ということで、いわゆる妻の座を正しく保障するということが税制の中で本当にされているだらうか、このことに対する多くの婦人の中からいろいろな意見が出てきております。

私はこういう立場に立つて、特に医療費控除についてまず一つお伺いをいたしたいと思います。三木總理は弱者救済ということも非常におつしやつていらっしゃいますけれども、医療費といふのは衣食住とともに人間生活の最低の維持をはかつていくものであつて、貧しい人たちの低額の医療費といふのも五万円だとあるいは五%で足りりとするというのは、これはちょっと理屈に合わないんじやないだらうか。今回の改正で最高限度額を百万から二百万に引き上げ、足切り限度を十万から五万に引き下げたけれども、実際には所得百万の二人ないし一人の世帯の場合には、今回の改正は何のメリットもないのですね。納稅人口が約三千万人と言われております中で、率、これを実際にはもうやめて、社会保障として、こういう問題については限度額という問題を、足切りを設けることなく、全額やはり控除の対象にすべきではないか、こう考えますけれども、總理いかがですか。

○三木内閣總理大臣 いま定額基準を五万円に引

き下げた、この引き下げに対しても限度が非常に高過ぎる、不公平是正の一環としてもつと引き下げる考はれないかといふ考えのようであります。

これは昭和四十八年でしたか、家計調査で、保険医療費というものの全国的な調査を行つて、それが三万五千円でした。その後二年たつておるわけでありまして、十万円を五万円に引き下げた今回これで、一応適正だと考へておるわけでござります。もう少し引き下げるべきでないかといふ御意見もありますが、昨年度の当委員会の附帯決議もあつて、これが適正でないかといふことで五万円に引き下げたわけでございます。

○小林(政)委員 今回こういいう改正が行われたわけですけれども、実際に所得百万以下の三人世帯あるいは二人家庭の人たちには、具体的にこれは何らメリットがないのです。ですから、確かに五万円ということで相当低くまで下げたのだからと總理は言われますけれども、百万円の世帯の人たちにとって五万円はいわゆる所得に対する負担は五%なんですね。ところが、五百萬円の人にしてみれば、これはわざか一%なんですね。

本当に弱者救済と總理が言われるのならば、実際に所得が百万あるいはそれを下回るというような場合の家計にとっては、たとえこれが三万でも二万でも非常に大きい負担になつてゐるといふことが言えると私は思いますし、ぜひともこの問題については——しかも、これは四十八年の統計の数字ですけれども、納稅人口の中で百万以下の納稅者は九百九十二万人、全納稅人口の三千三百七十二万人に対して約三〇%を占めているのですね。こういふ層に対してこそ温かい、そしてこれはまた当然の医療に対する基本的な問題として何らかの措置をとつていくべきが妥当ではないか。

○三木内閣總理大臣 小林さんも御承知のよう

ら、そういう中で見て、そしてその上にというこ

とでありますから、これが現在のところは適正だと考えますが、将来の推移を見てまいりたいと思うので、現在はこれで適正ではないか。

こればかりでないですかね。いま申したようないろいろな課税最低限の一つの基礎控除といふようなもの、あるいはその他の控除がありますから、そういうものでカバーできるのではないか。

それに対してさらにという考え方で五万円に引き下げたわけでございますから、現在のところはこれが適正ではないかといふ考えでございます。

○小林(政)委員 私はこの問題について、總理からもう少し前向きで積極的な御答弁をいただけるというふうに思つておりました。事実ある程度の所得の水準までいっている世帯にとって、確かにこの課税最低限の中に五万円が含まれている、ある程度含まれるということもわかりますけれども、しかし、所得百万という、しかもこの物価高にこの課税最低限の中に五万円が含まれている人間にとって、医療費といふ問題は本当に

ある程度含まれるといふことは何も好き好んでない、非常に苦しい中で生活を余儀なくされている人たちにとっては、医療費といふ問題は本当にどうかといふに思つておられるわけじやないのです。こういふ問題については、私は負担の点から考へても、これはもつと検討をこれからしていくと、前向きの御答弁を当然いただけるものだといふふうに思つておりましたけれども、この問題について再度検討される余地が全くないかどうか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○三木内閣總理大臣 何事によらず全く余地のないといふものはないわけでござりますから、今後の推移等にもらみ合わせて、検討の必要が起こればむろん検討いたします。

○小林(政)委員 その点はぜひとと御検討をいただきたいというふうに思います。

それでは、時間が大変迫つておりますので少しあり難いと思いますけれども、次に税制の中での婦人の地位の問題について、今まで私は大蔵委員会の中で何回か論議を続けてまいりましたけれども、時間の関係で特に一点にしばつ

て質問をいたしたいと思います。

実は内職の問題でござりますけれども、この問題については、新潟の六日町、十日町というところは御承知のとおり地場産業として織物の非常に盛んなところなんです。ここは御承知のとおり豪雪地帯でもございまして、冬になると農家の主婦は近くに工場もないし働きにも行けない。雪の中には埋もれている。こういう中で、いわゆる地場産業としての内職を、機織りというのをやつているわけです。一方の工賃が二千五百円から一千九百円ぐらいで、一反織るのに大体一日ぐらいかかるわけです。

ところが總理、内職の場合は年収にして二十万円を超えると、配偶者控除も受けられないので、そしてまた、所得二十万円といいますと、月一万六千六百六十六円なんですね。これは内職として事業所得として独立をして、二十六万の基礎控除を引いただけであとは全部課税される、いまの税制はこういふ仕組みになつてゐるわけです。私は、これは、農家の主婦の人たちが冬の間機織りをして、そして大体三十万あるいは多くて五十万の年収を得ておりますけれども、この人たちに対する、主婦の内職のいわゆる配偶者控除適用限度をいまの二十万からもつと引き上げていくことが必要ではないだろうかと思ひますけれども、總理、いかがでしようか。

○三木内閣總理大臣 現行税制のいろいろな技術的なほかの税とのバランスの問題もありますから、主税局長がお答えいたします。

○中橋政府委員 おっしゃいますように、配偶者の適用要件としての所得の二十万円というのに、さらに雇用形態によりましては給与所得控除というのも使えるものでござりますから、そういうもので内職を行えれば、年間七十万円という数字があるわけござります。

○小林(政)委員 ともかく一つ一つの問題で私は

税制の中で今後やはり検討していかなければならぬ問題だと思いますし、この問題についても再検討をぜひしていただきたいというふうに思います。

最後に、もう時間がなくなりましたので、総理は、
に一点お聞きいたしたいと思いますけれども、總
理は福社財源の確保のためあるいはまた直接税、
間接税の比率の是正ということを理由に、一般消
費税の導入を五十一年度に実施に踏み切るといふ
ふうに思われるような答弁を、参議院の予算委員会
ではされているわけですけれども、一般消費税
と言えばこれは付加価値税でありますし、すでに
これまで何回かいろいろな団体の人たちが国会に
も多數見えて、この問題については反対であると
いう請願も相当集まっておりますし、地方議会で
も決議がされている。こういう付加価値税問題に
ついて、本当に来年度からこれをそのよつた理由
で実施に踏み切るといふようなお考えをお持ちな
んでしようか。もしそうだとすれば、私はこれは
重大な問題だと思いますけれども、はつきりとひ
とつ御答弁をお願いいたしたいと思います。
○三木内閣總理大臣 どうしてもこれからは福社
ということが非常に大きな国民的な要望にもなつ
てくるわけですし、また政府としても力を入れて
いかなければならぬわけです。そつなつてくると、
財源問題というものが伴うわけですから、どうし
てもやはり高福社には高負担ということは避けら
れないと、思ります。

てくるわけですし、また政府としても力を入れていかなければならぬわけです。そうなってくると、財源問題というものが伴うですから、どうしてやるに高福祉には高負担ということは避けられないと思います。

しかし、そのためには、福祉というものに対しでの政府の施策についても十分な検討がなされて、国民からしても納得のいくようなことでなければ、ただ抽象的に高福祉高負担といふことでは国民の納得は得られない。なるほどこれだけのことをするならば負担をしてもやむを得ないといふものでなければ、ただ単純な形ではできない。

そういう場合に、新しい税金というものは、一體どういうものが考えられるかということは、絶えず研究していくかなければならぬ。付加価値税を

来年からとということは、小林さん、とてもできるようなことはありませんよ、こんなものは。しかし、研究をすべき一つの課題ではあると思いますよ。日本の場合は、いまでも直接税に対する重税感というものがあるわけですから、間接税というものにも弊害は伴うけれども、ヨーロッパ諸国は大体半々ですから、いま日本の場合は直接税が七三%くらいで、アメリカを除いたら間接税といふものの比率が非常に少ないわけですね。

そういうことですから、間接税、直接税といふものが大体において同じようなペーセンテージが高いとは私は思ひぬですよ。しかし、間接税といふものが国民に不公平なことにもなるわけですかね、そういうことも考えながら、今後は間接税といふものにも、研究するときにもつ少し目を向けておられるを得ないわけです。

○上村委員長 広沢直樹君。
○広沢委員 総理大臣に若干の質問をいたしたいと思います。三税の具体的な問題につきましては当局にお伺いしておりますので、大きな問題について総理の基本的な考え方をまず伺っておきたい。
ただいまも間接税の問題が出ておりましたが、なことは、とてもできることではございません。

これまでの高度経済成長政策は、御存じのよう所得税、法人税におきましても非常に大きな自然増収というものを生み出してきました。ですから財政の中で財政硬直が叫ばれておりましたけれども、それを凌駕すると言つたら語弊があるかも知れませんが、非常に大きな自然増収があつたために、何だかんだと言つても、ある程度の財政需要にこなされたえられてきた。ところが、これからは御存

じのように、四十九年度においてはマイナス実質成長ですし、それから安定成長に変えていかなければならぬということは当然の話であります。そうなりますと、今までのような税収というのを見込むことができません。それに加えて、いま

もお話をありましたように、福祉に対する財源の需要が非常に大きくなっている、あるいは地方財政の危機が叫ばれている。そしてこういうような状況の中で、再び古くて新しい問題、いわゆる財政の硬直という問題が取り上げられてきているわけですね。

付加価値税等の問題につきましては、各担当の大臣におきましても、自分の在任中は、こういった問題にはいろいろな問題があるので、研究はするけれども恐らく実施はできないと、明確な答弁をされつおつたわけあります、が、いま申しました

ように、税制の方式を変えるということになります。その点について、総理は研究はなさっておるのでしょうが、在任中にこういった大きく税制を変えるというふうをお考えになつていらっしゃるのかどうか、確かめておきたいと思います。

○三木内閣総理大臣　これはいま広沢さんの言われるように、安定成長になつてくると、自然増収というものは大きなものは期待できないし、しかも

福祉というもののへのこれから国民の要望といふものは強くなる一方でしよう。また、政府はそれにつなげなければならぬ。どうしても財源問題が起ころうとするわけです。

これは新税をつくるか、社会保障の負担を増額するかというような問題、いうものは起ころざさるべきだと思います。しかし、新税と言つても、付加価値税に対してもいろいろ反対という意見があることは十分承知しておりますし、間接税にもう少しウェートをかけたらどうだという国民の声は非常に強いと思いますが、間接税にも間接税としての弊害の面もある。

しかし、どうしたって、私の在任中に税制の改革をやらぬという約束はできませんね。これはやはりざるを得ない。どうしたって、いろいろ福祉というものを急速に進めていく上においては財源問題にぶつからざるを得ない。今後いろいろと

福祉政策をやる場合に、まんべんなくということにはいかないで、重点的なものに対応してできるだけ予算の配分を行なうということは必要でしょ。が、それでもやはり財源問題というものはぶつかってまいりますから、これはいまここでどういう方向で考えておるかということを申し上げることにはまだなっておりませんが、この問題に對しては現在もすでに取りかかって、私自身も検討いたしておるわけでございます。そして税には国民の合意を得るとということは必要ですか、そういう点で国民の合意を得られるということを一つの前提にして、財源問題というものと税の問題というものは真剣に検討してみたいと思っております。

○広沢委員 この問題につきましては、かつて二十三年に取引高税、こういった制度もあつたわけですが、結局これは定着しないで今日の形になつておるわけです。いま申されたよつて、こういう負担が低所得層に非常にかかるよつて間接税の問題につきましては、十分なコンセンサスが得られなければ絶々に実施すべきではない。これは強く意見として申し上げておきます。

次に、前総理の田中さんは税制の改革に当たつて、いまだかつてない所得税の大幅な二兆円減税ということをおやりになりました。そしてそれを公約されてまた実行されたわけであります。今回三木総理は、不公正の是正、こういったことを一つの大きな表題に挙げられております。当然のことだと思うのですが、先ほどの答弁の中でも、そのために私はやつておるのだと強い決意で再度述べられておりました。

そのとおりやつていただければそれにこしたことはございませんが、そこで、この不公正のは是正に当たつて、税制面で特に総理がこの面は早急にやらなければならぬというふうにお考えになつていらっしゃる面はどの面であろうか。いろいろたくさんあります。細かい面はきょうは時間があまりませんから言いません。特に総理が、こことここだけは断固これは不公正の最たるものであります。

るから改めるんだ、こういったところの決意のほどをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○三木内閣総理大臣 私は、いま不公正の最たるもののはインフレだと思っております。これでインフレというものを収束させなければ、不公正は拡大するばかりである。これに内閣の施策というものを集中することが適當だと思うのです。

今度の税制改革の中でわれわれの考えておる方向をお出ししておるだけですが、とにかくインフレ下において、インフレ利得というものに対する対策はできるだけ吸収をして、そして将来に向かって税の負担というものを、やはり所得の低い者に対しては基礎控除などもだんだんと水準を高めて

いて、そして利得をする者からそれを吸収して、そして一般の税負担というものは軽減をしていく。そして今後は間接税というものにも、どういふものにするかということには問題はあります

○広沢委員 次に、所得税の問題について一、二点伺つておきたいのですが、所得税は課税最低限といわれる超過累進税率構造をとつております。ですから、名目所得が上昇しても税負担が非常に大きくなる。こういうような見地から、負担累増の緩和あるいは物価の調整、こういったことで毎年所得減税が行われてきたわけですし、税調もそういうことを指摘しているわけあります。税調の答申の中にもございますけれども、そうでなければ、自然増収の約三分の一ぐらいを減税に充てても、今日の累進構造から考えると、相当なだらかではあるけれども所得税の負担がふえていく、こういうことなんです。

そこで、今後においても、確かに先ほども申し上げましたような経済の実態からいって所得税の自然増収というものは大きくは期待できないかもわかりませんが、やはり税の仕組みそのものがそういう形になっている以上は所得減税を行うべきであると私は思うわけあります。そいつについていかがお考へになつておられるのか、お伺

いしたいと思います。

○三木内閣総理大臣 これは所得減税というものに対しても、物価というものとのにらみ合わせがござりますから、やはり物価の動向によつては所得減税を引き続いてやらなければならぬような場合が起つてくる、そういうことはあり得ると思ひます。

○広沢委員 それから次に、所得税と住民税の課税最低限の問題ですが、これは非常に格差が大きいわけであります。その点についてどういうふうに是正していくのか、その点をお伺いしておきたいと思つわけです。

課税最低限は、所得税におきましてはいろいろ当局とも論議がありました。過去においては、最低生活費には課税しないという議論もありました。しかし、今日においては、標準生計費には課税しないという原則に一応立つて、課税最低限も考へられております、それだけじやありませんけれども。そういう面から考へると、ここに住民税との乖離があるということは一見矛盾してくるわけあります。

これはそれぞれの国あるいは地方税という関係でありますから、そういう違ひもあるかもわかりませんけれども、それだからと言つても、住民にとってみれば、そういう乖離があるということは、論理的にちょっととうなづけない。この点どうお考へになるか、お伺いしておきたいと思います。

それと加えて、法人税は現行法では、企業の実態に着目して、中小法人の軽減税率という制度を導入しております。したがつて、きめ細かく大法人あるいは中小法人の企業の実態に対応した格差の是正を求めるためにも、私は累進税率を採用することを目指として、まずいまの均一課税方式ではなくて多段階税率にしていくべきではなかろうか、こういうふうに考えるわけです。

この点については、いままで当局との論議は合に、その人間が地域社会の一員である、そういう意味において、住民税という一つの地域社

でもないと思います。

五十年度では、住民の負担軽減を配慮して、夫婦と子供一人の課税最低限を百一万円から百一十万八千円に引き上げたわけです。こうしたことでは、やはり地域社会の人たちにある程度広く分担してもらつということは必要だと思ひますから、この最低限が所得税との間に必ずしも一致してないということも、やむを得ないという考え方でございます。

○広沢委員 次に、法人税の問題についてまた若干伺つておきたいと思うのです。

従来わが国の経済の実績から見ますと、法人所得の伸び方というのは、いわゆる民間設備投資の伸び方ときわめて強い相関を示しておるわけですが、いろいろな要因を除けば、安定成長に転換しつつある現在において、また将来においても、法人税の税体系に占める地位というものが低下をしていく可能性が考えられるわけです。こうした経済の転換期に、企業に対するこれまでの課税のあり方を再検討することが必要であろうと思うのですが、その法人税のあり方について、今後基本的にはどのような方針を持っておられるのか、その点をお伺いしておきたい。

それと加えて、法人税は現行法では、企業の実態に着目して、中小法人の軽減税率という制度を導入しております。したがつて、きめ細かく大法人あるいは中小法人の企業の実態に対応した格差の是正を求めるためにも、私は累進税率を採用することを目指として、まずいまの均一課税方式ではなくて多段階税率にしていくべきではなかろうか、こういうふうに考えるわけです。

この点については、いままで当局との論議は

いくべきではなかろうかと思うのです。

これは先ほど私、総理に質問する前に、当局との質問の中でも、法人の擬制説的な考え方と実在説、また諸外国でとつておられる利潤説といいますか、そういったことも今日の経済の見直し、あるいはもう考えていくべきではないかという議論をしておつたわけありますが、そういった背景も含めまして、いま言つた考え方については、総理としてはどういうふうにお考へになつておられるか、お伺いいたします。

○三木内閣総理大臣 低成長下における法人税のあり方、長期的な見通しというものに對しては、伸び方ときわめて強い相関を示しておるわけですが、いろいろな要因を除けば、安定成長に転換しつつある現在において、また将来においても、法人税の税体系に占める地位といつもの低下をしきたい。法人税そのものについては、四十九年度に引き上げて、四十九年度で四〇%になつたわけですから、これは地方税なども含めますと五〇%ぐらいのものになるでしょう。これは大体世界の水準並みであります。しかし、今後この長期的なあり方に對しては十分検討をいたします。

○三木内閣総理大臣 しかし、法人税のいまの累進課税といつもの累進課税と、これは所得や財産といつもの最終的に帰属する別措置のようなことは、これはもう十分見直しておきたい。法人税そのものについては、四十九年度に引き上げて、四十九年度で四〇%になつたわけですから、これは地方税なども含めますと五〇%ぐらいのものになるでしょう。これは大体世界の水準並みであります。しかし、今後この長期的なあり方に對しては十分検討をいたします。

○三木内閣総理大臣 私は、やはり地域社会の一員であるというこの意識といつもの、これから次第に大切になつてくると思ひますね。いろいろな福祉とか環境とかいうようなことを考へる場合に、その人間が地域社会の一員である、そういう意味において、住民税といつ一つの地域社会の費用についても、やはり応分の負担を分担するということは必要だと私は思ひます。そいつはあっておられるので、必ずしも所得税と一致しなければならぬもの

いろいろ問題にされがちであります、国際的に見ても、日本のやつておるよつを一段構えぐらいいなつておるよつで、広沢さんの言うよつに、余り小さい段階を設けた法人税というものは世界においてもやつていなによつでしてね。税の技術的な面からいっても、そういう徵稅の方法というものは、なかなか実際になじまない面があると思ひます。そういうことで、いますゞあなたの言われるように、幾つも幾つも段階を設けた法人税といふものは、政府の方としては考へていないとこでござります。

時間かまうしゃーはいになつてしまひましたので、あと一点ほどお伺いしておきたいと思うわけあります。

景気が一段と冷え込む、実体経済の動きに合った政策の転換を図らなければならない、こういったことが盛んに言われているわけです。まあ法人税の収支状況を見ましても、確かに高度成長をとつてているときには、先ほども申し上げましたとおり、相当な伸びを示しております。特に物価が狂乱的になつた四十八年というのは五一%も対前年比で伸びておるわけであります。四十九年度の補正ではそれが二七・四になり、五十年度の予測では六・七と対前年でこうなるわけであります。

こういうふうに考えてまいりますと、景気対策というものがいわゆるこういう収支に相当大きな影響を与えるわけなんですね。そこで、企業の実態を調べてみると、一月期の生産は昨年の十一月期よりも非常に落ち込んでいる。またこのままでいけば、四月期も生産は全般的によく横ばいじゃないか。それから在庫は大分積み増しになつてきてるし、ある程度調整が始まっているようになりますが、こういうような状態ですね。

ふやしてほしい、こういうことを言われてはいるわけです。また、そのための公共事業の拡大、そしてまた、コストが実質的に高くなっていますので金利も下げる必要があるのが今日の強い要望なんですね。

理も、またいまいらっしゃった大蔵大臣も、あつたはまだ当大蔵委員会に出席された金融機関の委
考人の皆さんも、預金の目減り問題については、これはもう三月中旬までには何らかその方針を生
み出したいというふうなことを申しております。

マルな姿ではないわけござりますから、そういうことで引き続いて政府は物価を安定さすということに重点を置いていく。
しかし、その間不況という問題、倒産がふえ、失業がふえるということは重大な問題であります

それで、やはり目減り問題については、物価のことは、安定というののが第一であることは、これは言つておきません。いま物価は、先ほどもお話をありましたように、大体卸売物価も落ちついてきていますね。今後まだいろいろな要因がござりますので、どうけれども、ともかくもこういうふうに総理自身からこれは考へる、そしてその検討を終じたことができなくて、そのまま行って、景気のバター^ンが変わったから、まあ聞き伝えられたところによりますと、公定歩合を引き下げる、一質金利が下がってくる、預金金利だけはしばらくの間は置いておくから、それでは止できるだろ^う、というような、そういうやり方をやりますと、やはり國民のあれだけの期待を担い、あれだけの公約をなさつた上においてであるだけに間があろうと思うのです。この点についてどう考^えるか、お伺いいたしたいと思います。

○三木内閣総理大臣 いま高沢さんも御承知のうに、インフレと不況とが同居しておるようなまでの経験であります。こういうときの処方せんは単純なものではない、二者折衷みたいな考え方にはとれません。やはり物価も安定させ、不況の撃も少なくしていくという両面の作戦をとらざを得ないわけです。しかし、両面といつても両面はいうわけになれば、一つの目的も達成できませんから、重点は置かなければいかぬ。

から、政府がとつておる政策は、いま庄沢さんの
お話の中にもありましたように、第四・四半期の
公共事業費、一兆四千六百億円ぐらいのものもあ
りましたが、これができるだけ消化を促進する。
また、来年度の予算についても、これは今後検討
してまいりたい。まあ予算を通じて財政面から需
要を喚起する。住宅金融公庫などに対しても、住
宅建設に対する枠を緊急に拡大したりしますし、
また金融的な面においても、昨年度の七千億円に
引き続いて、三月には五百億円三政府金融機関の
融資の枠を拡大したりして、金融面、財政面から
の需要喚起というところで、やはり景気停滞下にお
ける中小企業が非常に苦しんでおる状態といふも
のを破綻のないような状態に持っていくたいとい
うことでの努力をしておるわけです。

したがって、こういう効果が、多少のタイムラ
グはありますけれども、しかしながらわれて
くるに違いないわけですから、そんなにこれ以上
どんどんと景気の停滞というものが深刻化してい
くとは思っていないわけです。

そういうようなことで、われわれは今後物価安
定というものを最優先しながらも、不況が深刻化
して、いろいろな中小企業の経営者にも、あるいは
はまた労働者にも、非常な打撃を与えることをで
きるだけ少なくしていきたいという政策をとつて
おるわけでございます。

政府はいまインフレの抑制、物価の安定として、ことに政策の重点を置いていく。これはいつまでもそういう政策をやるというわけではないけれども、当面、物価鎮静になつたと言つても、政府目標が達成されたと言つても、「一四%前後」といふ水準は消費者物価水準としては非常に高い水準ですからね。少なくとも定期預金の金利並みぐらゐのところまでは物価が下がつてこなければ、ノ

から見まして、政府は捨ておけないという感じですが、対象をしぼりまして、一定の限度を設けて預金者の優遇措置は講じたい。いま方法論といふいろいろなむずかしさもありますが、それを講じるという方向で検討を加えて、目減り対策といふものに対する政府の案ができるだけ早く打ち出したいということです」といいます。

○広沢委員 必ずやるわけですか。

○三木内閣総理大臣 必ずやりたいということではございます。

○広沢委員 終わります。

○上村委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は、三、四点御質問をいたします

が、結論だけきわめて簡単にお答えをいただければありがたいと思います。

第一点は、中央、地方の徴税を一本化したらどうかという問題であります。

三木内閣でいろいろ政界の淨化に御努力をいただいていることもよくわかつておりますが、そうにもならぬ。中央、地方がそれとともにやらなければならぬ、また中央、地方を通じてやらなければならぬ問題もあるうのですね。

税の場合には徴税のコストなんかを考えてみましても、地方の徴税コストは場合によつては中央の三倍ぐらいになるでしょう。そういうコストの問題もある。それから、納税者の、必要以上に二度も二度も同じような書類を届けなければならぬといったような不必要な問題もある。あるいは、両方の間における矛盾やむだがある。こういうことを考えますと、大体一本化を簡素化してやることの方がベターではないかと思うのですが、特に国税の課税標準を基本とするものにつきましては、もう一括して申告をさせる、一括して納付をさせることを考えますと、こういうものは一本化して、一括申告、一括納税でいくべきだ。さらに、事業税や料飲税といったようなものについては、国税と地方税が同時調査をやれば、これまた適正化もできるし、むだも省ける。さらにもう一つ言うな

らば、相続税と固定資産税との評価の問題において大きな違いがある。これらも本来ならば統一して考えるべきものではないか。

○三木内閣総理大臣 そういう点をいろいろ考へますと、国税、地方

税の一本化といふものはやはりこの際本格的に取り組んでいくべき問題であると思うのであります。

○竹本委員 これが三五%ふえたということも結構でございますが、どういう方向に向かつて、何

年計画でどういうふうに組織的に問題が展開され

る意味でいろいろ困難な条件もありますけれども、しかしプラスマイナス考えて総合的に判断し

てみれば、この際は一本化に真剣に取り組むべき

であると思いますが、総理はいかがお考へである

かお伺いしたい。結論だけ結構です。

○三木内閣総理大臣 所得税の確定申告期には中

央と地方の税務署協力してやつておるようです

が、私は協力の範囲を拡大してやつたらいいと思

う。ただししかし、地方自治体の課税権を奪うことには私は賛成できない。これはやはり地方自治の根幹に触れる問題を含んでおりますから、課税権をもう全部奪つて中央一本にという、そういう税制の変更には私は賛成できませんが、いろいろ徴税などについて協力する分野を拡大せよということに対しても私は賛成でございます。そういうことに今後努力していくことは能率化のために役立つと思ひます。

○竹本委員 大蔵大臣がいらっしゃるから、ついでに大蔵大臣、いまの問題ですが、総理の答弁はちょっとまだ抽象的だから、中央、地方の徴税事務を一本化するということについて、私は、三歩前へ行くことができるか、一步前であるかは別と

して、現状のままよりも何歩か前へ出るという努力をすべきだと思いますが、いかがですか。

○大平国務大臣 検討してみます。

○竹本委員 次に、高福祉高負担という問題でござります。

○福祉福祉とよく言われるし、三木内閣において

も特に力を入れておられるわけで、予算もふえたということでおられるわけですが、予算もふえた

といふことでいろいろ言われておるわけでござい

ますが、福祉とは何ぞやということについて今日

余り明確でないという点が一つ。

○三木内閣総理大臣 それから、予算が三五%ふえたということも結構でございますが、どういう方向に向かつて、何

年計画でどういうふうに組織的に問題が展開され

ておるかということについて、もう少し総合的な検討がなければうそだと思うのです。各省ばらばらに思いつきで、これも福祉、これも福祉といふので福祉のレッテルを張つて、次々に予算の獲得に努力する、いいことでもあるが、悪いことでもある。

○三木内閣総理大臣 そういう意味で、この際本当にわが国が福祉国家の建設に取り組もうというならば、福祉とは何ぞやの定義も明確にしなければならぬし、まあこ

れは学者に任せるととも、政治の面においては、

五ヵ年計画を立てて五ヵ年でこの辺まで持つてい

くんだといふ一つのビジョンを描き、そして総合的な判断のもとにおける具体的なプログラムを立

てなければ、いまのよう何でも福祉というレッ

テルを張れば結構だというような積み重ねでは難

然、混然としておりますので、交通整理をする意

味においても、われわれの努力を計画的、組織的、

能率的なものにするためにも、まず二木内閣では、

ひとつこの辺で福祉社会のビジョンを描いて、そ

れを達成するための福祉五ヵ年計画といふものを

立てて、そのために必要な高負担はこういうこと

である、われわれに言わせれば適正負担と言つておりますが、この程度の負担をしてもらわなければ困るのだ、こういう総論がなくて、それこそ各論の高負担の方が先へ出ることははなはだおかしい。福祉建設五ヵ年計画といつたようなビジョンを二木内閣において策定する意思ありや否や、この点だけ聞きたい。

○三木内閣総理大臣 竹本さんの説に私も全く賛成であります。そうでなければ、福祉といふものは、いろいろつまり食いつきなどをしてくる

と体系づけられない。国民に高福祉のためには負

担をお願いするにしても、一つの体系的な社会保障制度というものを推進していくから国民も負担を覚悟してほしいと言うのでなければ、それはな

かなか合意は得られないと思いますね。

○三木内閣総理大臣 そういう点で、来年度、五十一年度を起点とし

た社会保障の長期計画を立てる作業をいま厚生省

にしてもらっているわけです。経済企画庁にも五

十一年度を起点として、名前は何といいますか、そういうものが中心になるわけですが、この長期的な

ビジョンをやはり示して、そうして負担に対しても国民の合意を求めるということが必要であつて、全く私は同感でございます。そういう方向で

つくつておる。これとにらみ合わせて長期計画を立てる。こういうことで、国民に対しても、社会

福祉と言われておる、その中でも社会保障制度と社会経済発展計画といいますか、そういうものを

いうものが中心になるわけですが、この長期的な

ビジョンをやはり示して、そうして負担に対しても国民の合意を求めるということが必要であつて、全く私は同感でございます。そういう方向で

もつけておきます。

○竹本委員 念を押して伺いますが、そうしま

と、厚生省あるいは経済企画庁等の作業の結果、

三木内閣の長期的といいますか、中期的と申します

とか、福祉建設のビジョン、計画といふものが近

く出てくるのだと期待してよろしいわけですね。

○三木内閣総理大臣 そうでなければ、福祉政策

と言つても国民の合意のもとに進めていなければなりません。

○竹本委員 その内容になるかも知れないで

けれども、税の問題に入る前に一口だけ伺いたい

のですが、税の問題に入る前に一口だけ伺いたい

のですけれども、たとえばいま年金にしましても

あります。あるいは保険にいたしましてもいろいろな保険があります。

○竹本委員 それが先へ出でるはなはだお

けれども、税の問題に入る前に一口だけ伺いたい

のですけれども、たとえばいま年金にしましても

あります。あるいは保険にいたしましてもいろいろな保険があります。

○三木内閣総理大臣 一方では非常に激しい

要するにいまのアンバランスが非常に多い。そういうも

のを調整するとか、あるいは一本化するとかいう

ことを、当然の中に入らなければうそだと思つ

ています。一方では非常に惠まれた条件で年金ある

のですね。一方では恩給でももらっている、一方ではうそだと思つ

ています。一方では恩給でももらっている、一方ではうそだと思つ

ています。一方では恩給でももらっている、一方ではうそだと思つ

いうよつなお考えが根底にあるかどうか、そこだけ伺つておきたい。

○三木内閣総理大臣 竹本さんの言わることは理想だとは思いますが、年金とか掛金を一本にするということは容易ならぬことで、ここでやると

いうお約束はいたしかねるわけであります。

それは、現状は給付の額も違いますし事業者の負担の額も違いますし、これを一本にするというのは、全く一本にできたらと私も思うのですが、これはやはり検討はいたしますけれども、約束はいたしかねるわけでございます。理想としてはそれが理想だとは思いますが、約束はできないといふことでござります。

○竹本委員 これは総理の言われるよう非常に困難を伴うし、それから団体あるいは個人のエゴと直接結びついた問題ですから、乗り切るには非常な決断が必要けれども、どの内閣か、いつの段階かはこれを乗り越えなければならぬ問題だと思うのです。そういう点でひとつ前向きに取り組んでもらいたいということを希望し、要望申し上げております。

次に、いわゆる福祉社会をつくっていくということで、適正な負担をする、あるいは政府の言われる言葉で言えば高負担をするという問題でござりますけれども、その場合に、将来はやはり社会保障税、という言葉がまだ十分熟しておりませんけれども、やはり社会保障のための社会保障税といったようなものを構想されるかどうかという

ことはより具体的に申しますと、いまの国民健康保険税みたいなものをさらに発展させていく形で取られておる分野が多いのですけれども、そういうものについては適正な負担能力に応じた負担になつておりますから、やはり税としての

いろいろの特殊事情は考慮しながら、また一方では累進的な要素を入れながら公正な取り方をする方がよろしい。いまいろいろの掛金とかいったようなものがばらばらに取られておるわけですけれども、将来はこれも整理統合して、やはり應能負担で適正な負担を願うよつはつきりした形をと

うな方がいい、そういう意味で社会保障税的なものをお考へべきであると思ひます。そういう構想がありますかということであります。

○三木内閣総理大臣 自然増収というものが余り期待できないし、福祉政策を推進していくこうと思えば財源問題にぶつかることは明らかです。そこで、社会保障税ということをお考へのよう

であります。政府は社会保障税というものに対

しての徴収方法のむずかしさというのも考えまして、いまは何の税ということもなく財源というものははどうしても必要である。長期的な計画を立てて国民の合意を得るならば、やはり案によつては増税に対しても国民の納得は得られる、そういう点で何らかの財源を考えなければならぬので、いまそれをどういう税にするかということについて、そこまで検討は進んでおるわけでございませんが、あらゆる角度から、どういうふうな財源、それが何をどういう税にするか、既成の税率を上げていくというようなこともあります。

ただ、社会保障税というものはなかなか徴収方法のむずかしさがあつて、いま社会保障税といふことを頭に置いて検討の中に入れていくといふ

とではないのですけれども、これもやはり十分考

えてみる問題の一つでございましょうが、いまは弱い庶民の立場に立つて考えると、アンバランス

あるいは不公平というものが相当多い。したがつて、いまはアンバランスがないというよつたとき付加価値税が出てきて、むしろそれを是正するという形になつてくるならば、これはまた一つの意味があると思うのですけれども、事実は恐らく逆で、いまがすでに不公正が大きい。その上にまた今度は付加価値税が出るということになると、不公正が二倍にも三倍にもなつてくる。そういう意味で、付加価値税を導入するということをもし

ます。

○竹本委員 最後はまとめてひとつ質問申し上げますが、先ほども議論になりまして、総理は、付加価値税については、いまやろうと思つても来年やれるはずはないというお考へを御答弁いただきました。

それに関連してでござりますけれども、減税経済、成長というよつなことになりますと、財源はいよいよなくなる。一方で福祉国家建設という

ことがかかる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるという可能性というか、それが大いにある

といふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるという可能性というか、それが大いにある

といふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむ

ずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむ

ずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

直化する。こういうことで、財源対策が非常にむずかしくなる。そういう意味で付加価値税といふものが、来年か再来年かは別としても日程に上つてくるといふふうに思つてます。また政府がそれを考へようときでいるようにも思つておれども、それが大いにある

らざるとするならば、私は付加価値税導入の前提条件として、いまの税制の不公正を大きく是正しておかなればならぬと思うが、その点はどうか。これが第一点であります。

それから第二点は、そこ不公正を是正する一つの有力な方法として、富裕税というものを政府で考へられる意思があるかないか。私は考へるべきだと思つてますけれども、政府に御意思があるかどうかというのが第二点であります。

それから第三番目は、中小企業に対する付加価値税の影響といつものは非常に大きい。ある意味から言へば、中小企業は付加価値税が出てくれば、それが割合の問題、程度の問題がむずかしくなるから申しますと、税務署に攻め立てられて大変づくさくなるという問題もあるでしょう。ある意味

から申しますと、税務署に攻め立てられて大変づくさくなるという問題もある程度のことを大変やかましく言つておられるようござりますけれども、一番大事なことは、大衆の負担になるかならないか、もちろん大衆が全然負担しないでいいと私は思ひません。やはりある程度の負担するものが当然だと思つておりますが、それは割合の問題、程度の問題がむずかしくなる

から申しますと、税務署に攻め立てられて大変づくさくなるという問題もある程度のことを大変やかましく言つておられるようござりますけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な

配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

最後に、もう一つの問題点は、税務職員の問題に織り込まれてしまつというよつな危険もありますが、そういう点、中小企業対策について慎重な配慮が要ると思つけれども、それはどうか。

年に一回調べておるかということの問題になりまして、いまでも持ち帰りだと休暇が十分とれないとかいつたように労働が強化されておるのに、

この上の労働強化はできないので、結局は十年に一遍会社に行つてみる、あるいは二十年に一遍行つてみると、いつたような非常なお粗末な調査体制にならざるを得ない。

結局、税金といふものは、税を高くしたり新税を設けることが税収になるのか、あるいはいまある税制を正直に完全に実行して、取るべきものはちゃんと取るということがいいのかという問題がまず一つあると思うのですけれども、そういう意味から、一つは国税職員のむちやくやな労働強化になるのではないか。一つは税の調査が散漫になつてしまつ心配はないのか。

あわせて、これも先ほども議論が出ましたけれども、いまの国税の職員の例の水準差の問題がありますが、これは一時二五%といったものがだんだん減つて一〇%を割りまして、最近また御努力の結果一〇%に回復したのですけれども、その税務職員の水準差の問題は一体どういうふうに考えられるのであるか。

というのは、総理私がわかるよつに言いますから大丈夫です。教職の方は今度二五%，いまでなかつたものが改めて二五%ということで、去年は一〇%か九%，ことし七%，来年また何とかということで、これこそ今までなかつたものには二五%の特別なアラスアルファをくつけるという御努力をなさつておる。

ところが、税務職員の方は、仕事はいま言つたようになんだん忙しくなる。付加価値税でも出ればなおさら忙しくなる。しかるに、実際は二五%あつたよつたものが、だんだん減つて一〇%以下になつて、やつと回復していま一〇%だということですけれども、付加価値税を導入するかしないかにかかわらず、この問題は一遍に二五%へ、もとへ返せといふよつたことは言いませんけれども、やはりもう少し上げるよつた努力をいまの段階でやるべきではないかと思いますが、その点に

ついてどうか。

以上であります。

○三木内閣総理大臣 付加価値税についていろいろ竹本さんの御質問がありました。これは国民負担の全般から考えなければならない。中小企業に対しての配慮もそういう場合には要る。中小企業への配慮といふものは、私はできると思います。しかし一般国民の、税の一つの基礎になる国民負担という全般的な点からは、これは十分慎重な検討をしなければならぬわけでございます。

いま付加価値税を政府が採用しようということで検討しておるわけではないので、福祉国家建設ということが大きな国民の一つの願つておる方向であるとするならば、財源をどうするかという問題にぶつかるわけでありますから、そういう場合に付加価値税というものが研究の一つの課題であることは事実であつても、いま言つたいろいろな問題があるわけでございますから、これは今後の検討にいたしたい。いま竹本さんの御指摘のようないふうふうな新しい税をやる場合においては育成すればならぬことは当然でございます。

税務職員については、いまやつておる仕事に対する反省も必要でしようが、やはりこれは、そういうふうな新しい税をやる場合においては育成する必要がある。

水準差の問題は、私が聞いてここで答えるよりも、やはり主税局長自身からお答えをした方が適当で、その問題については主税局長がお答えをいたします。

水準差の問題でございますが、かねてございました水準差が縮まつておることは御指摘のとおりでござります。毎年国税庁の方でも努力をいたしておりまして、人事院、大藏省にもかなり配慮をしていました。それでおりまして、昨年あたりは相当回復をしたところですが、御指摘のように教員の問題もござりますから、そういうものとの兼ね合いもつけまして、なお一層そういう方向に国税庁とし

て努力をするつもりでございます。

○上村委員長 次回は、明二十日木曜日、午前時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十九分散会